# 令和5年度 自 己 点 検 評 価 書

令和 6 (2024) 年 12 月 環太平洋大学

# 目 次

| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・<br>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1   |
|--------------------------------------------------------------------------|-----|
| Ⅱ.沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                              | 4   |
| Ⅲ.評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                 | 10  |
| 基準 1. 使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                          | 10  |
| 基準 2.学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                          | 18  |
| 基準 3.教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                         | 43  |
| 基準 4.教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                        | 53  |
| 基準 5. 経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                         |     |
| 基準 6.内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                         | 77  |
|                                                                          |     |
| Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・               | 81  |
| 基準 A.「挑戦と創造の教育」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                      | 81  |
|                                                                          |     |
| V. 特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                              | 95  |
|                                                                          |     |
| VI. 法令等の遵守状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                       | 97  |
|                                                                          |     |
| Ⅷ. エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                          |     |
| エビデンス集(データ編)一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・                                          |     |
| エビデンス集(資料編)一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                        | 114 |

### I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 創志学園の建学の精神・基本理念

学校法人創志学園は、「挑戦と創造の教育」を建学の精神として掲げ、「教育する者も教育される者も共に成長しながら教え育む」という「共育」を教育活動の基本に置いている。 創立以来、教育のあらゆる分野で児童、生徒、学生の持てる可能性を引き出すことにひたむきな情熱を傾け、また、児童・生徒・学生の直面する問題に対して、教職員が深く積極的に関わっていくことで、その豊かな才能を導き出し、成長・発展させてきた。

この教育実践活動の中で、学校法人創志学園は、恒常的に「時代の求める教育の追求」 をモットーにして、教育内容・形態及び教育サービスの充実を図りながら、日本をはじめ として地域・年齢層とも多岐にわたる幅広い教育のフィールドで教育活動を展開している。

# 2. 環太平洋大学の建学の精神・基本理念、使命・目的

### 2-1. 環太平洋大学の建学の精神等

「環太平洋大学 (International Pacific University) 通称:IPU」(以下、「本学」) は、平成 19 (2007) 年 4 月に開学した。建学の精神、教育理念、教育指針等は、次のように謳っている。

○建学の精神:挑戦と創造の教育

○教育理念 :①教育とスポーツの融合

②時代の求める教育の追求

③教育する者も教育される者も共に成長しながら教え育む(共育)

○教育指針 : ①個性教育:豊かな人間性と個性を育む教育

②実学教育:深い専門性と実践力を身につける教育

③国際教育:コミュニケーション能力とグローバルマインドを涵養

する教育

本学は、この建学の精神に基づいて、体育学部と次世代教育学部、経済経営学部の3学 部において、上に示した三つの教育理念を活かした教育を通し、本学の使命・目的の実現 に努めている。

教育理念の①は、教育とスポーツのそれぞれのよさと学びを双方に活かしていこうとするもので、例えば、スポーツにおける目標の明確性やスポーツで培われる「礼法・克己心・忍耐力・チームワーク力」等を人間教育に活かしていこうとするものである。教育理念の②は、時代の要請を先取りし、学部・学科のカリキュラム編成に活かしていこうとするものである。教育理念の③は、教職員と学生・保護者の対話に基づき、教育改善を図り、「学生のための大学」を構築しようとするものである。これらの理念は、体育学部、次世代教育学部、経済経営学部の3学部からなる本学の特色を活かしたものであり、これからの日本に求められる重要なものであると考えている。

### 2-2. 環太平洋大学の使命・目的と設立の経緯

本学の使命・目的については、学則に次のように定めている。

本学は、学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、教育・スポーツの両面を通じて、健全で豊かな人格を備えた教育者・指導者を養成するとともに、深い専門性と応用力を兼ね備えた真に次代を担う国際人となり得る人材を輩出することで社会に貢献することを目的とする。

こうしたことを目的とする大学設立の経緯、状況は以下のとおりである。

わが国がかつて経験したことがない超少子高齢化社会と対峙する中で、「持続的に発展可能な社会」の実現とそれを担う人材の育成は、国家的、社会的な緊急の課題である。この少子高齢化社会の中で、持続的に発展していくために取り組むべきテーマは少なくない。中でも身体能力や健康状態に応じた健康・体力の維持増進、併せて、わが国の未来を見据えた子育てや次世代の教育は不可欠である。そうした認識のもとで、健康づくりを推進する人材の育成、及び、次世代教育に携わることができる保育者・教育者の育成を通して、「持続的に発展可能な社会」の形成に貢献することが本学設置の趣旨である。

この趣旨を実現するために、平成 19 (2007) 年の開学から 2 学部を設置し、前述の課題解決に貢献できる人材を輩出することを目指してきた。

まずは、超少子高齢化社会という構造的変容の中で、健康づくりに寄与できる心身ともに健全な人材を育成し、体育・健康運動に関する教育研究を通して、運動技能の卓越した競技者・指導者の育成を目的とする「体育学部」を設置した。

また、激変期にある現代社会の教育的諸問題に対して、新しい自律改革型の保育者・教育者・指導者を育成し、ひいては、そのような理解と展望の裏づけを元に幼保一体化(一元化)や保幼小の連携を視野に入れながら、自らの力で判断し、行動できる次世代を育むことを目的とする「次世代教育学部」を設置した。

これらの目的のもとに、「グローバル化」、「少子高齢化社会」、「健康の保持増進や豊かなスポーツライフの実現」、「いじめや不登校等の教育課題」といった現代の諸問題に対応し、次世代を含む全ての人々にとって健全で質の高い社会を構築していくため、本学は平成24(2012)年4月から、次世代教育学部に国際教育学科を、体育学部に健康科学科を設置し、2学部5学科体制による教育研究を推進してきた。

これにより、次世代を含む全世代を通じて「持続的に発展可能な社会」の形成に貢献し 得る地球的視野を持った人材を岡山の地において育み、その教育研究成果を地域社会や教 育界、さらには産業界へと還元し、多元的に広く共有しながら、地域の文化や教育に役立 つ高等教育機関としての使命を果たしていこうとしている。

さらに、平成 28 (2016) 年 4 月に経営学部現代経営学科(令和 4 (2022) 年に経済経営学部に名称変更)を開設し、本学は 3 学部体制へ移行した。これは、経営・経済に関する幅広い知識と教養を土台として、経営学、国際経済、会計・ファイナンス、マーケティングに関する専門知識を体系的に学び、企業実務やマネジメント手法等の実学に触れながら、グローバル化する社会に持続的に貢献できる人材の育成を目的としている。

### 3. 環太平洋大学の個性・特色等

本学の建学の精神である「挑戦と創造の教育」は、学校法人創志学園の設立者であり総長(初代理事長)である大橋博の教育理念・教育信念・教育経験に基づくものであり、他大学には見られない含蓄に富む、特色ある内容から成るものである。

その実現のために掲げている三つの基本理念は個性・特色に満ちたものになっている。 とりわけ、一つ目の「教育とスポーツの融合」は、今日、本学の教育の基盤をなし、大きな特徴となって発展している。これは今日の社会が若者に求める重要な資質・能力の一つである。

大橋博の教育理念・教育信念・教育経験に基づきスタートした本学は、令和 5 (2023) 年度までに第 14 期生を卒業生として世に送り出している。平成 28 (2016) 年からは、3 学部 6 学科となった(うち、次世代教育学部 国際教育学科は平成 28 (2016) 年 4 月に学生募集を停止し、「経営学部 現代経営学科」に発展的改組とした)。この間の進路決定率は非常に高く、本学の教育成果を示す一つの指標として評価できるものと考えている。教職、公安系公務員職、行政公務員職をはじめとして、スポーツ実績を活かして実業団へ就職した者も少なくない。

こうしたことから、本学は開学以来の体育学部と次世代教育学部を中心に、さらに、経済経営学部を新たに加え、特色ある大学としてその基盤を形成しつつあると考えている。

現代日本社会の少子化時代にあえて開学した本学は、上記のような実績を踏まえて、今、まさに広大な視野に立脚し、「挑戦と創造の教育」の建学の精神のもと、基本理念に基づいて、「教育とスポーツの融合」「時代の求める教育の追求」「教育する者も教育される者も共に成長しながら教え育む(共育)」を実践しながら、激しく変容する国際社会に必要とされる人材育成を信条に、学生と教職員が相互主体的な関係で共に育ち成長する「どこにもない大学」づくりに鋭意邁進しているところである。

# Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

### 1-1. 「学校法人創志学園」及び「環太平洋大学」の沿革

<学校法人創志学園の沿革・年表>

- 昭和15(1940)年4月 宇和島市笹町に大和女子学園・大和女子専門学校を創立。
- 昭和24(1949)年7月学校法人大和女子学園設立認可。
- 昭和36(1961)年4月 宇和島栄養学校·宇和島保育学校設立認可。
- 昭和41(1966)年 1月 愛媛女子短期大学設置認可。食物栄養科(定員200名)・保育科 (定員100名)設置。
- 昭和42(1967)年 1月 愛媛女子短期大学附属幼稚園設置認可。
- 昭和58(1983)年10月 学校法人大和女子学園から愛媛女子学園に法人名称変更。
- 平成 6 (1994) 年 5 月 大橋博が学校法人愛媛女子学園第 4 代理事長に就任し、国際教育・実社会教育・個性教育を教育理念とする。
- 平成 12 (2000) 年 12 月 愛媛女子短期大学留学生別科設置。
- 平成13(2001)年3月学校法人国際情報学園を吸収合併。クラーク記念国際高等学校を併設(平成4(1992)年4月開校)。
- 平成13(2001)年8月学校法人愛媛女子学園から学校法人創志学園に法人名称変更。
- 平成14(2002)年3月日本健康医療専門学校設置認可。
- 平成15(2003)年2月専門学校東京国際ビジネスカレッジ設置認可。
- 平成16(2004)年3月専門学校福岡国際ビジネスカレッジ設置認可。
- 平成17(2005)年3月 専修学校クラーク高等学院天王寺校設置認可。
- 平成17(2005)年3月法人本部事務局を愛媛県宇和島市より神戸市中央区に移転。
- 平成 18 (2006) 年 4月 愛媛女子短期大学健康スポーツ学科設置。
- 平成 18 (2006) 年 11 月 環太平洋大学設置認可。体育学部 (定員 400 名)・次世代教育学部 (定員 800 名)・次世代教育学部通信教育課程 (定員 2,000 名)を設置。
- 平成19(2007)年4月環太平洋大学開学。大橋博が初代学長に就任。
- 平成 20 (2008) 年 12 月 愛媛女子短期大学保育学科を子ども学科に学科名称変更、健康 スポーツ学科定員変更 (100 名)、食物栄養学科募集停止。
- 平成 22 (2010) 年 2月 ベル学園高等学校の設置者変更認可、学科改組により全日制課程普通科を設置 (170名)。
- 平成 22 (2010) 年 4月 ベル学園高等学校から創志学園高等学校に校名変更。 環太平洋大学学長に梶田叡一第 2 代学長が就任。
- 平成 23 (2011) 年 4月 環太平洋大学 東京・大阪グローバルスタディセンター (留学生 別科) 設置 (定員 200 名)。
- 平成 24 (2012) 年 4月 環太平洋大学次世代教育学部国際教育学科(定員 400 名)、体育学部健康科学科(定員 240 名)設置。体育学科定員変更(400 名→560 名)。学級経営学科を教育経営学科(400 名→480 名)に、幼児教育学科をこども発達学科(400 名→320 名)に名称

変更及び定員変更。学級経営学科(通信)を教育経営学科(通信)に名称変更。

環太平洋大学学長に中原忠男第3代学長が就任。

愛媛女子短期大学を環太平洋大学短期大学部に名称変更。

専門学校福岡国際ビジネスカレッジを専門学校東京国際ビジネスカレッジ福岡校に校名変更。

平成 25 (2013) 年 4月 環太平洋大学短期大学部健康スポーツ学科を廃止。専門学校東京国際ビジネスカレッジにキャリアアップ専攻科を設置。

平成 26 (2014) 年 4月 環太平洋大学・神戸グローバルスタディセンター(留学生別科) 開設 (定員 50 名)。

平成 26 (2014) 年 4月 専修学校クラーク高等学院大阪梅田校及び名古屋校を設置認可。

平成27(2015)年4月環太平洋大学体育学部体育学科の収容定員増(560名→800名)。

平成27(2015)年8月東京経営短期大学の設置者変更認可。

平成28(2016)年4月環太平洋大学学長に大橋節子第4代学長が就任。

環太平洋大学次世代教育学部国際教育学科募集停止。

環太平洋大学教育経営学科(通信)収容定員減(1,320名→1,000名)。

環太平洋大学経営学部現代経営学科(定員900名)を設置。

平成29(2017)年4月 東京経営短期大学こども教育学科(定員120名)を設置。

平成 30 (2018) 年 4月 環太平洋大学体育学部体育学科の収容定員増 (800 名→1,200 名)。

令和 3 (2021) 年 2月 環太平洋大学経営学部の名称変更届出。

令和 3 (2021) 年 8月 環太平洋大学経営学部の定員変更認可。

令和 4 (2022) 年 4 月 環太平洋大学経営学部を経済経営学部に名称変更及び収容定員 増 (900 名→1,100 名)。

令和 5 (2023) 年 4月 増田哲也が第2代理事長に就任。

環太平洋大学体育学部競技スポーツ科学科申請。

### 1-2. 「環太平洋大学」の名称の由来と沿革

国と国の垣根を越えた教育の国際化は、もはや避けて通ることができない世界的規模の課題となりつつある。一国の教育制度には歴史的かつ文化的、社会的な背景があり、それぞれに特長を持っている。お互いの教育システムの長所を活かし、グローバルな個性をもった人材、国際的に通用する次代の若者を育てていくことは、地球的なスケールの教育において重要である。

本学の設置の背景には、「International Pacific University 構想」がある。この構想は昭和62 (1987) 年に提唱され、平成元 (1989) 年8月にハワイのホノルルにて「International Pacific University カリキュラム委員会」が開催された。環太平洋圏各国の大学や教育機関等で活躍している識者が集い、環太平洋圏各国の青年たちに国際的な教育の機会を提供することを目的に、環太平洋圏各国の大学で傑出した教育に関わる制度と技術、思想と知識を組織的に凝縮した大学を目指して、国境を越えた教育ネットワークを構築することの重

要性が再確認された。さらに、人種や国境を越えた「太平洋人」、「地球市民」として、教育・スポーツビジネス・文化等の領域を通して、お互いを深く理解し合える若者の育成を基本理念に掲げた。

この理念を実現のため、本件カリキュラム委員会は各国にて「International Pacific University」の開学に対する支援や各大学との共同体制を確立し、域内における学生交流、教員交流、海外インターンシッププログラム等を促進し、ひいては大学間の単位互換を可能にする体制を速やかに構築していくことを目標に掲げた。こうして、大学教育のネットワーク化を推進する「International Pacific University 構想」の先駆けとして平成 2(1990)年に設立されたのが、「インターナショナル・パシフィック大学」(IPC、現在の Institute of the Pacific United New Zealand、以下「IPUNZ」という。)である。環太平洋の中でも特筆できる高い教育水準を誇り、加えて教育・自然環境ともに恵まれたニュージーランド国内初の私立大学となった。

これに次ぐ環太平洋大学の開学により、「International Pacific University 構想」は第2 ステージへと突入することとなる。環太平洋地域における大学のさらなるネットワーク化 により、各国大学間の教育研究に関する相互交流も促進され、大学教育のグローバルスタ ンダードをカリキュラムとして構築していくことによって、本学は大学における真の国際 教育の実現を目指している。

この環太平洋圏における連携推進の目標を明確にするために、本学の名称を「環太平洋大学」と定め、英語表記を「International Pacific University」とした。

# 2. 本学の現況

• 大学名

環太平洋大学(International Pacific University)通称: IPU

ロゴタイプ (logotype)



# • 所在地

| 校地(キャンパスの名称)   | 所在地                   |  |  |  |  |  |
|----------------|-----------------------|--|--|--|--|--|
| 第一キャンパス        | 岡山県岡山市東区瀬戸町観音寺 721 番地 |  |  |  |  |  |
| 第二キャンパス        | 岡山県岡山市東区矢津 2050 番地 13 |  |  |  |  |  |
| 岡山駅前グローバルキャンパス | 岡山県岡山市北区下石井 2-2-1     |  |  |  |  |  |

- ※ 第一キャンパスに、環太平洋大学附属鍼灸整骨院(岡山県岡山市東区瀬戸町観音寺 721 番地)を置く。
- ※ 横浜市に環太平洋大学附属国際科学・教育研究所(横浜市中区桜木町 1-1-7 TOC みなとみらい 16 階)を置く。
- 学部構成 ※ 3 学部 5 学科体制

≪通学課程≫

(令和5年5月1日現在)

|         |                |       | 入 学 定 員 |       |      |       |      |       |      |         |
|---------|----------------|-------|---------|-------|------|-------|------|-------|------|---------|
| 学部      | 学 科            | 令和5   | 年度      | 令和 4  | 年度   | 令和 (  | 3年度  | 令和 2  | 2 年度 | 収容      |
| 部       | <del> </del>   | 1年    | 3 年     | 1年    | 3 年  | 1 年   | 3 年  | 1年    | 3 年  | 定員      |
|         |                | 入学    | 編入学     | 入学    | 編入学  | 入学    | 編入学  | 入学    | 編入学  |         |
| 体育学部    | 体育学科           | 300 人 | _       | 300 人 | _    | 300 人 | _    | 300 人 | _    | 1,200 人 |
| 学部      | 健康科学科          | 60 人  | -       | 60 人  | _    | 60 人  | _    | 60 人  | _    | 240 人   |
| 次世代教育学部 | こども発達学科        | 80 人  | -       | 80 人  | _    | 80 人  | _    | 80 人  | _    | 320 人   |
| 代数      | 教育経営学科         |       |         |       |      |       |      |       |      |         |
| 育       | (小学校教育専攻)      | 100人  | _       | 100 人 | _    | 100 人 | _    | 100 人 | _    | 400 人   |
| 部       | (中高英語<br>教育専攻) | 20 人  | _       | 20 人  | _    | 20 人  | _    | 20 人  | _    | 80 人    |
| 経済経営学部  | 現代経営学科         | 250 人 | 50 人    | 250 人 | 50 人 | 200 人 | 50 人 | 200 人 | 50 人 | 1,000 人 |
|         | 通学課程 合計        | 810 人 |         | 810 人 |      | 760 人 |      | 760 人 |      | 3,240 人 |

≪通信教育課程≫

(令和5年5月1日)

|         | 学科              |       | 定員    |         |       |       |       |       |       |         |
|---------|-----------------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 学       |                 | 令和5年度 |       | 令和 4 年度 |       | 令和3年度 |       | 令和2年度 |       | 収容      |
| 部       | <del>7</del> 17 | 1年    | 3年    | 1年      | 3年    | 1 年   | 3 年   | 1 年   | 3 年   | 定員      |
|         |                 | 入学    | 編入学   | 入学      | 編入学   | 入学    | 編入学   | 入学    | 編入学   |         |
|         | 教育経営学科          |       |       |         |       |       |       |       |       |         |
| 盗       | 通信教育課程          |       |       |         |       |       |       |       |       |         |
| 代数      | (初等教育専攻)        | 20 人  | 150 人 | 20 人    | 150 人 | 20 人  | 150 人 | 20 人  | 150 人 | 380 人   |
| 次世代教育学部 | (中高英語教育専攻)      | 20 人  | 20 人  | 20 人    | 20 人  | 20 人  | 20 人  | 20 人  | 20 人  | 120 人   |
| 部       | (中高数学教育専攻)      | 20 人  | 20 人  | 20 人    | 20 人  | 20 人  | 20 人  | 20 人  | 20 人  | 120 人   |
|         | (看護教育専攻)        | 20 人  | 150 人 | 20 人    | 150 人 | 20 人  | 150 人 | 20 人  | 150 人 | 380 人   |
|         | 合 計             | 80 人  | 340 人 | 80 人    | 340 人 | 80 人  | 340 人 | 80 人  | 340 人 | 1,000 人 |

- ※ 通信教育課程における2年次編入については、毎年若干名の定員を設けている。
- ※ 平成 25 年度より、次世代教育学部教育経営学科〔通信教育課程〕の入学定員(300 $\rightarrow$ 160 人)、編入学定員(400 $\rightarrow$ 680 人)を変更。
- ※ 平成 28 年度より、次世代教育学部教育経営学科〔通信教育課程〕の1年次における入学定員の変更(160→80人)。

# • 学生数、教員数、職員数

# 〔1〕学生数

# 《通学課程》

| ₩ <del>↑</del> ₽ | 出 刊     | 入学  | 編入学 | 収容    | 在籍    | 在籍学  | 生数の内 | 訳(単位 | :;人) |
|------------------|---------|-----|-----|-------|-------|------|------|------|------|
| 学部               | 学科      | 定員  | 定員  | 定員    | 学生数   | 1 年次 | 2 年次 | 3 年次 | 4 年次 |
| 体育               | 体育学科    | 300 |     | 1,200 | 1,240 | 302  | 333  | 294  | 311  |
| 学部               | 健康科学科   | 60  | _   | 240   | 239   | 63   | 67   | 52   | 57   |
| 次世代              | こども発達学科 | 80  | _   | 320   | 251   | 42   | 63   | 72   | 74   |
| 教育学部             | 教育経営学科  | 120 | _   | 480   | 490   | 120  | 104  | 118  | 148  |
| 経営学部             | 現代経営学科  |     |     | 2     | 2     |      |      | _    | 2    |
| 経済経営<br>学部       | 現代経営学科  | 250 | 50  | 950   | 722   | 177  | 160  | 163  | 222  |
|                  | 合 計     | 810 | 50  | 3,190 | 2,944 | 704  | 727  | 699  | 814  |

# 《通信教育課程》

# (令和5年5月1日付)

| 224 Apr | 学科                             | 入学             | 編入学             | 収容                | 在籍                | 在籍学         | 生数の内        | 訳(単位           | ; 人)              |
|---------|--------------------------------|----------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------|-------------|----------------|-------------------|
| 学部      | (課程、専攻)                        | 定員             | 定員              | 定員                | 学生数               | 1 年次        | 2 年次        | 3 年次           | 4 年次              |
| 次世代 教育  | 教育経営学科<br>〔通信教育課程〕<br>初等教育専攻   | 20             | 150             | 380               | 451               | 13          | 13          | 94             | 332               |
| 学部      | 中高英語教育専攻<br>中高数学教育専攻<br>看護教育専攻 | 20<br>20<br>20 | 20<br>20<br>150 | 120<br>120<br>380 | 277<br>197<br>236 | 3<br>5<br>1 | 4<br>9<br>0 | 40<br>23<br>62 | 168<br>160<br>173 |
| 合       | 計 (正科生)                        | 80             | 340             | 1,000             | 1,161             | 22          | 25          | 280            | 834               |
| 禾       | 科目等履修生                         | _              | _               | _                 | 142               |             | _           |                | _                 |
|         | 合 計                            | _              | _               | _                 | 1,303             | _           | _           | _              | _                 |

# 〔2〕教員数

| 学部                   | 学科                 | 教授  | 准教授 | 講師  | 助教  | 助手  | 合 | 計   |
|----------------------|--------------------|-----|-----|-----|-----|-----|---|-----|
| / <del>*</del> ** ** | 体育学科               | 12  | 7   | 12  | 6   | 0   |   | 37  |
| 体育学部                 | 健康科学科              | 5   | 1   | 3   | 2   | 0   |   | 11  |
|                      | こども発達学科            | 5   | 5   | 3   | 2   | 0   |   | 15  |
| 次世代                  | 教育経営学科             | 18  | 11  | 5   | 2   | 0   |   | 36  |
| 教育学部                 | 教育経営学科<br>〔通信教育課程〕 | (4) | (0) | (0) | (0) | (0) |   | (4) |
| 経済経営<br>学部           | 現代経営学科             | 9   | 4   | 10  | 2   | 0   |   | 25  |
|                      | 合 計                | 49  | 28  | 33  | 14  | 0   |   | 124 |

注:()は通信教育課程の専任教員数の内数。

(令和5年5月1日現在)

専任教員 124人(4人)

<u>兼任講師 48 人</u>

合 計 172人(4人)

# 〔3〕職員数

| 事務職員 | 専任   | 嘱託  | パート・非常勤<br>(アルバイトを含む) | 派遣  | 合 計   |
|------|------|-----|-----------------------|-----|-------|
| 人数   | 89 人 | 5 人 | 19 人                  | 7 人 | 120 人 |

(令和5年5月1日現在)

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

### 基準1. 使命•目的等

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定
- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-3 個性・特色の明示
- 1-1-4 変化への対応
- (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

### (2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の「使命・目的」に関しては、環太平洋大学 学則第1条に以下のように定めている。【資料1-1-1】

### 環太平洋大学 学則

(目的)

第1条 本学は、学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、教育・スポーツの両面を通じて、健全で豊かな人格を備えた教育者・指導者を養成するとともに、深い専門性と応用力を兼ね備えた真に次代を担う国際人となり得る人材を輩出することで社会に貢献することを目的とする。

また、同学則第4条において体育学部と次世代教育学部及び経済経営学部の設置を定め、 併せて教育目的に関しては、「学部及び学科ごとの人材の養成に関する目的」として、学則 第4条の2に定めている。

### (学部及び学科の人材の養成に関する目的)

- 第4条の2 前条第1項に定める学部及び学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関しては、以下のように定める。
- 2 体育学部は、健康・スポーツ科学に関する教育研究を行い、「競技スポーツ」、「健康運動」、「健康・スポーツ教育」の専門職分野において科学的知識と実践力を備えた、社会のリーダーとして活躍できる人材の養成を目的とする。
- (1) 体育学科は、スポーツ科学に関する専門的知識と運動技能を身につけさせることによって、青少年のスポーツ教育に寄与できる指導者、アスリート、社会の多様な分野でリーダーとして活躍できる人材の養成を目的とする。
- (2) 健康科学科は、健康・医科学の深い専門性に裏づけられた実践力を養成する実学教育を重視し、「健康科学」を中心として、「健康医学」、「スポーツ医科学」や「保健衛生学」「保健医療学」の学際的な領域で学び、アスリートはもとより、広く人間の健康を科学する医療人の養成を目的とする。

- 3 次世代教育学部は、教育学・心理学・社会学等に関する教育研究を行い、「教育実践力」「コミュニケーション力」「異文化理解力」を備え、次代の社会を担い、自らの力で意思 決定や価値判断のできる人材の養成を目的とする。
- (1) こども発達学科は、激変する社会の中に生きる、子どもとその家庭を育むために、多面的に事象を理解する能力と実践力・協調性を培い、コミュニケーション能力に優れ、さらに国際感覚のある人材の養成を目的とする。
- (2) 教育経営学科では、次代を担う子どもが、豊かに自己実現をする上で不可欠となる基礎を培う教育を実践できる人材の養成を目的とする。
- 4 経済経営学部現代経営学科は、経営・経済に関する幅広い知識と教養を土台として、経営学、国際経済、会計・ファイナンス、マーケティングに関する専門知識を体系的に学び、企業実務やマネジメント手法等の実学に触れながら、グローバル化する企業活動に持続的に貢献できる人材の養成を目的とする。
- 5 次世代教育学部教育経営学科〔通信教育課程〕に関しては、「環太平洋大学通信教育課程 程規程」に定める。

以上のように、本学は体育学部と次世代教育学部及び経済経営学部の3学部を置き、それぞれの専門性を培うとともに、併せて教育とスポーツを融合することをねらいとしながら、教育活動を展開・実践している。

学則は『学生便覧 2023 IPU STUDENT HANDBOOK』に記載し、「環太平洋大学の建学の精神と教育指針」並びに「学部・学科の基本理念と教育活動」等について、丁寧に説明している。

### [エビデンス集資料編]

【資料 1-1-1】環太平洋大学 学則(【資料 F-3】と同じ)

### 1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的、教育目的等は、先に示したように学則において、それぞれ長文を避けて、 簡潔に数行で表現している。また、読み手に伝わりやすいように、抽象的な表現や難解な 語句を用いることなく、理解しやすい平易な表現としている。

### 1-1-3 個性・特色の明示

本学は、平成 19 (2007) 年 4 月に設立され、「挑戦と創造の教育」を建学の精神として 謳い、それを踏まえて時代や社会のニーズに応えるために、「どこにもない大学づくり」を 目指している。基本理念として掲げる「教育とスポーツの融合」、「時代の求める教育の追 求」、「教育する者も教育される者も共に成長しながら教え育む(共育)」の 3 点は、他大学 には見られない、独自性のあるものであり、学生便覧や大学ホームページ、大学案内にお いても明示している。【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

また、先に示した本学の学則第1条は、こうした精神を踏まえて定められたものであり、「教育とスポーツの両面を通じて」、「次代を担う国際人となり得る人材を輩出する」と謳い、本学固有の使命・目的を示し、個性に溢れ、特色あるものとなっている。

### [エビデンス集資料編]

【資料 1-1-2】学生便覧(【資料 F-5】と同じ)

【資料 1-1-3】大学案内(【資料 F-2】と同じ)

【資料 1-1-4】大学ホームページ

### 1-1-4 変化への対応

平成 19 (2007) 年 4 月に 2 学部 3 学科体制で設立された本学は、平成 22 (2010) 年度 に第 1 期生を送り出し、その進路決定率は 96.40%であった。そうした実績を踏まえて、本学の使命・目的については、これらを一層推進すべきとした。

そこで、この使命・目的を一層拡大充実し、時代の変化に対応すべきとして、体育学部に健康科学科、次世代教育学部に国際教育学科の2学科を新設することとし、平成24(2012)年4月よりスタートした。加えて、平成27(2015)年に体育学科の収容定員を560人から800人へ増員し、大学全体の収容定員は開学時の1,200人から、2,240人になった。続けて、平成30(2018)年には体育学科の収容定員を800人から1,200人へ増員した。

さらに、平成 25 (2013) 年度に定めた中期目標・中期計画の中の「時代の求める教育研究を追求し、それに基づき学部・学科等の新設や改組に取り組む」(p.14 の 1-2-③参照) に基づいて、時代・社会のニーズに応えるため、新たに平成 28 (2016) 年 4 月に経営学部の設置に至っている。

併せて、本学の使命・目的をよりよく達成するために、設立後4年間の教育活動を検証 し、カリキュラムの点検・見直しに取り組み、ゼミやキャリア科目の充実を図る方向で、 教育課程の改定を行った。

また、一方で次世代教育学部国際教育学科は平成 28 (2016) 年 4 月に学生募集を停止 し、経営学部現代経営学科(のちに、経済経営学部に名称変更) に発展的改組とすること で、平成 28 (2016) 年度は 3 学部 5 学科体制となった。【資料 1-1-5】

### [エビデンス集資料編]

【資料 1-1-5】共通基礎データ 様式 2

### (3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

建学の精神や基本理念は不変的なものであるが、学部・学科の教育目的は学科の新設や 名称変更等を踏まえ検討を加えて、学則等に明記した。本学は令和 5 (2023) 年度で設立 17年目を迎え、今後も学部・学科の増設及び定員増等を視野に入れ、時代の変化に対応し て、教育目的等の改善を図っていく。

- 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映
- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-4 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性
- (1) 1-2の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

### (2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学則に定められている本学の使命・目的等については、学校法人創志学園の理事会及び本学の教育経営会議の議を経て決定されたものであり、法人の役員・本学の教職員の支持を得ている。

建学の精神、使命・目的、学則については、学生や保護者への周知を図るため、年度ご との学生便覧等に記載されている。【資料 1-2-1】

さらに、大学の教職員総会や卒業必修授業(フレッシュマンセミナー/キャリアディベロップメント以下、「FS/CD」とする)等において、理事長や学長、役職者から、教職員及び学生に対して口頭で説明がなされている。【資料 1-2-2】

### [エビデンス集資料編]

【資料 1-2-1】学生便覧(【資料 F-5】と同じ)

【資料 1-2-2】教職員総会、FS/CD の資料等

### 1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的や教育方針等は、毎年の「学生便覧」に掲載するとともに、教職員には、理事長、学長から、教育経営会議や教職員総会、FD/SD(Faculty Development/Staff Development)研修会をはじめとする学内研修会等において丁寧に説明されている。また、学生に対しては、入学前研修、新学期オリエンテーション、キャリア形成のための卒業必修科目(1年次フレッシュマンセミナー、2年次キャリアディベロップメント、3年次キャリアデザイン)、及び少人数のゼミや日常の教育活動等において、担当教員や監督・コーチから定期的に具体的に説明されている。

学外に広く周知するため、ホームページ上において大学の使命・目的に関することを掲載し、学生募集等の機会には大学案内等を用いて対外的にアピールしている。加えて、本学の体育会の活躍や教育活動が、新聞、テレビ、ネットニュース等、各種メディアに採り上げられることが増えており、社会の本学への関心や認知度は高くなってきている。

本学は開学 17 年目を迎える歴史の浅い大学であるため、岡山県内はもちろん、他府県に広く深く認識されるには解決すべき課題が多く残されている。創設者の経営理念・教育方針や本学の使命・目的を学内外に伝えるための広報活動の高度化を進めることとする。

# 【資料 1-2-3】 【資料 1-2-4】 【資料 1-2-5】

### [エビデンス集資料編]

【資料 1-2-3】学生便覧(【資料 F-5】と同じ)

【資料 1-2-4】大学案内(【資料 F-2】と同じ)

【資料 1-2-5】大学ホームページ

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的は、『環太平洋大学 中期計画 令和2年4月1日~令和7年3月31日 (5年)』に於いて「教育の質の向上」「学生支援」「学生確保」「地域連携・社会貢献」「グローバル化の推進」等、中期計画の大半に反映されている。【資料1-2-6】

「教育の質の向上」としては、使命・目的に則って、「教養科目」「専門基礎科目」「コア科目」においてカリキュラム・マネジメントが計画されている。「学生支援」では、進路開発教育の進展や学生による主体的な活動の支援等、「夢・挑戦・達成」の支援が重視されている。「学生確保」では、健全で豊かな人格を備えた教育者・指導者を多く養成・輩出するため、これからの時代に即した募集計画が計画されている。「地域連携・社会貢献」「グローバル化の推進」では、地域創生に積極的に参画し、留学生の受け入れや海外留学の推進等、国際人となり得る人材の輩出にむけた計画がなされている。

このように、本学の建学の精神や基本理念、使命・目的を踏まえ、「時代の求める教育」 を具現化するため、教育、研究、国際・地域連携、施設・設備等の充実、改善目標の設定 及び実施計画が策定されている。

### [エビデンス集資料編]

【資料 1-2-6】環太平洋大学中期計画 令和 2 年 4 月 1 日~令和 7 年 3 月 31 日(5 年) 【資料 1-2-7】中期目標・中期計画に基づく各年度の計画(平成 25 年度~29 年度)

### 1-2-4 三つのポリシーへの反映

三つのポリシーに関しては、大学・学部の人材養成上の目的、教育研究上の目的に従って、学部・学科の特色を活かしたディプロマ・ポリシーを、それに従って、カリキュラム・ポリシーを、さらにそれらを踏まえてアドミッション・ポリシーを作成している。

【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】

### [エビデンス集資料編]

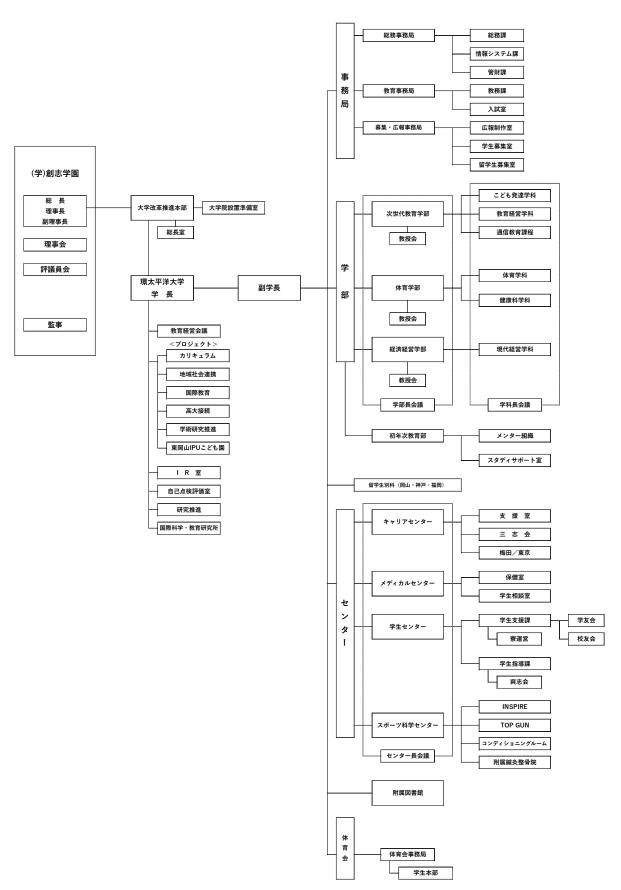
【資料 1-2-8】大学ホームページ

【資料 1-2-9】環太平洋大学 三つのポリシー(【資料 F-13】と同じ)

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

令和 5 (2023) 年度の本学の教育研究組織の全体をまとめたものが次頁の (図表 1-1-1) である。

# (図表 1-1-1) 令和 4 (2022) 年度 環太平洋大学組織図



経済経営学部は1学部1学科体制である。現代経営学科には、経営総合コース、グローバルビジネスコース、スポーツビジネスコース、公務員コースを開設し、時代を担うグローバル企業人、起業家、地域創生人材を育成している。(グローバルビジネスコースは、新型コロナウィルス感染症流行の影響により、海外留学の一旦停止を余儀なくされたため、大学案内の記載はされていない。)

次世代教育学部はこども発達学科と教育経営学科の2学科を設置している(国際教育学科は平成28(2016)年度から学生募集を停止)。こども発達学科には、幼児心理コース、幼児英語コース、幼児体育コースを開設し、幼稚園教諭・保育士・こども園保育教諭をはじめ、幼児教育のリーダーとして活躍する人材を育成している。教育経営学科には、小学校教員を育成する初等教育コース、中高の英語・体育・数学の教員を育成する中等教育コース、教育の学びを生かして社会貢献できる人材を育成する教育社会学コースを設定するとともに、1年次にIPUNZに1年留学できる留学制度を設けている。

体育学部には、体育学科と健康科学科の2学科を設置している。体育学科は、優れた指導力を持つ体育指導者や保健体育教員を育成する体育教員養成コース、スポーツビジネス界のリーダーを育成するリーダーシップコース、主に公安系の公務員を育成する公務員コース、科学的なアプローチ力を鍛え、競技力の向上を目指すスポーツ科学コース等を開設している。健康科学科には、医療系国家資格「柔道整復師」の資格取得を目指す柔道整復師コース、「柔道整復師」と「アスレティックトレーナー」の資格取得を目指す柔整・スポーツサポートコース、「柔道整復師」と「健康運動指導士」または「健康運動実践指導者」の資格取得を目指す柔整・健康トレーナーコースを開設している。【資料1-2-11】

学生指導の体制としては、それぞれの学部・学科に大学設置基準に規定される教員数を 上回る専任教員が配置されている。また、これに加えて、監督やコーチ等が併任教員とし て、学生の教育、指導、支援にあたっている。

留学支援に関しては、教育経営学科及び現代経営学科において、1年間の留学コースを設け、他学科では2年次留学を推奨している。さらに、現代経営学科には200人以上の留学生が在籍しているため、担当副学長の指揮のもと、留学生の派遣や受け入れの円滑化・推進、および、学修・生活指導を行っている。

なお、学部・学科に加えて、大学における研究の使命・目的を実現するために、附属研究所及びセンターとして「国際科学・教育研究所」や「スポーツ科学センター」に加え、 学生生活を支援する「学生センター」、就職を支援する「キャリアセンター」、学生募集や 入試を担当する「アドミッションセンター」等が設けられている。

また、本学では、(図表 1-1-1)「令和 5 (2023) 年度 環太平洋大学組織図」に示した運営組織の他に、常設の会議や委員会がそれぞれ所掌の事項を協議決定している。これらの中で、大学の運営や教育研究にとりわけ関わりの深い運営組織は次のような会議である。

【資料 1-2-12】【資料 1-2-13】【資料 1-2-14】これらの運営組織については、後の基準 3 において詳しく説明する。

《大学全体に関わる会議》

○教育経営会議 : 大学全体の経営・運営・教育等の基本方針や、大学の教学に関する重要事

項を審議する会で、構成メンバーは学長、副学長、学長補佐、学部長、学

科長、事務局長、その他学長が指名する者等である。

○事務局課長会議 : 大学事務における実務面での連絡調整と事前協議を行っている会で、構

成メンバーは、事務局長、事務局次長、総務課長、管財課長、教務課長、

情報システム課長である。

《学部・学科に関する会議》

○学部教授会 : 学部の教学に関する事項を審議する会であり、構成メンバーは学部の教授、

准教授等である。

○学科会議 : 学科の運営に関することを確認、協議、調整する会である。

### [エビデンス集資料編]

【資料 1-2-10】 令和 5(2023)年度 環太平洋大学組織図

【資料 1-2-11】 大学案内(【資料 F-2】と同じ)

【資料 1-2-12】 環太平洋大学 教育経営会議規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 1-2-13】 環太平洋大学 事務局課長会議規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 1-2-14】 環太平洋大学 教授会規則(【資料 F-9】と同じ)

### (3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の建学の精神、使命・目的等に基づく教育は、ここ数年間特に成果が見られるようになった。中でも、「教育とスポーツの融合」は、体育学部と次世代教育学部及び経済経営学部の3学部から成る本学にとって象徴的な方向性であり、就職実績やスポーツの各種大会における戦績等において評価すべき成果を上げている。【A-2-①(92-94 ページ)参照】 今後は、コロナ禍明けを見据え、対面による指導を強化していくことが課題である。

### [基準1の自己評価]

前述のように、本学の建学の精神、使命・目的等は具体的で簡潔な文章で表現されている。法令遵守は当然のこと、本学ならではの独自性・個性に溢れるものであり、本学にとって有効性に富むものと判断される。それらは学則、学生便覧、大学案内、大学ホームページ等への記載や、卒業必須科目(フレッシュマンセミナー、キャリアディベロップメント、キャリアデザイン)、教職員総会、オープンキャンパス等において、理事長、学長、役職者による説明を通して、学内外に周知されている。さらに、本学における教育研究組織は、本学の使命・目的を達成するために改善を図る上で、機能的な構成となっており、本学の使命・目的等を踏まえた三つのポリシー等が明文化され、周知が図られている。

本学は令和 5 (2023) 年度末で開学 17 年を迎え、第 14 期生までを卒業生として社会に送り出すことになった。在籍生の就職実績やスポーツの各種大会等における戦績はもちろんのこと、卒業生の活躍も目覚ましく、所期の成果を上げていると判断している。

以上のことから、総合的に基準1は満たしていると自己評価する。

### 基準 2. 学生

- 2-1. 学生の受け入れ
- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持
  - (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

- (2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

入学者受け入れ方針については、学生募集要項に、大学全体のアドミッション・ポリシーと、各学科の求める学生像が明記されている。また、大学ホームページには、学部・学科ごとのアドミッション・ポリシーが以下のように明示され、周知体制がとられている。

### 【資料 2-1-1】 【資料 2-1-2】 【資料 2-1-3】

1) 環太平洋大学のアドミッション・ポリシー

環太平洋大学は、豊かな人間性やコミュニケーション能力を備え、深い専門性と指導力・ 実践力を持った人材の育成を目指している。そのため、各学科の教育目的を理解し、大学 生の本分はまず、学業にあると心得、文化・芸術、スポーツ及びボランティア等、学内外 の様々な活動に進んで参加し、教養を広め、専門的知識・技術を身につけ、社会の発展に 寄与することができる人材を求めている。そこで、環太平洋大学は、建学の精神に則り、 学位授与に要求される能力を身につけた人材を育成するため、以下の資質・能力の獲得に 意欲を持つ様々な学生を広く国内外から受け入れる。

- AP1 本学の建学の精神、教育理念、および、教育指針を理解している。
- AP2 現代社会における課題を設定し、他者と協働して学び、目標を達成しようとする 意志を有している。
- AP3 専門分野への知識・技能を有し、それを用いて社会に貢献する意志を持っている。
- AP4 多様性・異文化を理解し、地球市民として交流したいと考えている。
- AP5 本学が提供する入学前教育に最後まで取り組むことができる。
- 2) 学部・学科のアドミッション・ポリシー
- (1) 体育学部

《体育学科》

体育学部・体育学科では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえ、 下記の資質・能力を有する者を入学者として選抜する。

- AP1 課題を設定し、他者と協働して学び、目標を達成しようとする意志を有している。
- AP2 体育・スポーツに関する専門知識・技能を用いて社会に貢献する意志を有している。
- AP3 多様性・異文化を理解し、地球市民として交流する意志を有している。

以上のアドミッション・ポリシーに基づき、体育学部・体育学科での学修に必要な学力や人間性などを多面的・総合的に評価するため、以下の選抜方法により入学者の選抜を行う。

### 《健康科学科》

体育学部・健康科学科では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえ、 下記の資質・能力を有する者を入学者として選抜する。

- AP1 課題を設定し、他者と協働して学び、目標を達成しようとする意志を有している。
- AP2 健康科学、柔道整復学、スポーツ医科学の知識・技能を用いて社会に貢献する意志を有している。
- AP3 多様性・異文化を理解し、地球市民として交流する意志を有している。

以上のアドミッション・ポリシーに基づき、体育学部・健康科学科での学修に必要な学力や人間性などを多面的・総合的に評価するため、以下の選抜方法により入学者の選抜を行う。

### (2) 次世代教育学部

### 《こども発達学科》

次世代教育学部・こども発達学科では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえ、下記の資質・能力を有する者を入学者として選抜する。

- AP1 課題を設定し、他者と協働して学び、目標を達成しようとする意志を有している。
- AP2 保育者としての専門知識・技能を用いて社会に貢献する意志を有している。
- AP3 多様性・異文化を理解し、地球市民として交流する意志を有している。

以上のアドミッション・ポリシーに基づき、次世代教育学部・こども発達学科での学修 に必要な学力や人間性などを多面的・総合的に評価するため、以下の選抜方法により入学 者の選抜を行う。

### 《教育経営学科》

次世代教育学部・教育経営学科では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー を踏まえ、下記の資質・能力を有する者を入学者として選抜する。

- AP1 課題を設定し、他者と協働して学び、目標を達成しようとする意志を有している。
- AP2 初等・中等教育に関する専門知識・技能を用いて社会に貢献する意志を有している。
- AP3 多様性・異文化を理解し、地球市民として交流する意志を有している。

以上のアドミッション・ポリシーに基づき、次世代教育学部・教育経営学科での学修に 必要な学力や人間性などを多面的・総合的に評価するため、以下の選抜方法により入学者 の選抜を行う。

### (3) 経済経営学部

《現代経営学科》

経済経営学部・現代経営学科では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを 踏まえ、下記の資質・能力を有する者を入学者として選抜する。

- AP1 課題を設定し、他者と協働して学び、目標を達成しようとする意志を有している。
- AP2 経済・経営に関する専門知識・技能を用いて社会に貢献する意志を有している。
- AP3 多様性・異文化を理解し、地球市民として交流する意志を有している。

以上のアドミッション・ポリシーに基づき、経済経営学部・現代経営学科での学修に必要な学力や人間性などを多面的・総合的に評価するため、以下の選抜方法により入学者の選抜を行う。

### [エビデンス集資料編]

【資料 2-1-1】学生募集要項(【資料 F-4】と同じ)

【資料 2-1-2】大学ホームページ

【資料 2-1-3】環太平洋大学 三つのポリシー(【資料 F-13】と同じ)

### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

### 1) 入学者選考の実施と検証

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れについては、本学アドミッション・ポリシーに基づき、「教育経営会議」において、入学者選抜の概要が策定され、教育経営会議の意見を徴し、学長が決定している。その内容を受け、入試室と入試委員会において入学者選抜の計画、実施運営にあたっている。また、入学試験の内容等について検討する会議を開催し、試験内容等について検討を行っている。なお、本学オープンキャンパスや地方説明会、高等学校教員向け説明会等において、建学の精神やアドミッション・ポリシーに言及し、受験生や保護者、高等学校教員等への周知に努めている。

入試問題作成にあたっては、入試問題作成委員の一部を外部委嘱としているが、各科目の責任者を本学教員が担当し、アドミッション・ポリシーに沿って作成している。

入試の実施体制については、事前に担当者打ち合わせ会を実施し、実施要領の説明や実施に伴う注意事項の連絡、面接に関する諸注意等、実施についての体制を整えている。総合型選抜入試における課題文の採点や、学校推薦型選抜入試で実施している小論文の採点については、詳細な採点基準を設け採点担当者で共有し正確かつ公平に採点できるようにしている。また、面接実施前に面接評価表に基づき、評価の基準や質問内容について説明を行い、共通理解を図った上で実施する等、公正で適正な入試の実施に努めている。

アドミッション・ポリシーに基づき、より良い入学者を確保する観点から、平成29(2017) 年度入試では面接の評価項目について、アドミッションセンター会議で検証し内容の改訂を行った。さらに、高校での探究活動の成果を発揮できるよう、令和4(2022) 年度入試の総合型選抜入試の中に「プレゼンテーション方式」を導入することを決定した。さらに、令和5(2023) 年度入試の総合型選抜入試を「自己推薦方式」「探究活動方式」「スポーツ・芸術方式」の3種に分けることが決定された。【資料2-1-4】

### 2) 入学者選抜方法

入学者は、以下の(図表 2-1-1)に示す入試区分と選抜方法に基づいて決定している。【資料 2-1-4】

入試区分 選抜方法 総合型選抜 自己推薦入試 課題レポート・面接(個別) 総合型選抜 探究活動入試 課題レポート・面接(個別)・プレゼンテーション 課題レポート・面接(個別)・競技・演技実績証明書 総合型選抜 スポーツ・芸術入試 学校推薦型選抜 指定校入試 課題レポート・小論文・面接(集団)・調査書 学校推薦型選抜 スポーツ・芸術入 課題レポート・小論文・面接(集団)・競技・演技実績 証明書・調査書 学校推薦型選抜 公募制入試 課題レポート・学習到達度検査・面接(個別)・調査書 学校推薦型選抜 系列校特別入試 課題レポート・面接・調査書 ※高大接続プログラム受講済証明書 一般選抜入試 課題レポート・国語+総合問題(必須)・英語又は数学 Iより1科目選択・面接(集団)・調査書 大学入学共通テスト利用入試 個別試験は課さない スポーツセカンドキャリア入試 課題レポート・小論文・面接(個別)・競技・演技実績 証明書 外国人留学生入試 日本語・面接(個別)

(図表 2-1-1) 2023 年度 入学者選抜の方法一覧

### [エビデンス集資料編]

【資料 2-1-4】学生募集要項(【資料 F-4】と同じ)

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

入学定員・入学者数・入学定員充足率等は以下(図表 2-1-2)のとおりである。

体育学部については、過去 5 年間入学定員を確保し、収容定員に関しても 115%を超えておらず、教育を行う上で支障はない。健康科学科についても、令和元 (2019) 年以降、入学定員を確保している。次世代教育学部についても、令和 3 (2021) 年度まで、収容定員を確保するとともに、定員の 115%を超えていない。しかし、教育経営学科は、令和 4 (2022) 年度、こども発達学科は令和 3 (2021) 年度以降、入学定員を確保できていない。経営学部現代経営学科については、開設以来 3 年間、定員を確保できない状態が続く中、令和元 (2019) 年度は 14.5%、令和 2 (2020) 年度は 12.5%入学定員を上回ったが、令和 3 (2021) 年度の入学定員充足率は 80.5%、令和 4 (2022) 年度の入学定員充足率は 66.0%、令和 5 (2023) 年度の入学定員充足率は 70.8%となった。

本学は、開学以来、学部・学科を増設しながら入学定員を増やし、教育成果を上げながら学生募集に努めてきた。令和2 (2020) 年度までは、その成果が表れ、大幅な定員超過や定員割れは見られず、適正な学生の受け入れが行われていた。しかし、コロナ禍の影響もあり、大学全体での入学定員充足率は、令和3 (2021) 年度には95.4%、令和4 (2022)

年度には92.6%、令和5(2023)年度には87.0%となった。

# (図表 2-1-2) 入学定員、入学者数、収容定員、在籍者数の推移

(令和5年5月1日現在)

# 〈体育学部〉

| 学科               | 項目      | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和 4 年度 | 令和5年度 |
|------------------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|
|                  | 入学定員    | 300   | 300   | 300   | 300     | 300   |
|                  | 入学者数    | 339   | 319   | 306   | 346     | 302   |
| 体育<br>  学<br>  科 | 入学定員充足率 | 113.0 | 106.3 | 102.0 | 115.3   | 100.7 |
| 学科               | 収容定員    | 1,000 | 1,100 | 1,200 | 1,200   | 1,200 |
|                  | 在籍者数    | 1,129 | 1,198 | 1,252 | 1,281   | 1,240 |
|                  | 収容定員充足率 | 112.9 | 108.9 | 104.3 | 106.8   | 103.3 |
|                  | 入学定員    | 60    | 60    | 60    | 60      | 60    |
| <b>/</b> 建       | 入学者数    | 69    | 66    | 60    | 73      | 63    |
| 健康科学科            | 入学定員充足率 | 115.0 | 110.0 | 100.0 | 121.7   | 105.0 |
| 学                | 収容定員    | 240   | 240   | 240   | 240     | 240   |
| 1 <del>11</del>  | 在籍者数    | 240   | 237   | 244   | 253     | 239   |
|                  | 収容定員充足率 | 100.0 | 98.8  | 101.7 | 105.4   | 99.6  |
| 学部               | 入学定員充足率 | 113.3 | 106.9 | 101.7 | 116.4   | 101.4 |
| 部                | 収容定員充足率 | 110.4 | 107.1 | 103.9 | 106.5   | 99.9  |

### 〈次世代教育学部〉

| 学科      | 項目      | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和 4 年度 | 令和5年度 |
|---------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|
|         | 入学定員    | 80    | 80    | 80    | 80      | 80    |
| _<br>ئز | 入学者数    | 76    | 80    | 74    | 64      | 42    |
| ± **    | 入学定員充足率 | 95.0  | 100.0 | 92.5  | 80.0    | 52.5  |
| こども発達学科 | 収容定員    | 320   | 320   | 320   | 320     | 320   |
| 字科      | 在籍者数    | 273   | 285   | 287   | 286     | 251   |
|         | 収容定員充足率 | 85.3  | 89.1  | 89.7  | 89.4    | 78.4  |
|         | 入学定員    | 120   | 120   | 120   | 120     | 120   |
| 教       | 入学者数    | 148   | 150   | 124   | 103     | 120   |
| 教育経営学科  | 入学定員充足率 | 123.3 | 125.0 | 103.3 | 85.8    | 100.0 |
| 営学      | 収容定員    | 480   | 480   | 480   | 480     | 480   |
| 科       | 在籍者数    | 571   | 565   | 554   | 517     | 490   |
|         | 収容定員充足率 | 119.0 | 117.7 | 115.4 | 107.7   | 102.1 |
|         | 入学定員    | ※募集停止 | -     | -     | -       | -     |
| 国       | 入学者数    | -     | -     | -     | -       | -     |
| 国際教育学科  | 入学定員充足率 | -     | -     | -     | -       | -     |
| 育学      | 収容定員    | -     | -     | -     | -       | -     |
| 科       | 在籍者数    | 28    | -     | -     | -       | -     |
|         | 収容定員充足率 | -     | -     | -     | -       | -     |
| 学部      | 入学定員充足率 | 112.0 | 115.0 | 99.0  | 83.5    | 81.0  |
| 部       | 収容定員充足率 | 109.0 | 106.3 | 105.1 | 100.4   | 92.6  |

<sup>※</sup> こども発達学科は、平成 30 (2018) 年度の入学者数が 56 名になったことを契機に、保育者 (保育士・幼稚園教諭)養成を主たる目的とする学科であることを明示し、平成 30 (2018) 年度より公立保育職への就職支援を重点的に強化した。その結果、合格数が増加し、入学者は順調に回復したが、令和 4 年度以降は志望者減に転じている。

# 〈経済経営学部 (旧 経営学部を含む)〉

| 学科     | 項目      | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|---------|---------|
|        | 入学定員    | 200   | 200   | 200   | 250     | 250     |
| 現<br>代 | 入学者数    | 229   | 225   | 161   | 165     | 177     |
| 十<br>経 | 入学定員充足率 | 114.5 | 112.5 | 80.5  | 66.0    | 70.8    |
| 経営学科   | 収容定員    | 900   | 900   | 900   | 950     | 950     |
| 科      | 在籍者数    | 731   | 794   | 774   | 768     | 724     |
|        | 収容定員充足率 | 81.2  | 88.2  | 86.0  | 80.8    | 76.2    |

### (現代経営学科の日本人及び留学生の内訳)

| 日本人入学者数 | 144 | 157 | 115 | 128 | 147 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 留学生入学者数 | 85  | 68  | 46  | 37  | 30  |
| 入学者数    | 229 | 225 | 161 | 165 | 177 |

<sup>※</sup> 令和2年度までは日本人の入学者数が毎年増加しており、令和元年度、令和2年度は、定員を充足していた。しかし、令和3年度以降は、コロナ禍の影響もあり、日本人、留学生ともに減少し、入学定員充足率は80.5%となり、令和4年度は66.0%となった。

### 〈大学全体〉

|     | 項目      | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----|---------|-------|-------|-------|---------|---------|
| 全学部 | 入学定員    | 760   | 760   | 760   | 810     | 810     |
|     | 入学者数    | 861   | 840   | 725   | 750     | 705     |
|     | 入学定員充足率 | 113.3 | 110.5 | 95.4  | 92.6    | 87.0    |
|     | 収容定員    | 2,940 | 3,040 | 3,140 | 3,190   | 3,240   |
|     | 在籍者数    | 2,972 | 3,079 | 3,111 | 3,105   | 2,944   |
|     | 収容定員充足率 | 101.1 | 101.3 | 99.1  | 97.3    | 90.9    |

### (3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

建学の精神やアドミッション・ポリシーについては、学生募集要項や本学ホームページ 等で引き続き周知に努める。また、入学試験の内容の適切さや入学者の傾向については、 募集・広報事務局や入試室による会議を中心に継続的に検討していく。

適正な学生受け入れを継続するため、近年の少子化、競合大学の増加、高校での探究学習の影響を鑑み、大学の特色を明確にし、教育内容の改善を図りながら就職実績を高め、本学の特色の周知を図る。そういった点で、これからの時代に合ったポリシーの見直しや地域の高校との高大連携事業を進めることが不可欠である。

### 2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② T. A. (Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実
  - (1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

# (2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、学生がディプロマ・ポリシーを実現するため、様々な学修支援体制を整備している。その際、教職員協働により教員と職員が互いに連携をとりながら教育活動を支援している。本学における主な学生への学修支援は以下のとおりである。

### 1) 入学前研修

本学では、平成 26 (2014) 年度以降、入学前に本学の教育理念を理解し、入学後の学生 生活に躓かないよう、以下に述べる方法で、入学前サポートを行っている。【資料 2-2-2】

### (1) 時期

入学前の 1~3 月

### (2) 対象

1月の時点で入学が確定した高校生及びその保護者

### (3) 内容

本学を含む全国 13 か所で「入学前説明会」を開催している。担当者は、初年次教育部長を中心とするメンター執行部員であり、入学予定者及び保護者に対して、入学前に

固めておくべき心構えや学力、メンター制度(後述)、入学後のキャリア教育の進め方等について説明を行い、入学前の不安を取り除いている。その際、基礎学力強化のための e ラーニング教材を配布し、課題論作文とともに、入学までの間、担当メンターが進捗状況の把握を行っている。なお、令和 2 (2020) 年度以降、コロナ禍への対応として、オンライン会場を設営し、Web (Google Classroom) での対応を強化している。

### 2) メンター制度による学修支援

本学では、1年生及び2年生に対して、学生生活や学業へのアドバイザーとして、メンター制度を導入している。メンターは、履修の方法をはじめとして、学業と部活・アルバイト等の両立方法や生活習慣に至るまで、「師」として「親」として、時には「親友」として、厳しいけれども温かい指導を行う存在である。各メンターは最大で25人程度の学生を担当し、学生の生活状況を把握し、必要な情報の伝達や学業への動機づけを行っている。なお、メンターには、教員以外にも、豊かな体験を持つ体育会の監督・コーチ等も加わり、全学的な指導体制を敷いている。【資料2-2-3】

### 3) ゼミ制度による学修支援

3年次と4年次は、少人数によるゼミナール指導を行い、ゼミ担当教員がメンターと同様の役割を果たすとともに、卒業研究や就職活動の指導、及び、留年者への卒業指導を行っている。

### 4) オフィス・アワー

学生からの質問や学修に対する動機づけ、コミュニケーション等を目的として「オフィス・アワー」を教員ごとに設け、あらかじめ担当教員が示す特定の時間帯(毎週2回、各90分)に研究室や学内で学生との交流を深めている。

### 5) 基礎学力試験制度による学修支援

本学では、毎年、年度初めに日本人学生全員を対象に基礎学力調査試験(就活学力試験®)を行っている。試験内容は、就職試験(一般教養)を想定し、英語、数学、国語の3科目(各100点)で構成されている。【資料2-2-5】

試験結果については、5~6月にかけて、メンターまたはゼミ担当教員から学生に返却され、進路設定のモチベーションアップのための面談ツールとしても活用されている。

### 6) 学修支援科目・講座による学修支援

本学では、大学教育の質を保証し、維持するために、「学修支援」を目的とした科目及び講座を開設して、学生たちの基礎学力並びに基盤学力の充実を図っている。

入学前研修ののち、初年次教育の一環として、1,2年生に対して「環トレ」講座を開講している。「環トレ」では、就職試験の一般教養対策として、英・数・国(高校入試レベル)の学習指導を対面で行っている。同時に e ラーニング教材を配布し、担当教員と S.A. (Student Assistant)の協働によって、自律学習の支援を行っている。学力伸長度の把握のため、毎年4月に「就活学力試験」を実施し、進路指導のための面談資料として活用し

ている。3年次には、就職支援として、「小論文対策講座」「SPI対策講座」、「一般教養対策講座」を開設している。

基盤学力の強化策としては、1年次の前期に「非認知能力養成 I」(卒業必修)を開講している。非認知能力専用校舎 DISCOVERY において、「調べ抜く力」「考え抜く力」「発信する力」「伝える力」「話し合う力」を強化している。卒業必修科目であるため、初年次生全員が、データ検索、KJ 法を使った論理思考、スピーチ、ディベート、プレゼンテーション等に勤しんでいる。3 学部 5 学科の学生の融和を図るため、学際的なクラスを編成し、チームビルディングを強化している。

# 7) スピーチコンテスト、プレゼンテーションコンテストによる学修支援

本学では、社会人基礎力育成の一環として、1年次には、ビブリオバトル、スピーチコンテスト、2年次にはプレゼンテーションコンテストを実施している。【資料 2-2-4】

1年次のスピーチコンテストについては、基礎ゼミナール I の授業を通して、夢・挑戦・ 達成について考える機会を確保し、クラス予選を通して代表者を選出し、全学部でのスピーチコンテストを開催しており、優秀者には、理事長賞や学長賞等を授与している。

2 年次のプレゼンテーションコンテストについては、基礎ゼミナールⅡを通して、将来の進路設定について深掘りし、スライドを作成して、クラス予選を行い、代表者による全学コンテストを開催している。優秀者には表彰状が授与されるとともに、オープンキャンパスでのプレゼンテーションの機会が確保されている。

### 8) 表彰制度による学修支援

学修意欲の向上や課外活動等への積極的な参加等を奨励するために、学内外の活動において、特に優れた成績や顕著な業績等を上げたと認められる学生等に対して表彰制度を設けている。「理事長賞」「学部長賞」「副学長賞」「体育会会長賞」「学部長賞」「学科長賞」「皆勤賞」を設け、学年末に表彰し、激励している。【資料 2-2-6】

### 9) 情報システム「UNIVERSAL PASSPORT」による学修支援

環太平洋大学では、学生のキャンパスライフ向上と利便性、迅速な情報の共有化のために、いつでも学内情報にアクセスできる学生用ポータルサイト「UNIVERSAL PASSPORT」を導入しており、履修や授業に加え、学生生活を豊かにするための情報入手源として活用されている。【資料 2-2-1】このシステムを通して得られる履修や授業に関する情報は、①シラバス照会、②履修登録、③時間割、④授業サポート(課題提出、アンケート、Q&A、授業評価、授業資料)、⑤Web 掲示板(休講情報、教室変更連絡等)、⑥学生出欠情報確認、⑦成績照会、となっている。また、令和 4(2022)年度より、新たにスマホ出席システムが導入された。教務課によって管理され、学科・学年別の出席率管理等、学修活動の改善のために活用される。

### 10) 施設・設備による学修支援

本学では、授業研究を可能にする記録設備や観察室を備えた「コーチングラボ」、より実践に近い模擬保育ができるよう保育室を模した「演習室」、学生が自主的にトレーニングできるトレーニング施設「TOP GUN」、最新鋭の測定機器や設備を備えた「INSPIRE」が整

備されている。

また、平成 26 (2014) 年 4 月には、学生が自ら学修できるようにするための施設として「創志学館」(2 階建) が建てられた。1 階には 70 席の自由席があり、2 階には、就活学力試験で優秀な成績を修めた学生と、担任から推薦された学生に 1 年間の優先使用を認める 90 席の指定席がある。利用時間帯は平日午前 7 時~午後 10 時、土日祝午前 10 時~午後 6 時となっている。利用頻度の高い学生は主として  $3\cdot 4$  年生であり、就職や資格取得のために使用されているが、 $1\cdot 2$  年生の中にも、毎日のように活用している学修意欲の高い学生が存在しており、利用頻度の高い学生には、奨励賞として記念品が授与されている。

### 11) 社会人学生・編入生・留学生・通信課程の学生に対する学修支援

社会人学生・編入生・留学生については、教員だけでなく、教務課、学生センター等の職員や現代経営学科が日常的に支援をしている。社会人学生や編入生に対しては、メンターやゼミ担任が個別に履修指導や大学生活に関する支援を行っている。また、留学生については日本語以外の言語でも対応できる環境を整え、課外活動の支援も積極的に行っている。通信課程に在籍する学生については、通信教育室の職員がオンラインや電話を通して、日常的に相談活動の業務にあたっている。

### 12) 授業評価アンケートによる学修支援体制の検証

さらに本学では、これらの学修支援体制に対する学生の意見を汲み上げる仕組みとして、 前期・後期末に、学生による「授業評価アンケート」を実施している。【資料 2-2-7】

このアンケートは学生の授業満足度を 5 件法で調査するものであり、平成 27 (2015) 年度以降、経年的に実施されている。満足度平均は、平成 27 (2015) 年度 3.42、平成 28 (2016) 年度 3.36、平成 29 (2017) 年度 3.37、平成 30 (2018) 年度 3.48、令和元 (2019) 年度 3.51 であったが、令和 4 (2022) 年度の平均値は 4.18、令和 5 (2023) 年度の平均値は 4.22 に達した。これは、令和 2 (2020) 年度のオンライン授業を通して、各教員が授業設計の意味を深く理解し、学習管理が効率的に実施されたためと考えられる。教務課と IR 室によって作成されたリフレクションペーパー (授業の振り返りシート) は、教員が記入した後、学生が閲覧できるよう、FD (Faculty Development) 実施推進委員会を経て、UNIVERSAL PASSPORT で公開されている。

### [エビデンス集資料編]

【資料 2-2-1】学生便覧 (UNIVERSAL PASSPORT p.24-26 参照) (【資料 F-5】と同じ)

【資料 2-2-2】2020 年度入学前説明会概要

【資料 2-2-3】2019 年度版 IPU 環太平洋大学メンター制度マニュアル ver.1

【資料 2-2-4】スピーチコンテスト・プレゼンテーションコンテストの要項等

【資料 2-2-5】就活学力テストの概要及び成績サンプル

【資料 2-2-6】環太平洋大学 学生表彰規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 2-2-7】授業評価アンケート概要と手順(2020 年度前期)

### 2-2-② T. A. (Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、年度当初に授業担当教員から S.A. (Student Assistant) の配置希望をとり、 演習や実習を伴う科目に対し、優先的に S.A.経費を配分している。令和 5 (2023) 年度に S.A.に支出した経費は 6,153,419 円であり、1 年間に約 6,572.5 時間分の S.A.による授業 補助が行われた。費用・時間は、それぞれの前年比約は 120.2%、132.6%となった。

### (3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 22 (2010) 年度以降、全学年に学生が在籍するようになり、上級生が下級生をサポートする環境が整いつつある。体育会活動とメンター制度(クラス担任制)による縦と横の人間関係に基づいて、学修支援、学生生活、キャリア支援について、相談・助言活動が緻密に行われている。今後は、学生同士によるサポート体制を促進するため、従来以上に、ICT スキルやチームビルディングに長けた S.A.の採用・育成が不可欠となる。

### 2-3. キャリア支援

# 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

### (2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1) 教育課程内におけるキャリア教育の推進体制

授業概要に示すように、教育課程上において各学科のカリキュラム・ポリシーをはじめとする三つのポリシーに基づいたキャリア教育に関する授業として、主に1年生対象の「フレッシュマンセミナー」、2年生対象の「キャリアディベロップメント」、3年生対象の「キャリアデザイン」、4年生対象の「キャリアサポート」を開講している。

これらは、社会で求められる人材像やスキルに関する講義、進路選択に向けた情報提供、 進路決定した上級生によるキャリアガイダンス、企業経営者や教職経験者による講話を活 用して展開する授業である。一方的な講話形式ではなく、KJ 法等を活用した作業型の授 業や、企業人・卒業生等ゲストティーチャーの授業による実践的な指導が特色である。講 義内容に基づき学生相互がテーマに沿った話合いを展開し、仕事の意義や公共性を実感で きる授業になるよう、担当教職員間で創意工夫が凝らされている。

### 2) 教育課程外におけるキャリア教育の推進体制(キャリアセンター等の機能)

本学では1~2年生に初年次教育、3~4年生にキャリア教育を実施している。初年次教育部門が入学前準備教育や入学前研修会を実施し、キャリアセンターが必須科目としてのキャリア系授業を学科教員と協働して提供するとともに、進路ガイダンスや進路相談をはじめ、就職先の開拓・情報収集等、多岐にわたって支援している。このように入学前から卒業後までの長期にわたる就職活動の支援を「教職支援室」、「公務員就職支援室」、「企業等就職支援室」の三つの支援室別に行っている。

学生の希望する進路に合わせてきめ細かい対応ができるように、各支援室には専任教職

員を配置している。スタッフ 23 人 (教職支援室:11人 (小中高分室 9 人の教育職員、幼保施設分室 2 人の教育職員)、公務員就職支援室:4 人 (2 人の教育職員と 2 人の事務職員)、企業等就職支援室:8人の事務職員)の体制において、年間約 257 日 (週 5 日)、午前 9 時から午後 5 時の時間帯に運営している。【資料 2-3-1】

### (1) 教職支援室(小中高分室、幼保施設分室)

教職支援室では教職を志望する学生に対し、教員としての使命感や責任感の自覚を促す とともに、今日の教員に求められる専門的な知識の修得や指導力の向上を図るため、座学 と実践の両面から丁寧な指導と支援を行っている。

課外講座としては、3年生、4年生を対象に教員採用試験対策講座を行っている。3年生の後期には、「教職教養」「面接」「模擬授業」「論作文」の対策講座を、また、4年生の前期には「面接」「模擬授業」「論作文」の対策講座をそれぞれ週1回ずつ行い、「キャリアデザイン」や「キャリアサポート」の授業と連動して学修を進めている。4年生は、5月から「自治体別対策講座」、夏季休業中には、土日を除く毎日、各自治体の二次試験突破に向けての「夏期対策講座」を実施している。この夏期講座には過年度生も受け入れている。大学推薦候補者については、4月から週2回、個別指導を含む対策講座を行っている。

さらに、教員志望が強い学生を対象とした勉強会「大志会」を設け、対策講座や自主勉強会等を行っている。3 年生からは「一般教養」「教職教養」「教職専門」の対策講座や自主勉強会、教員採用試験模擬試験等を行い、採用試験突破に向けて実践力の育成と意欲の向上を図っている。

さらに、教師としての実践的指導力を育成するため、岡山市、赤磐市と連携し、学校支援ボランティアの募集や配置を行い、希望者を対象に、週1回、大学周辺の小・中学校等で学習支援や生活指導の補助等の体験学習の機会を提供している。4月から教壇に立つ4年生には「教職実践演習」と関連させ、「教職実践ボランティア」として10回以上(1回3時間以上)のボランティアを課し、教員になるための就職前研修の場となっている。

学習意欲の高い学生には、早朝から深夜まで静かな環境で勉強に集中できる「創志学館」 の活用を勧めており、利用頻度はかなり高い。

こうした取り組みの結果、令和 5 (2023) 年度は、小・中・高の公立学校の教員採用試験において、一次試験では延べ 324 人、2 次試験では延べ 184 人 (いずれも卒業生を含む) の合格者を出すことができた。2 次試験の現役合格者の内訳は、小学校 167 名、中高等学校保健体育 8 名、中高等学校英語 9 名、となっている。また、幼保は 36 名の延べ合格者を出した。【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】

### (2) 公務員就職支援室

公務員就職支援室では、主に公安系職種(警察官・消防士・海上保安官・刑務官・幹部 自衛官等)を志望する学生を「立志会」として組織し、公務員としての使命感や責任感の 自覚を促し、採用試験最終合格(内定)を目指して、一般知識分野・一般知能分野を中心 に受験指導を行っている。春期・夏期の休暇を利用した「集中講座」や一次試験に合格し た自治体(採用先)ごとの特徴を踏まえた面接指導を徹底して行い、確実に合格に導ける ような指導体制を築いている。この支援室には、受験指導一筋のベテラン教職員が常駐し、 採用試験に対するきめ細かい指導やアドバイスを常時行っている。行政職(国家公務員一 般職、国税専門官、地方公務員、独立行政法人職員、国公立大学職員等)を目指す対策も 6年目を迎え軌道に乗っており、大手予備校のWeb講座と学内公務員講座を組み合わせた ハイブリッド講座で最終合格へ導く取り組みを行っている。

全国レベルの模擬試験は年間6回受験可能であり、学内にいながら予備校と変わらない 講義や指導の受講が可能であり、体育会に所属する多くの学生たちは、限られた時間を有 効利用して受験対策に取り組んでいる。文武両道を目指す「IPU 公務員就職支援室」は可 能な限り最新の情報を学生に提供し、確実に最終合格に導ける体制を整えている。

上記の取り組みの結果、国家公務員一般職・国税専門官・県市町村職員・警察官・消防士・刑務官・幹部自衛官・海上保安官等に合格した卒業生の延べ総数は年々増加し、令和3(2021)年度は340人(実数134人)、令和4(2022)年度は340人(実数118人)、令和5(2023)年度は340人(実数118人)となった。【資料2-3-3】【資料2-3-4】

### (3) 企業等就職支援室

企業等就職支援室では、企業就職を志望する学生に対して、社会人としての使命感や責任感を自覚させるとともに、社会人になるための基礎知識やマナー、就職試験に向けた対策(筆記試験対策、エントリーシート・履歴書対策、面接対策、グループディスカッション対策等)の指導・支援を行っている。このような基本的な支援に加え、就活解禁日以降は東京バスツアーを実施している。各種企業説明会への参加の他、本学学生に向けた個別説明会を実施してくれる企業への団体訪問等がその内容である。その他、関西、広島、九州方面への就職希望者に対する合同企業説明会バスツアーも実施している。また、学内合同企業説明会の他、学内での単独企業説明会を年間 150 社以上実施し、確実に内定に繋げる活動を行っている。

このような学生への支援に力を入れる一方、企業側採用担当者に本学の学生の実態や大学としての教育のあり方や教育環境、また就職支援体制について告知する場として「企業と学生をつなぐシンポジウム」を開催している。基調講演、シンポジウム、学内ツアー、情報交換会といった内容で、平成29(2017)年度からは「企業のためのオープンキャンパス」と名称も改め装いも新たにして、平成30(2018)年度は82社、令和元(2019)年度は98社が参加した。コロナ禍のため一旦実施を中止したが、令和5(2023)年度には再開し、87社の参加となった。

さらに、企業就職への意識が高い学生を「翔志会」として組織し、就活集中講座や各種勉強会を実施することによって、各個人が目指す企業からの内定獲得に効果を上げつつある。また、平成 25 (2013) 年 4 月からは、学生や保護者のニーズに応えるよう東京キャリアセンター、大阪梅田キャリアセンターを置いて、都心部に本社を持つ企業との関係強化も含め広範な就職支援を行っている。こうした取り組みの結果、東証上場企業に就職した卒業生の合格実数は、令和元 (2019) 年度は 70 人、令和 2 (2020) 年度は 83 人、令和 3 (2021) 年度は 109 人、令和 4 (2022) 年度は 101 人、令和 5 (2023) 年度は 101 人となっている。

体育学部健康科学科では就職セミナーを学科独自で開催している。健康科学科学生の就職先は医療機関であり、特に病院・医院、接骨院・整骨院、健康・福祉関連企業に限定されている。関連企業への周知を含めて、健康科学科内就職セミナー開催の知らせを通知し、平成26 (2014) 年度から学内就職セミナーを開催している。12 月には、このセミナーの

参加学生が面談を行った大阪及び東京エリアの企業・整骨院への訪問を行っている。【資料 2-3-5】

以上、学科教育と連携して三つの就職支援室が中心となって牽引した就職支援の結果、 令和 5 (2023) 年度における本学全体の就職率は 99.9%となった。なお、就職状況の詳細 は【資料 2-3-2】業種別卒業後の進路先状況は【資料 2-3-3】のとおりである。

### [エビデンス集資料編]

【資料 2-3-1】就職相談室等の状況(【表 2-4】と同じ)

【資料 2-3-2】就職の状況(過去3年間)(【表 2-5】と同じ)

【資料 2-3-3】卒業後の進路先の状況(前年度実績)(【表 2-6】と同じ)

【資料 2-3-4】過去 3 ヶ年公務員採用試験最終合格者数

【資料 2-3-5】IPU・環太平洋大学ガイダンス 2019 治療院攻略ガイド

### (3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

今後の就活状況の環境変化、ルール変更に応じてキャリアセンターの施設や設備の改善が求められる。また、個々の学生のニーズに的確に応えるために組織の質をさらに向上させる必要がある。そこで、次の改善方策によって、より学生のためになる支援体制の拡充を図る。

在学生はもとより今後入学する学生は、初等・中等教育機関において、従前の進路指導とは一線を画した生き方教育としてのキャリア教育の視点に立った学修を行った経験を有している。それゆえ、勤労観・職業観や社会的自立に必要な能力等を、キャリア教育の視点から、社会・職業との関わりを重視しつつ教育の改善・充実を図る必要がある。また、人的組織は概ね確立されたが、施設・設備については在学生数の増加に伴い課題がある。そのため、主体である学生のニーズにきめ細かに応えるために、現在、充実した物的環境の整備を行っている状況にある。

さらに、学生のひとり一人の人生観、職業観に基づいた進路指導・支援の実現のために 相談活動を充実させるねらいで、キャリアカウンセラーの資格を有する人的枠組みを補充 する。また、キャリアセンター等を介して担任やゼミナールを指導する教育職員と連携を 図る体制の整備に取り組んでいる。

### 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

### (2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生支援組織

学生生活の充実を図る学内組織として「学生センター」が設置されている。本センターは、修学上の問題をはじめ学生生活全般について支援する学生支援課と、学生の問題行動

の予防と指導を担う学生指導課、学校行事の企画運営を行う学生企画課の3部署から構成されている。また、学生生活に関連する事項を審議、調査、処理するための学内組織として「学生センター会議」が毎月1回定例に開催されている。【資料2-4-1】この会議は、学生センター長、学生支援課長、学生指導課長、学生企画課長、各学科代表委員及び総務課長等から構成されており、学生生活上の問題を学生センターと各学科教員組織が共有するとともに、「メディカルセンター」【資料2-4-2】や「キャリアセンター」【資料2-4-3】とも連携をとりながら運営されている。

学生の自治組織である「学友会」【資料 2-4-4】への支援も学生センターが中心に行っている。学生数の増加に伴い、「学友会」活動も学生が主体となってより一層の充実をみせている。さらに、クラブ・サークル活動【資料 2-4-5】がますます盛んになっており、それに伴う大学設備の整備や教職員による指導体制も充実してきている。

学生生活の安定のために、1,2年生には「メンター教員」が、3,4年生には「ゼミ担当教員」が、修学、学生生活、進路等の学生生活全般の支援を行っているが、学生生活上の大きな問題を抱えた学生に対しては、学生センターと連携して問題解決に当たっている。以下に、本学における学生生活安定のための各種支援について説明する。

### 2) 学生の心身に関する支援

メディカルセンターには、保健室及び学生相談室が設置されている。新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として、昨年度に引き続きワクチンの大学拠点接種を実施した。「保健室」【資料 2-4-2】は、学生と教職員の定期健康診断等の福利厚生に関する多くの業務を担っているが、学生の学校生活時の体調不良に対応するために、保健室には毎週月~金曜日の8時45分~16時に看護師が常駐して、救急処置、健康相談、保健指導等の業務を行い【資料 2-4-6】、令和2(2020)年度は延べ45人、令和3(2021)年度は延べ359人、令和4(2022)年度は延べ1,004人、令和5(2023)年度は延べ1,004名が利用している。令和2(2020)年度は、新型コロナウィルス感染症の関係により、大学及び保健室への出入りの制限等があったため、利用者数は減ったが、通学が可能になってからは、利用者数が回復・増加している。令和4(2022)年度以降は学内に居場所のない学生にとっての憩いの場所となり、利用者数の急増につながった。

「学生相談室」は、保健室と連携し、毎週水曜日の10時~16時にカウンセラー(公認心理師、TFT 思考場療法上級セラピスト)を配置し、学業の悩み、心身の健康、家庭での心配事、対人関係等の心理カウンセリングを行っている。【資料2-4-6】令和2(2020)年度は延べ103人、令和3(2021)年度は延べ73人、令和4(2022)年度は延べ101名、令和5(2023)年度は延べ101名が利用している。令和2(2020)年度以降は新型コロナウィルス感染症の流行により、Web 面談も開始し、社会の状況に不安を抱える学生たちのサポートを実施した。

スポーツが盛んな本学の特徴として、「環太平洋大学附属鍼灸整骨院」が第一キャンパスに設置されている。【資料 2-4-7】これらの施設は健康科学科学生のための柔道整復学の実習の場でもあるが、施術所としても活用されている。大学の教職員 5 人(院長を含む、常駐スタッフ 2 名)の柔道整復師が毎週月~金曜日の 10 時~19 時に、鍼灸整骨治療及びコンディショニング指導を行っている。本学では体育会に所属する学生が 6 割以上と多く、

クラブやサークルに所属する学生を合わせると 7割程度の学生が日常的にスポーツ活動を実施している。このため、スポーツ傷害を治療する場としての利用が年々増加しており、令和元 (2019) 年度の利用者は、年間で延べ 13,813 人となった。令和 2 (2020) 年度は新型コロナウィルス感染症の影響により、延べ 6,147 人と利用者が一時減少したものの、令和 5 (2023) 年度には 10,668 人となり利用者数に回復の傾向が見られる。【資料 2-4-8】 ハラスメントに関する事項は、ハラスメント対策委員会【資料 2-4-9】を設置し、ポスターを作成して全学的に掲示したり、学生集会を通じて学生に周知したりしている。

### 3) 学生への経済的支援

学生への経済的支援として、学費に関する支援と本学独自の奨学金支援を行っている。 学費を期限までに納入できない学生については、事前に「学費延納許可申請書」を提出す ることにより延納を認めている。【資料 2-4-10】本学の母体である創志学園関係者及びその 子弟等である学生に対しては学費を減免する制度を設けている。【資料 2-4-11】 本学独自の奨学金制度として、以下の制度を設けている。

- ① 体育会スポーツ奨学金【資料 2-4-12】【資料 2-4-13】は、高等学校時代にスポーツ活動において優れた成績を修め、入学後は強化クラブに所属して活動している学生に給付される。この奨学金の給付総数は、令和元 (2019) 年度 360人、令和 2 (2020) 年度 411人、令和3 (2021) 年度 454人、令和4 (2022) 年度 446人となっている。全学的な給付率は、令和元 (2019) 年度 12.1%、令和2 (2020) 年度 13.3%、令和3 (2021) 年度 14.6%、令和4 (2022) 年度 14.5%となっている。
- ② 成績優秀者奨学金【資料 2-4-12】【資料 2-4-13】は、公募制推薦入試及び一般入試において優れた成績を修めた学生に給付される。この奨学金の給付総数は、令和元 (2019) 年度 135 人、令和 2 (2020) 年度 85 人、令和 3 (2021) 年度 59 人、令和 4 (2022) 年 57 人となっている。全学的な給付率は、令和元 (2019) 年度 4.5%、令和 2 (2020) 年度 2.8%、令和 3 (2021) 年度 1.9%、令和 4 (2022) 年度 1.9%、令和 5 (2023) 年度 14.5%となっている。
- ③ グローバルチャレンジ奨学金【資料 2-4-12】【資料 2-4-13】は、外国人留学生入試において優れた成績を修めた学生に給付される。この奨学金の給付総数は、令和元(2019)年度315人、令和2(2020)年度260人、令和3(2021)年度238人、令和4(2022)年度210人となっている。留学生に対する全学的な給付率は、令和元(2019)年度99.7%、令和2(2020)年度91.9%、令和3(2021)年度94.4%、令和4(2022)年度87.5%、令和5(2023)年度14.5%となっている。
- ④ 資格取得者奨学金【資料 2-4-12】【資料 2-4-13】は、英語検定、IELTS、TOEFLiBT、TOEIC、日商簿記、応用情報技術者試験等の資格を入学前に取得した学生に給付される。この奨学金の給付総数は令和元(2019)年度 68人、令和2(2020)年度 86人、令和3(2021)年度 83人、令和4(2022)年度 92人となっている。全学的な給付率は、令和元(2019)年度 2.3%、令和2(2020)年度 2.8%、令和3(2021)年度 2.7%、令和4(2022)年度 3.0%、令和5(2023)年度 14.5%となっている。
- ⑤ 体育会特待生規定【資料 2-4-14】は、本学入学後に競技力を高め、①と同等の成績を修めた学生に適用される。

- ⑥ 環太平洋大学緊急奨学金規定【資料 2-4-13】【資料 2-4-15】は、自然災害を起因として家計が急変した学生に適用される。この規定は、平成 30 (2018) 年度の西日本豪雨により被災した学生への支援措置として設けられた。 学外団体奨学金としては、以下の制度がある。
- ① 独立行政法人日本学生支援機構奨学金は、経済的理由により就学困難な学生であって、一定の成績基準を満たした学生に貸与もしくは給付される。随時、学生には UNIVERSAL PASSPORT 等により、申請や手続きに関する案内をして全ての学生に対して遺漏のないよう情報提供を行っている。この日本学生支援機構の奨学金については、年度当初をはじめ、随時時間を設けて説明会を実施している。この奨学金(第一種、第二種、給付)の延べ利用件数(総数)は、5月1日時点で、令和元(2019)年度1,479件、令和2(2020)年度1,859件、令和3(2021)年度2,087件、令和4(2022)年度2,173件、令和5(2023)年度2,173件となった。【資料2-4-16】
- ⑧ 地方公共団体や民間の諸団体・法人による奨学金制度 民間奨学団体や地方公共団体の奨学金は、年間を通して大学宛に募集があるため、速やか に学生への案内・周知を行っている。

#### 4) 学生の課外活動への支援

本学では、競技レベルに応じて三つのカテゴリーの運動部活動が公認されている。最もレベルが高いのは体育会強化部活動である。開学以来、大橋博総長が会長を務め、年々発展し、現在では中四国のトップレベルから、全日本レベル、世界レベルの選手までが20の団体に所属している。これらの部活動に対して、大学運営予算においては〈スポーツリクルート費〉、〈部活動補助費〉(大会参加費・旅費交通費・宿泊費等)として一定額の予算措置がなされ、さらに、教育・体育振興費の中より競技用備品・選手移動費等が補助されている。【資料2-4-17】

次に競技レベルが高いのは、大会やコンクール等に積極的に参加し、優秀な成績を目指す「クラブ」であるが、現在の所属団体は0である。最も競技レベルが低いのは、大会やコンクール等への参加を任意とする「サークル」であり、22の団体がある。これら二つの団体は学友会に所属し、「サークル」・「クラブ」には一定額の活動援助金が支給されている。

#### 【資料 2-4-18】

学生による自主的な学生生活運営のために、学生委員による「学友会」を設置している。 【資料 2-4-19】 学生委員は、学生サポートセンター会議の指導・助言を受けながら、主体 となって環太祭(大学祭)等の企画・運営を行っている。

#### 5) 学生寮、食堂、警備体制

本学では、学生寮として、第一キャンパス近くに尚志館 111 室(岡山県岡山市東区瀬戸町瀬戸 286・296・5)、第二キャンパス内に優志館 185 室(岡山県岡山市東区矢津 2050・13)、 JR 高島駅から徒歩 5 分の位置にある志高館 172 室(岡山県岡山市中区中井 4・4・23)が整備されている。また、平成 31 (2019) 年 4 月、友と深くつながる中で志・活力・行動力を育む学生寮「Uni-Village」(5 階建て 288 室 (6,850.36 ㎡))が第一キャンパス内に竣工した。本学の学生寮は、各寮に寮監を配置することによって、初めての一人暮らしを行

# う学生に十分なケアを行っている。【資料 2-4-20】

食堂に関しては、開学以来、第1食堂と第2食堂を稼働してきたが、平成28 (2016) 年度、"食が感性を磨く"をコンセプトにしたカフェテリア「HARMONY」が竣工された。1階354席、2階220席、合計574席、屋外席は160席を配している。これらの食事処では、全学生の6~7割を占める体育会学生を考慮した食事メニューを用意している。令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度においては、新型コロナウィルス感染症対策による座席数の調整を実施したため、お弁当の提供に切り替え、学生ホールや各教室等で飲食を可能とした。警備体制については、管財課守衛が午前6時から午後10時まで常駐し、校内巡視により安全を確保しており、他の時間帯は建物内立入りを原則禁止している。セキュリティ面では、設備警報管理と人感センサーを用いた建物内立入禁止時間帯の違法侵入者管理を外部業者に委託している。

#### 6) 通学上の支援とアルバイトの斡旋

本学は、周辺に学生寮以外に学生アパートが少なく、 徒歩で通学するには不便であるため、6時35分~23時40分の間、最寄り駅(JR 山陽本線、東岡山駅・瀬戸駅)から各キャンパスと各キャンパス間のシャトルバスを運行している。この他、通学方法としては、バイクや自家用車、自転車が多いため、駐輪場及び駐車場を十分確保している。バイク(フルヘルメット必着)、自家用車での通学は許可制にしており、任意保険の加入を条件とし、安全に通学できるよう指導を行っている。

アルバイトについては、学業に支障をきたさないと考えられるものをキャリアセンター において紹介している。

#### [エビデンス集資料編]

- 【資料 2-4-1】 環太平洋大学 学生サポートセンター規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-2】 メディカルセンター保健室業務マニュアル
- 【資料 2-4-3】 環太平洋大学 キャリアセンター規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-4】 環太平洋大学 学友会会則(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-5】 環太平洋大学 学友会所属団体細則(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-6】 学生相談室、医務室等の状況(【表 2-9】と同じ)
- 【資料 2-4-7】 環太平洋大学 附属鍼灸整骨院利用規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-8】 2021 年度 3 月 IPU 附属鍼灸整骨院来院状況報告
- 【資料 2-4-9】 環太平洋大学 ハラスメント対策委員会規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-10】 環太平洋大学 学納金規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-11】 創志学園関係者に対する学納金減免取扱規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-12】 環太平洋大学 奨学金規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-13】 大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)(【表 2-7】と同じ)
- 【資料 2-4-14】 環太平洋大学 体育会特待生規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-15】 環太平洋大学 緊急奨学金規程(【資料 F-9】と同じ)
- 【資料 2-4-16】 2021 年度日本学生支援機構奨学金給付・貸与状況

## 環太平洋大学

【資料 2-4-17】 環太平洋大学 体育会会則(【資料 F-9】と同じ)

【資料 2-4-18】 環太平洋大学 学友会所属団体細則(【資料 F-9】と同じ)

【資料 2-4-19】 環太平洋大学 学友会会則(【資料 F-9】と同じ)

【資料 2-4-20】 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p.21-24)

#### (3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では、平成30 (2018) 年度から、体育学科の収用定員を800人から1,200人へ増進させた。これに応じて、学内の施設・設備の増設を年次計画に基づいて進めている。この学生数の増加、施設・設備の増設、学生たちのニーズの多様化に対応できるように、今後はさらに学生サービスを行う組織の新設、改組、人員の増員、あるいは配置換え等を実施する。

# 2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理
  - (1) 2-5の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

#### (2) 2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1) 校地·校舎

環太平洋大学の校地は、第一キャンパス (岡山市東区瀬戸町観音寺) と第二キャンパス (同市東区矢津)、グローバルキャンパス (同市北区下石井) から構成されている。平成 22 (2010) 年 5 月の設置計画変更協議に基づいて、大学前用地の 66,842.00 ㎡について加算手続きを進め、令和元 (2019) 年度の校地面積は 221,674.66 ㎡ (体育館・寄宿舎を除く) となり、設置基準 (27,400 ㎡) を上回っている。【資料 2-5-1】

校舎面積は年次整備計画に基づいて増設を進めており、現時点の面積(35,212.85 ㎡)は設置基準上必要な面積(17,881 ㎡)を十分に確保できている。開学 3 年目の平成 21 (2009)年度には、第二キャンパスが稼働し、第一キャンパスにおいても体育実習棟である ATHLETE HALL「TOP GUN」が竣工した。この施設はクラブ活動の拠点として使用されているだけではなく、体育学部の専門科目の授業を中心に活用されている。

また、平成 24 (2012) 年度の学科増設と収容定員増に伴って、平成 25 (2013) 年 3 月 に第一キャンパスに校舎「PHILOSOPHIA」が完成した。さらに、平成 31 (2019) 年 3 月には、プレゼンテーション、ディベート、授業力等の実践型非認知能力を養成する新校舎「DISCOVERY」(4,587.13 ㎡)が竣工した。【資料 2-5-2】

#### 2) 講義室・演習室・学生自習室

教育環境の充実を図るための新校舎「DISCOVERY」の建設によって、令和元(2019) 年 5 月現在では、第一キャンパスにおいて講義室 35 室、演習室 15 室、実験・実習室 17 室、情報処理学修施設1室、語学学修施設1室、第二キャンパスにおいて講義室3室、演習室1室、実験・実習室3室、グローバルキャンパスにおいて講義室21室となり、大学設置基準等で定める必要面積を十分に満たしている。【資料2-5-3】

平成 26 (2014) 年 3 月には、学生の自学自習施設として第一キャンパス本部棟北側に「創志学館」(1 階自習席 70 席、2 階指定席 90 席:延床面積 402  $\mathrm{m}^2$ ) を建設した。また、新校舎「DISCOVERY」内には、ラーニング・コモンズが設置されている。

さらに開学時から、体育学部の設備として、運動場(2 か所)、体育館(2 か所)が設置されている。これに加えて、平成 21 (2009) 年度には、柔道場(680.4 ㎡)、剣道場(396.9 ㎡)、ダンス場(396.9 ㎡)、トレーニングセンター(567.0 ㎡)、ストレッチルーム等(226.8 ㎡)を備えた、体育実習棟 ATHLETE HALL「TOP GUN」(4,745.1 ㎡)が完成している。この「TOP GUN」のトレーニングセンターには、トレーニングマシーン 80 台が設置され、200 人以上の同時使用が可能である。フィジカル面での鍛錬とともに、効果的な筋力増強を測定するためのトレーニング実習室も完備している。

平成 27 (2015) 年度には収容定員が 2,000 人を超える学生規模となることから、教育環境のさらなる充実に向けて、平成 26 (2014) 年 10 月に第二キャンパス敷地内に「第 3 体育館及び楽器庫・クラブハウス」(延床面積 2,477.4 ㎡)を建設した。

平成 28 (2016) 年度には、第一キャンパス内に第 4 体育館が完成した。鉄骨平屋の約 2,193 ㎡ (45.5m×48.2m) の面積を有し、バスケットボールコートなら 2 面、バレーボールコートは 3 面、バドミントンコートなら 6 面とれる広さを確保している。

令和元(2019)年度には、高・低酸素トレーニングシステムや環境制御室等を備え、スポーツ科学分野の最先端の研究や競技パフォーマンスの向上を科学的にサポートするスポーツ科学センター「INSPIRE」(1,181.13 ㎡)が竣工した。また、監督・コーチ室、更衣室、倉庫、トレーナールーム等を備え、体育会活動を支えるクラブハウス「VICTORY」(16室、643.96 ㎡)も完成した。【資料 2-5-4】

## [エビデンス集資料編]

【資料 2-5-1】校地、校舎等の面積(【共通基礎データ様式 1】と同じ)

【資料 2-5-2】IPU・環太平洋大学設備ガイド(p. 3-4、7-8)(【資料 2-4-20】と同じ)

【資料 2-5-3】講義室、演習室、学生自習室等の概要(【共通基礎データ様式 1】と同じ)

【資料 2-5-4】IPU・環太平洋大学設備ガイド(p. 5-6、15-16)(【資料 2-4-20】と同じ)

#### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 1) 情報設備

情報処理技術の修得を目指す授業施設として、令和元 (2019) 年度までは情報実習室 3室 (合計 383.2 ㎡) に教員用 PC3 台と学生用 PC140 台を設置していた。同時期に学生のPC 必携化を義務付け、さらに、令和 2 (2020) 年度の新型コロナウィルス感染症対策により、オンライン・オンデマンド授業がメインとなった。【資料 2-5-5】 この動きに伴い、学内無線 LAN の通信速度の測定やアクセスポイントの増設等環境整備を行い、令和 3 (2021) 年度には、各教室にて学生個々が PC を持ち込んで授業を受講できる体制が整い、情報実習室は 1 室となった。

学内情報共有システムとしては、①「Cybozu Garoon」(グループウエア)の導入による教職員間の情報共有・情報伝達、②「UNIVERSAL PASSPORT」の導入による学生への情報提供(諸連絡・履修・レポート提出等)、③遠隔教育・遠隔会議システム「View Station」の導入による遠隔キャンパス(ニュージーランド・東京・神戸・愛媛)間の情報伝達が可能となった。

#### 2) 附属図書館

附属図書館は第一キャンパスに設置され、面積が 983 ㎡、座席数が 240 席を確保している。グループ学習室 (1 室)、ラーニング・コモンズ (30 席)、PC コーナー (4 台)、貸し出し用ノート PC (4 台)等、学生の主体的な学修活動に応えられる設備も備えている。【資料 2-5-6】

図書 92,715 [うち、和書以外 8,489] 冊に加え、学術雑誌 190 [うち、和書以外 9] タイトル、電子ジャーナル 6,351 [うち、和書以外 4,710] 種類、視聴覚資料(マイクロフィルム、CD、DVD、BD 等) 1,275 点、といった各種情報源を収集・提供している。他に、契約データベース 14 種類が利用可能となっている。【資料 2-5-6】

通常の開館時間は、月~金 9:00~19:00 である。図書館司書の資格を有する専任職員が附属図書館に 3 人常駐し、来館者に対応している。また、通信教育課程の学生も通学課程の学生と同様の図書館サービスを受けられるとともに、通信教育課程の開講日には土曜日と日曜日、祝日 8:40~17:15 も開館している。【資料 2-5-7】

附属図書館システムとしては、館内フリーWi-Fi とし、学術情報ネットワークの利用環境を整備している。電子図書館機能としては、検索機能を有する蔵書管理システム、ディスカバリーサービス、リンクリゾルバを導入し、電子資料の利用環境を整備し、学生、教員等、来室者の情報収集の利便性を確保している。

本学学生の読書意欲を喚起するために図書館は多くの企画を実施している。中でも本学特有の企画である「My Favorite Book コンテスト」は、平成22(2010)年度より毎年実施しており、1・2年生を中心に多くの学生が参加している。優秀作品への学長表彰、優秀作品集の刊行、および、全教職員・学生への配布が行われている。【資料2-5-8】

#### [エビデンス集資料編]

【資料 2-5-5】情報センター等の状況(【表 2-12】と同じ)

【資料 2-5-6】図書館、図書資料等(【共通基礎データ様式 1】と同じ)

【資料 2-5-7】図書館の開館状況(【表 2-11】と同じ)

【資料 2-5-8】「2021 My Favorite Book 私の大好きな 1 冊コンテスト」優秀作品集

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

主要校舎の入口にスロープやエレベーターを設置することによって、身体障害者に配慮したバリアフリー化を進めている。「PHILOSOPHIA」には車椅子でも利用できる机とトイレが設置されている。スポーツ障害等により松葉杖等での歩行を余儀なくされた学生に対しては、多くの階段を上らなくてすむように時計台校舎まで通学バスを運行している。バリアフリーに関連する支援体制については、「環太平洋大学 障害のある学生の修学支援

に関するガイドライン」【資料 2-5-9】に基づき、大学の関係部署が緊密に連携・協力して 個別対応を行っている。

# [エビデンス集資料編]

【資料 2-5-9】「環太平洋大学 障害のある学生の修学支援に関するガイドライン」

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### 1) ゼミ制度

1年次と2年次の基礎ゼミナールはクラス制をとっており、1クラス25人程度で構成されて、担当メンターとして教員を配置している。3年次と4年次のゼミナールI (基礎)・II (応用)については、1クラス10人 $\sim$ 20人程度の規模で開講し、専門性の高い教員が研究指導やキャリア支援を行っている。

#### 2) 授業を行う1クラスの規模

教職課程や他学科履修に伴って、1 クラスあたりの履修者数が多くなる場合には、演習科目等は複数クラスに分けて運用し、教育的効果を配慮した人数設定となるよう、複数クラスに分けている。科目の特性上、大規模にならざるを得ない授業(例えば体育実技)については、複数教員を配置し、チーム・ティーチング体制をとっている。【資料 2-5-10】

#### [エビデンス集資料編]

【資料 2-5-10】2021 年度 前・後期の授業科目における学生数

#### (3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

大学構内のアメニティの整備については、教育環境が改善されるように継続的に整備を 進めてきた。しかし、今後の学生数の増加に対応するために、学生へのアンケート結果等 を踏まえ、継続して教育環境の向上に努める。

また、「PHILOSOPHIA」と「DISCOVERY」以外の校舎は、校舎入口が自動扉でない こと、点状ブロックがない等、バリアフリー新法施行令を遵守できていない部分もあるの で、随時、整備をしていく予定である。

# 2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の 意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
  - (1) 2-6の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

# (2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学修支援の成果を点検する手段として、授業評価アンケート、学生調査、学生評価委員会の3種を採用している。授業評価アンケート【資料 2-6-1】は、前期・後期の最終週に実施している。履修者は4種の質問への回答と自由記述コメントをWebアンケートに入力し、教務課とIR室がその分析を行う。その結果を受け、授業担当教員がティーチング・ポートフォリオの一環であるリフレクションペーパー【資料 2-6-2】を作成し、学内ポータルサイトや図書館を通して、授業内容の振り返りや学生へのメッセージ等を学生に公開している。平成30(2018)年度の回答率は電子化導入の影響を受けて69%に下がったが、令和元(2019)年度の回答率は85%に回復した。コロナ禍でオンライン授業を導入した結果、教職員・学生ともICT活用力が上がっており、令和3(2021)年度以降の回答率は95%に達した。【資料2-6-3】

学生調査【資料 2-6-4】は、平成 30 (2018) 年度以降、年1回継続して実施されており、年間の授業満足、教育課程満足、生活満足、学修行動、悩み・不安の相談等について問うとともに、結果を全学で共有し、教育や生活を改善するためのツールとして活用されている。学生評価委員会【資料 2-6-5】【資料 2-6-6】は大学教育や大学生活の改善のための対話集会であり、本学固有の FD 活動である。平成 30 (2018) 年度以降、集合型の FD 研修会の中での対話集会、小グループによるテーマ別ディスカッション等を行い、学修・生活やカリキュラムの改善に役立ててきた。令和 4 (2022) 年度については、オープンキャンパスの運営を学生主体で行うことにしたため、学生実行委員会を立ち上げ、アドミッションセンターとの打ち合わせを密に行なった。【資料 2-6-7】

#### 〔エビデンス集資料編〕

【資料 2-6-1】前期授業評価アンケート案

【資料 2-6-2】リフレクションペーパー

【資料 2-6-3】 令和 3 (2021) 年度後期授業評価アンケート結果

【資料 2-6-4】令和 3(2021)年度後期学生調査の概要

【資料 2-6-5】環太平洋大学 FD 推進委員会規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 2-6-6】環太平洋大学 アセスメント ポリシーについて(【資料 F-9】と同じ)

【資料 2-6-7】学生 FD 議事録

# 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の 意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

これまでも各種アンケート調査に基づいて、健康、就職・進路、学修、性格や能力、経済状況、アルバイト、対人関係、心身の健康等について情報を収集し、相談を行ってきたが、直接的な窓口としては、メディカルセンターによって運営される保健室(学生相談室)が機能しており、「怪我や病気・体調不良の治療」や「健康や体調管理に関する相談」で多く利用されている。【資料 2-6-8】保健室で全ての問題に対応するのは限界があるため、学生個々の状況を把握するために、入学前に心身の状況に関するアンケート調査を行い、入学後はメンターが定期的に個別面談を行うようにしている。そこで拾い上げられたニーズ

は、学生センター内に設置された「学生支援課」と「学生指導課」に伝えられ、奨学金等の生活支援、寮生活のサポート、厚生指導等と併せて日常的に対応が行われている。また、学生支援課は「学友会」「校友会」を、学生指導課は「爽志会」を組織し、学生による主体的な活動を支援している。【資料 2-6-9】

# [エビデンス集資料編]

【資料 2-6-8】メディカルセンター規定

【資料 2-6-9】学生センター規定

# 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

令和 2(2020)年度以降のコロナ禍対応のため、本学では、オンライン環境の整備に力を尽くした。Wi-fi 設備の充実はもちろんのこと、学生への IT 機器の貸し出し、授業ガイドラインの設定、オンラインツール活用のための研修、学生・教職員によるオンライン対話集会を通して、授業改善を図ってきた。【資料 2-6-10】その結果、令和 5(2023)年度の学生調査では、授業満足度(67.7%→89.7%)、課程満足度(78.4%→89.5%)、生活満足度(74.4%→86.5%)ともに大きく向上した。比較的低かった生活満足度が上がったのは、コロナ化を経て、施設利用の使用機会が増えたためと考えられる。【資料 2-6-11】

# [エビデンス集資料編]

【資料 2-6-10】学生 FD スライド

【資料 2-6-11】2021 年学生調査の概要(ホームページ)

#### (3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

学修支援、学生生活及び学修環境に関する学生の意見・要望を集約するために、FD 実施推進委員会、学生センター、メディカルセンター、初年次教育部、教務課がアンケート調査を実施している。これらの部署が一体となり、メンター・監督・コーチとの連携を図り、より迅速に対応できる体制を整備する。

#### 「基準2の自己評価]

アドミッション・ポリシーの点検については、入学試験の結果を踏まえて「アドミッションセンター会議」で検証され、受け入れ体制の方針は、大学案内、学生募集要項、ホームページをはじめとして、オープンキャンパス、大学見学会や高等学校教員向け説明会等で周知されている。

学修支援対策としては、さまざまな手法を取り入れている。履修・授業情報や学生生活に関する情報を学内ポータルサイト(UNIVERSAL PASSPORT)や Google Classroom に掲示している。初年次生の学修支援としては、初年次教育部の主導により、「入学前研修」と「初年次教育」を推進し、チームビルディング研修や基礎学力強化のための環トレを実施するとともに、就活学力試験(年1回)を通して効果測定を行っている。また、初年次科目の中で、社会人基礎力を高めるため、ビブリオバトルシーン、スピーチ・プレゼンテーションコンテストを実施している。個別相談を強化するためにメンター制度(1~2年次)

## 環太平洋大学

とゼミ制度 (3~4 年次) を、授業に関する相談の場としてオフィス・アワー (週 2 コマ) を提供している。また、個別学習支援のため、図書館、創志学館、ラーニング・コモンズ を設置している。

キャリア支援としては、キャリアセンターが 3~4 年生のキャリア教育を学科教員と協働して実施し、進路ガイダンスや進路相談をはじめ、就職先の開拓・情報収集等にわたって支援している。学生の第一希望の進路決定を実現できるよう、「教職支援室」が大志会を、「公務員就職支援室」が立志会を、「企業等就職支援室」が翔志会を開設している。こういった支援や活動を通して、令和5 (2023) 年度の就職率は 99.9%を達成した。

学生生活の支援としては、学生センターとメディカルセンターが中心的な役割を担っており、奨学金やアルバイトの斡旋等経済的支援、心身の健康に関する支援、スポーツ活動に関する支援、学内の衛生管理、通学上の支援等、大学生活を円滑に送れるよう支援体制を整えている。学生寮については、寮監・学生ホールリーダーを中心に、安心・安全な生活環境を整えている。

学修環境の整備としては、校地・校舎面積は、大学設置基準の数値を上回る面積を有している。令和元(2019)年には、非認知能力を養成する新校舎「DISCOVERY」、最先端の測定機器を備えた「INSPIRE」、クラブハウス「VICTORY」が完成した。附属図書館では、館内フリーWi-Fi、図書・資料検索、貸し出し・返却の自動処理システムを整備した。バリアフリーに関しては、建物の入口にスロープやエレベーターを備え、新校舎には車椅子対応のエレベーターや机・トイレを設置している。

学生の意見・要望の把握と対応については、FD 実施推進委員会が中心となって、各種調査を行い、教育や生活の状況を調査・分析し、教育改善や生活改善に繋げている。

以上のことから、「基準2学生」を満たしていると判断する。

### 基準 3. 教育課程

- 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定
- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用
  - (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

# (2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

環太平洋大学 3 学部 5 学科におけるディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)は、建学の精神を踏まえて設定されている。平成 30 (2018) 年度、「新たな学力観」への対応を図るため、役職者(副学長、学長補佐、学部長、学科長)によるワーキンググループを立ち上げ、4 種のディプロマ・ポリシーを 8 種のラーニング・アウトカムズに分類した。 さらに、令和 4 (2022) 年度、副学長・学部長・学科長によって三つのポリシーの修正が行われた【資料 3-1-1】。三つのポリシーについて学生への周知を図る手段として学生便覧【資料 3-1-2】や履修ガイド【資料 3-1-3】を、外部に周知を図る手段として学生募集要項【資料 3-1-4】や大学ホームページ【資料 3-1-5】を活用している。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 3-1-1】環太平洋大学ディプロマ・ポリシー(【資料 F-13】と同じ)

【資料 3-1-2】学生便覧(【資料 F-5】と同じ)

【資料 3-1-3】履修ガイド(【資料 F-12】と同じ)

【資料 3-1-4】学生募集要項(【資料 F-4】と同じ)

【資料 3-1-5】大学ホームページ

# 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知

単位認定については、学則第 31 条(単位の認定方法)、第 32 条(成績の評価)に規定している【資料 3-1-6】。

学則第 31 条において、「科目修了の認定は、平素の成績及び筆記試験、又は論文によるものとする。ただし、実験、実習、実技等は適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を認定することができる」と定めている。試験は学期末に行われる定期試験を指すが、科目によってはレポート等で代替する場合がある。定期試験の詳細(不正行為、再試、追試等)については、学生便覧(第 1 章)(p. 32)【資料 3·1·7】に定め、新学期ガイダンスで周知を図っている。不正行為への対応には教務委員会があたっている。成績評価に関しては、学則第 32 条第 1 項【資料 3·1·6】において、「授業科目の試験の成績は、S、A、B、C 及び D の 5 種類の評価をもって表し、C 評価以上を合格とする。ただし、必要と認められる場合は、合格及び不合格の評価を用いることができる」と定めている。不合格に

対しては、D以外に、E (40 点未満の評点により再試験の受験資格がない科目)、F (不受験科目)、G (出席不足により定期試験の受験資格がない科目)といった評価が定められている。成績評価の方法【資料 3-1-8】については、科目担当者がシラバスに明記し、学生に周知するようにしている。なお、シラバスには、ディプロマ・ポリシーに則った到達目標、アクティブ・ラーニングの要素を取り入れた授業構成、事前学習の方法と時間の目安、評価基準(出席態度、グループワークへの貢献度、リフレクション、定期試験等)等を明記するとともに、学科のシラバスチェックを受けることになっている。【資料 3-1-9】学生が自身への成績評価に疑義を持つ場合には、学生自らが「成績評価に関する質問書」【資料 3-1-10】を使用して、科目担当者に成績の確認を求めることができる。通信教育課程における試験の種類・成績評価については、本学の学則第 33 条、通信教育規程第 23 条において規定されている。【資料 3-1-6】

本学では学修状況の客観的指標として、GPA制度【資料 3-1-11】を導入・運用し、学生に周知している。例えば、介護等体験実習、教育実習事前事後指導、教育実習といった科目を履修するにあたっては、「教職の手引き」【資料 3-1-12】の中に副免許科目や他学科科目の履修条件(要件科目、出席率 85%以上、GPA2.5以上)を明記し、教職科目を系統立てて履修できる体制を整えている。また、令和元(2019)年度、教育経営会議や教務委員会等での審議を経て、GPAを退学・進級・卒業基準として活用することが決定され、運用が開始された。【資料 3-1-13】

卒業認定に関しては、学則第36条(卒業要件)と第37条(通信課程の卒業要件)に規定している。【資料3-1-6】学生への周知を図るために、学生便覧【資料3-1-7】の第1章(学修・卒業要件)の中に、修業年限、履修科目と単位数(学部・学科別)、卒業判定について明記し、新年度ガイダンスで周知を図っている。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 3-1-6】 環太平洋大学 学則(【資料 F-3】と同じ)

【資料 3-1-7】 学生便覧(【資料 F-5】と同じ)

【資料 3-1-8】 シラバス記入例

【資料 3-1-9】 シラバスチェックリスト

【資料 3-1-10】 成績質問書

【資料 3-1-11】 学生便覧(【資料 F-5】と同じ)

【資料 3-1-12】 教職の手引き

【資料 3·1·13】 環太平洋大学 退学・進級・卒業判定基準(【資料 F-9】と同じ)

#### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定については、科目の担当責任者がシラバスに明記した成績評価方法に則って行っている。成績評価を厳正に行うため、FD 実施推進委員会が作成した「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」【資料 3-1-14】を用い、教育経営会議、教授会、学科会議、FD 研修会において、評価の適切性に関する議論を行うとともに、ホームページでの情報公開を行っている。卒業認定については、学則第 36 条(卒業要件)【資料 3-1-15】に従い、科目担当者による評価に基づき、教授会の意見を徴し、学長が決定している。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 3-1-14】客観的指標に基づく成績の分布状況を示す資料

【資料 3-1-15】環太平洋大学 学則(【資料 F-3】と同じ)

#### (3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

「成績評価の平準化」や「客観的指標としての GPA の活用」については年々改善されている。履修放棄への対応としては、令和 2 (2020) 年度の新入学生から、履修放棄者への評価を (GPA に加算されない) G 評価から E 評価 (素点: 0 点) に変更することとなった。次年度以降は、長期インターンシップやオンデマンド科目の単位認定のルール化について検討する予定である。

# 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施
  - (1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

#### (2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神、ディプロマ・ポリシー、教育課程との一貫性を図るため、カリキュラム・ポリシーを定めている。令和 5 (2023) 年度は、教育内容、教育方法、教育評価の 3 項目に分けて整理を行った【資料 3-2-1】。学生への周知の手段としては学生便覧【資料 3-2-2】や履修ガイド【資料 3-2-3】を、外部への周知の手段としては「学生募集要項」【資料 3-2-4】や大学ホームページ【資料 3-2-5】を活用している。

# [エビデンス集資料編]

【資料 3-2-1】環太平洋大学カリキュラム・ポリシー(【資料 F-13】と同じ)

【資料 3-2-2】学生便覧(【資料 F-5】と同じ)

【資料 3-2-3】履修ガイド(【資料 F-12】と同じ)

【資料 3-2-4】学生募集要項(【資料 F-4】と同じ)

【資料 3-2-5】大学ホームページ

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を担保するため、ディプロマ・ポリシーに定められた学修成果と各科目の関連性を明確に記したカリキュラム・マップを作成し、その内容を踏まえて、シラバスを作成している。

#### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 1) カリキュラム・マネジメント

建学の精神、「4年後に責任を持つ」という人材育成の方針、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの一貫性を図り、科目編成の整合性を図るため、平成30(2018)年度以降、学科別のカリキュラム・マップを作成・運用している。学科別に不整合が生じないよう、教務委員会で審議し、教育経営会議で諮っている。【資料3-2-6】単位の実質化を図るため、2月に学科別シラバスチェック委員会を開催し、到達目標・評価方法・授業方法の整合性、事前学習の充実、授業計画の精緻化について、周知・徹底を図っている。また、シラバスの精度を上げるため、シラバスチェックリスト【資料3-2-7】と授業ガイドラインを定めている【資料3-2-8】。また、Google Classroomの活用技術を高めるため、動画マニュアルを作成し、全教職員に公開している。【資料3-2-9】

#### 2) 学科別教育課程の整備

本学では「4年後に責任を持つ」という方針のもと、学科内にキャリア支援のためのコースを設定し、3ポリシーとの整合性を図りながら、専門基礎科目とコア科目の編成を行っている。【資料 3-2-10】

体育学科には、教員養成コース、リーダーシップコース、スポーツ科学コース、公務員コースが設定されている。専門基礎科目は「体育学」と「指導・教員に関する理解」の領域に分かれ、体育学全般から主幹科目が配置されている。コア科目は「スポーツトレーナー」「スポーツ科学」「スポーツビジネス」「教員養成」「公安公務員養成」「体育実技」「教育実践」「インターンシップ」「ゼミナール」「資格関連自由科目」の 10 領域で編成されている。「体育実技」を体育学科の基幹科目と位置づけ、「実習系科目(スキー・キャンプ・水泳 I)」「個人スポーツ(陸上競技 I・器械体操・ダンス I)」「武道(柔道 I・剣道 I・レスリング I)」「球技(バスケットボール I・バレーボール I・ソフトボール・ハンドボール・サッカー・ラグビー)」の各領域から、それぞれ 1 種目を選択必修化している。

健康科学科には、柔道整復師コース、柔整・アスレティックトレーナーコース、柔整・健康トレーナーコースが設定されている。専門基礎科目は「体育学」と「健康科学」の2領域に分かれ、コア科目は「健康運動分野」「スポーツ医科学分野」「柔道整復分野」「体育実技・柔道整復実技」「インターンシップ」「ゼミナール」の6領域で編成されている。柔道整復師国家資格の取得を目的としているため、所属学生は、基礎医学系で「人体の構造」、

「細胞を最小単位とした各組織・器官・器官系の生命徴候」、「異常な組織病態」「公衆衛生」を学び、基礎柔道整復分野で「骨折、脱臼、捻挫、打撲」といった外傷の基礎を修得した後、臨床医学で「内科疾患」、「外科疾患」、「整形外科疾患」を中心に学修を進め、臨床柔道整復学、整復学実技分野で「骨折、脱臼、捻挫、打撲」についての最新の治療法や柔道整復学の限界について学びを深める。基礎柔道整復分野の修得後に「医療に関する法規の学修」と「臨床実習事前指導」を経由し、本学附属鍼灸整骨院、外部医療機関、外部介護福祉施設等で臨床実習を配当し、実践力の高い柔道整復師の育成を図っている。

こども発達学科には、幼児心理コース、幼児英語コース、幼児体育コースが設定されている。専門基礎科目は「指導・教育に関する理解」と「教科等に関する理解」の2領域に分かれ、コア科目は「子どもの発達に関する理解」「保育・幼児教育に関する理解」「保育・

教育実践」「インターンシップ」「ゼミナール」の5 領域で編成されている。保育者(保育士・幼稚園教諭)養成を主目的とした学科であるため、所属学生は、専門基礎科目によって、保育者としての基礎的な資質を形成するとともに指導内容の学問的基盤を培い、コア科目によって、保育の対象となる子どもの発達に関する理論や保育・幼児教育を展開するための指導法を修得する。さらに、保育現場における「保育実習」「教育実習」等を通して、実践力を高め、学内で学んだ理論を検証する。ゼミナール I (基礎) (3 年次開講)やゼミナール I (応用) (4 年次開講)において、子どもに関する研究活動を展開し、保育者として必要となる基礎的な研究力を修得する。

教育経営学科には、初等教育コース、中等教育コース、教育社会学コースが設定されている。専門基礎科目は「次世代教育学」、「指導・教育に関する理解」、「教科等に関する理解」、「英語・国際性の理解」の4領域に分かれ、コア科目は「心理・社会の理解」、「教育経営・学級経営に関する理解」、「(英語教育)教育実践の理解」、「教育実践」「インターンシップ」「ゼミナール」の6領域で編成されている。教員養成を主目的とした学科であるため、所属学生は、理解系の科目で内容を学び、教科教育法で授業計画や授業実践の基礎を修得した後、「教育実習事前事後指導」と「教育実習」の2科目で現場経験を積み、4年次開講の「教職実践演習」で教員免許取得のまとめを行っている。また、現場体験の機会として、「教育実践学 I・II・III」「理科実験の指導法 I・II」「学校支援ボランティア」「キャンプ実習」を1~3年に順次開講し、実学を通して、教員としてのキャリア形成を促している。平成29(2017)年度に開始した1年次1年間留学制度はコロナ禍のため、いったん中断となったが、令和4(2022)年度の後期から再開した。

現代経営学科には、経営総合コース、スポーツビジネスコース、グローバルビジネスコース、公共経営コースが設定されている。すべてのコースで、1 年次からビジネスプランの立案等、マーケティング等、起業のための基礎体力を身につけていく。公共経営コースは、「公共」の視点に立った政策立案能力とマネジメント力を持った公務員育成を目指している。グローバルビジネスコースは、海外キャンパス IPUNZ に 1 年次 1 年間留学し、ビジネスで活用できる英語力を修得し、グローバルな知識と考え方を身につけていくことを目的にしている。コロナ禍のためいったん中断となったが、令和 4 (2022) 年度の後期から再開した。専門基礎科目は「マネジメント領域」、「外国語領域」の 2 領域に分かれ、コア科目は「経営学」、「国際・経済学」、「会計・ファイナンス」、「マーケティング」の 4 領域で編成されている。学年進行に伴って、専門基礎科目からコア科目へと履修展開し、グローバル企業人、起業家、地域創生人材の育成を進めている。

#### 3) 履修科目の登録の上限

本学では、教育課程表やカリキュラム・マップに沿った履修指導を行うため、学則第 26 条(履修科目の登録の上限)【資料 3-2-11】において、「卒業の要件として年間に履修登録することができる単位数の上限は、複数の免許及び資格科目を取得する場合を除き 40 単位とする」と明記している。編入学生、転学部・転学科生、並びに成績優秀者については、履修登録上限単位数を超えて最大 48 単位まで履修登録できるが、それでもなお、上限を超えて科目を履修する特別な事情がある場合は、教授会の意見を聴き、学長がこれを認めることができる。また、履修放棄への対策として、平成 30 (2018) 年度から「履修辞退制

## 環太平洋大学

度」を設け【資料 3-2-12】、該当する学生に対して、自律的に辞退申請を行うよう、メンターまたはゼミ担任教員が指導している。上記の規定については、学生便覧【資料 3-2-13】 や履修ガイド【資料 3-2-14】に明記し、新年度ガイダンスの際に学生に説明している。

# [エビデンス集資料編]

【資料 3-2-6】 環太平洋大学カリキュラム・マップ

【資料 3-2-7】 シラバス記入例

【資料 3-2-8】 IPU・環太平洋大学が目指す授業設計

【資料 3-2-9】 オンライン授業動画マニュアル

【資料 3-2-10】 教育課程表(【資料 F-12】と同じ)

【資料 3-2-11】 環太平洋大学 学則(【資料 F-3】と同じ)

【資料 3-2-12】 履修辞退制度

【資料 3-2-13】 学生便覧(【資料 F-5】と同じ)

【資料 3-2-14】 履修ガイド(【資料 F-12】と同じ)

# 3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養科目は、人間とそれを取り巻く文化的・自然的環境への理解を深め共感を抱くこと、また、自己啓発意識を育むことを目標として、「語学と基礎技術の理解」「人間の理解」「自然の理解」「社会の理解」「キャリアプランニング」の 5 領域で構成されている。【資料 3-2-15】 平成 19 (2007) 年度の開学以降、リメディアル教育、グローバル化、体育学、ICT スキル、非認知能力、スタディスキル、キャリア形成といった分野での科目配当を充実させている。以下、分野ごとの説明である。

「語学」系の科目としては、「英会話」(2 単位)を必修科目として、「英語 I (基礎)」「英語 II (応用)」(4 単位)を選択科目として開講し、技能統合型の英語指導を行っている。「基礎技術」としては、「体育理論」(1 単位)、「体育実技」(1 単位)と「コンピュータ・リテラシー II (応用)」(4 単位)を必修科目として開講し、「コンピュータ・リテラシーIII (発展)」「コンピュータ・リテラシーIV(実践)」を選択科目として開講している。なお、令和元年(2019)年度の新入生からパソコン必携化を図り、リテラシー I では、ネットリテラシー、Word、Excel、Google Workspace 等の活用法について指導し、II では、プレゼンテーションやプログラミングの指導を行い、III では IT パスポート取得のための対策授業を行なっている。【資料 3-2-16】

入学から卒業までの 4 年間にわたるキャリア形成を強化するために、「フレッシュマンセミナー(1 年次)」「キャリアディベロップメント(2 年次)」「キャリアデザイン(3 年次)」(6 単位)を必修科目として、「キャリアサポート(4 年次)」(2 単位)を選択科目として開講している。また、初年次生のスタディスキルと所属感を高めるため、「基礎ゼミナール I (1 年次)」「基礎ゼミナール II (2 年次)」(4 単位)を必修科目として開講している。少人数編成(1 クラス 20 人程度)によるグループワークを通して、学科独自のキャリア形成を進め、ビブリオバトル、スピーチ、プレゼンテーションのスキルを強化し、非認知能力や汎用的技能の向上を図っている。

非認知能力を同時に高めるための科目として、「非認知能力育成 I」(4 単位)を1年

## 環太平洋大学

次の卒業必修科目として開講し、非認知能力開発校舎 DISCOVERY において、「他者と付き合う力」「感情をコントロールする力」「目標を達成する力」の育成を促している。

【資料 3-2-17】学際的なクラスを編成し、大学の魅力の再発信や地域課題の解決をテーマに、スライド作成やプレゼンテーションが行われている。

体験を通して非認知能力を高める選択科目としては、「表現活動による人間力養成 I・II・III・IV」(8 単位)を 1 年次から 4 年次に順次開講し、発達段階に応じて、対人関係力や表現力を高めている。この科目はアウトリーチ活動と連携しており、学生が主体的に地域貢献活動に参加する機会を提供している。【資料 3-2-18】その他にも、教養を深めるための科目として、「人権と教育」「日本国憲法」「食育論」「日本語表現」「時事教養」「数学基礎」といったものを開講している。

# [エビデンス集資料編]

【資料 3-2-15】教育課程表(【資料 F-12】と同じ)

【資料 3-2-16】コンピュータ・リテラシーⅠ・Ⅱシラバス

【資料 3-2-17】非認知能力育成 I シラバス

【資料 3-2-18】表現活動による人間力養成 I シラバス

# 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学は FD 実施推進委員会と教務課の協働によって、授業改善のための PDCA サイクルを回している。また、令和元(2019)年度以降、教職員総会、授業研修会、授業評価アンケート(2-6-①参照)、学生評価委員会、シラバスチェック(3-2-③-1)参照)を中心に、カリキュラム・マネジメントを推進している。

令和 2 (2020) 年以降、コロナ禍により、集合・対面形式の FD 研修会の実施が困難になったが、オンライン授業への移行を兼ね、あらゆる研修会をオンラインで行った。それ以降も、FD 実施推進委員会が作成した動画マニュアル【資料 3-2-19】や授業設計マニュアル【資料 3-2-20】に基づき、毎年、教職員・学生のオンラインスキルの向上に努めている。年度末に実施した学生調査(授業満足度:89.6%、課程満足度:89.5%)で良い結果が得られていることから、授業研修の成果が出ていると判断している。【資料 3-2-21】

半期に1回実施している授業評価アンケートについては、リフレクションペーパーの作成・公開に加え、教員への個別指導策としても使用している。本学では授業評価アンケートの数値が3.80未満の教員に対し、「授業改善報告書」の提出を課し、役職者から指導を行っている。【資料3-2-22】

#### [エビデンス集資料編]

【資料 3-2-19】授業動画マニュアル

【資料 3-2-20】IPU・環太平洋大学が目指す授業設計

【資料 3-2-21】2022 年度学生調査の結果

【資料 3-2-22】2022 年度授業改善報告書

# (3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

令和元(2019)年以降、学科教員が自律的にカリキュラム・マネジメントに参画しており、カリキュラム・マップやシラバスの精度は上がっている。ICT活用力については、オンライン授業の導入を契機に、Google for Education に習熟した教職員が増え、Google Workspace for Education を用いた業務改善が進んでいる。

#### 3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック
  - (1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

# (2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、平成 30 (2018) 年度より、「学修成果」を含めた教育成果に関する点検・評価について、FD 実施推進委員会、教務課、内部質保証委員会が担っている。【資料 3-3-1】 これにより、当該委員会がアセスメント・ポリシーを策定し、関係各部署との連携を図り、三つのポリシーの点検・評価を行い、改善を進めている。【資料 3-3-2】なお、学修成果のアセスメント項目と教育方針や学修支援のアセスメント指標は下記の通りである。

(図表 3-3-1) 学修成果のアセスメント項目とアセスメント指標

| 学修成果のアセスメント項目      | 点検部署        |
|--------------------|-------------|
| 1) 就職状況            | キャリアセンター    |
| 2) 学士力アセスメント       | 初年次教育部、IR 室 |
| 3) 到達度確認テスト        | 初年次教育部、IR 室 |
| 4) 卒業研究            | 学部・学科、IR 室  |
| 5) 成績評価            | 学部・学科、IR 室  |
| 教育方針や学修支援のアセスメント指標 | 点検部署        |
| 6) 学生ポートフォリオ       | 学部・学科、IR 室  |
| 7) 授業評価アンケート       | 教務課、IR 室    |
| 8) 学生調査            | IR 室        |
| 9) 学生評価委員会         | IR 室        |

以下、点検項目に沿って、順に点検方法をまとめていく。

#### 1) 就職状況

在籍生全員の進路を把握しつつ、全体の就職率、学校教員、公務員、一部上場企業の採用数をもって、成果の点検を行う。

#### 2) 学士カアセスメント

マイナビ提供の MATCHPLUS を活用し、在籍生個別、学科・学年別の社会人基礎力の伸長 状況を把握する。

#### 3) 到達度確認テスト

毎年4月に行っている就活学力試験<sup>®</sup>(英・数・国)の成績を分析し、第1希望就職のための指標を示すとともに、新入学生の基礎学力の点検を含め、在籍生の学力の点検を行う。

#### 4) 卒業研究

提出された卒業論文とゼミ論文の成績評価に基づき、4年間の学修成果の点検を行う。健康 科学科生については、国家試験の合格率をもって、成果の点検を行う。

#### 5) 成績評価 (GPA)

FD 実施推進委員会が作成する「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」に基づき、学科 FD の結果をもって、成果の点検を行う。また、GPA や単位修得状況に基づき、定期的に、退学・進級・卒業判定、および、シラバスチェック委員会を開催する。

#### 6) 学生ポートフォリオ

年度末に学修記録(出席率、GPA、単位修得状況、就活学力試験)の経年データを学生個々に返却し、担当教員とともに学修の振り返りを行う。

#### 7) 授業評価アンケート

前・後期の授業評価アンケートをもとに、全体・学科・教員別に成果を分析する。大学全体としての達成目標を 4.20 に、授業改善対象者の基準を 3.80 未満に置く。

#### 8) 学生調查

年度末に行う満足度調査(授業、課程、生活、その他)の結果をもって、学修全般に加え、施設利用等へのニーズをくみ上げ、改善を図る。

#### 9) 学生評価委員会

学生の声を教育・業務改善に反映させるため、定期的に学生による評価委員会(例:オープンキャンパス委員会、学友会会議など)を立ち上げ、教職員と協議を行う。

## [エビデンス集資料編]

【資料 3-3-1】環太平洋大学 FD 実施推進委員会規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 3-3-2】環太平洋大学 アセスメント ポリシーについて(【資料 F-9】と同じ)

# 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

令和5(2023)年度の学修成果のフィードバックの状況は下記のとおりである。

#### 1) 就職状況

ホームページのホーム画面で公開

2) 学士力アセスメント

MATCHPLUSのデータ集約に不具合が発生したため、次年度への持ち越し課題とする。

3) 到達度確認テスト

教育経営会議の議事録に掲載

4) 卒業研究

# 環太平洋大学

教育経営会議の議事録に掲載

- 5) 成績評価 (GPA)ホームページに掲載
- 6) 学生ポートフォリオ学生カルテとしてのフォーマットを検討中
- 7) 授業評価アンケート リフレクションペーパーを作成・公開 ※次年度以降はホームページに掲載予定
- 8) 学生調査ホームページに掲載
- 9) 学生評価委員会 オープンキャンパス委員会、学友会会議の議事録

[エビデンス集資料編]

【資料 3-3-3】令和 5(2023)年度学修成果関連資料集

(3) 3-3の改善・向上方策 (将来計画)

令和5(2023)年度に関しては、前年度以上に公開を促進できたが、不十分なまま終わった項目(2)(6)の公開促進、および、外部有識者からのフィードバックを頂く予定である。

#### [基準3の自己評価]

コロナ禍において弱体化した、学修成果の組織的な点検・評価が改善されつつある。未 達の項目の改善と第三者からの評価を受ける体制を構築することが喫緊の課題である。

# 基準 4. 教員・職員

- 4-1. 教学マネジメントの機能性
- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化等による教学マネジメントの機能性
- (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

- (2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は教学部門の代表かつ理事会の構成員であり、大学に関する審議事項を諮問し、各 理事等に対して直接説明を行う等、学校法人と大学との橋渡しをする役割を担っている。

他方で、学長は、理事会の方針や決定事項について全学的組織である教育経営会議の議長を務め、理事会の方針や決定事項をフィードバックするとともに、大学運営や教育研究に関わる事項について方針を説明し、構成員の理解や支持を得ている。【資料 4-1-1】

教育経営会議は、教育課程及び教学運営に関し全学的な方針の策定や改善の推進等の重要事項について協議するとともに学内の必要な調整を行い、今後の大学方針として報告し、学長の適切なリーダーシップを確立・発揮できる体制となっている。【資料 4-1-2】

さらに、IR (Institutional Research) 室は、教育改善、経営戦略等の大学運営に必要な各種情報の収集、蓄積及び調査分析を行うことにより、大学運営の企画立案、意思決定を支援している。【資料 4-1-3】

なお、教育経営会議等の議事内容は、各構成員に議事録を配布しており、構成員の業務 に反映されている。

また、教育・研究に関する経常的な事案については、学部教授会、教務委員会等が年間を通して重要な役割を果たしている。

入試・募集・広報担当、教学担当、国際・研究担当、地域社会貢献担当の4人の副学長を設置し、学長を中心とした各教学組織、職員組織との協働体制の構築を行っていくことで、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制を強化している。【資料4-1-4】

#### [エビデンス集資料編]

【資料 4-1-1】環太平洋大学 教育経営会議規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-1-2】教育経営会議議事録

【資料 4-1-3】環太平洋大学 IR 規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-1-4】令和 4(2022)年度環太平洋大学組織図(【資料 1-2-10】と同じ)

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では、学長の適切なリーダーシップを確立するため、学則の各条において、学部教 授会が決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを規定し、学長と教授会 の役割や両者の関係性を明確にしている。

また、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項についても、 上記規程において明示している。【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】

さらに、教学マネジメントに関する PDCA を推進するために、全教職員を対象とした教職員総会を年3回開催し、学長、各学科、各種委員会、各センター等の方針や課題を説明することにより、学内 PDCA サイクルにおける役割の明確化とその周知を図った。【資料 4-1-7】

一方、本学独自の教学マネジメントにおける取り組みとしては、平成 26 (2014) 年度より初年次教育部を設置し、学生に対する基礎基本教育の徹底と自主自律した学修支援を展開している。併せて、本学は1年次・2年次でのメンター制度を整備し、「4年後に責任を持つ大学」として学生が4年間どのように大学生活を過ごすか、大学卒業後の職業選択を考える機会を提供していくために、メンターが自らの生き様を語りながら責任を持って学生指導にあたり、学生が社会人として成長していくための助言指導を行っている。

また、本学の特徴でもある、全学生の 6~7 割が所属する体育会活動を通した人間教育を実践するため、体育会五訓(「礼節」「克己」「信頼」「前進」「感謝」)を掲げ、体育会活動において指導者と部員間、また部員同士でこの「五訓唱和」という行為を通して大学生活での行動指針としている。そのため、体育会事務局のもとにクラブ指導者で編成する施設設備小委員会、就職支援小委員会、幹部会推進小委員会、地域貢献小委員会、学生募集小委員会を置き、体育会クラブの充実と発展に向けた取り組みを行っている。

このように大学の教育・研究に関わる意思決定は、学長のリーダーシップのもとで、教育経営会議、大学連携会議、学部教授会等を通じて行われている。特に、令和 3 (2021) 年度以降、学部教授会において「学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号の規定に基づく学長が教授会の意見を聞く事項」の報告様式を作成し、学長は教授会からの意見を受け、必要に応じて回答をしている。また、教育・研究に関する経常的な事案については、学部教授会、教務委員会、学術研究支援委員会等が年間を通して重要な役割を果たしている。その他、

「FD 実施推進委員会」及び「自己点検評価委員会」等を開催して、教職員の資質能力の向上、適切な現状把握と情報共有を行うことで、業務改善への取り組みを推進している。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 4·1·5】環太平洋大学 学則(【資料 F·3】と同じ)

【資料 4·1·6】環太平洋大学 教授会規則(【資料 F·9】と同じ)

【資料 4-1-7】 教職員総会議事録

【資料 4-1-8】各組織の自己点検・評価の仕組み

【資料 4-1-9】各組織の自己点検評価報告書

# 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化等による教学マネジメントの機能性

本学では、「令和 5 (2023) 年度環太平洋大学組織図」に示されているとおり、学長を筆頭に学部組織と事務局組織、研究所、センター組織、体育会が配置され、各部門が縦の連携を図っている。さらに、教学部門とセンター組織、事務部門の役職者が一堂に会する教育経営会議を通じて横の連携を図ることによって、大学の使命・教育目的を達成するための組織編制を行い、教職協働による教学マネジメント機能を構築している。【資料 4-1-10】

## 環太平洋大学

また、大学事務局の管理体制を強化しており、令和 4 (2022) 年度より事務局を総務事務局・教育事務局として区別し、総務事務局には総務課、管財課、情報システム課を配置し、教育事務局には教務課、入試室を配している。その他、次世代教育学部通信教育課程の事務組織である通信教育室や教学 IR 室が設置されている。

なお、教学部門と募集部門の融合・連携促進を図るために、アドミッションセンターを募集・広報事務局に改編し、キャリアセンター、学生サポートセンターの組織化を行っている。また、就職支援に関する部署としての「キャリアセンター」は、企業等就職支援室、公務員就職支援室、教職支援室(幼保支援分室を含む)の3支援室と、東京キャリアセンター・大阪梅田キャリアセンターを配している。

その上で、大学事務に関わる専門職としての SD (Staff Development) 研修をはじめ、外部研修にも積極的に参加して資質向上に努めており、業務の効率的な執行体制を確保している。

業務執行の管理体制としては、部局別予算制度に基づいた事業執行のため稟議書(人事・企画行事・広報・設備)及び押印許可申請書、出張申請書等の日常的な業務執行管理を法人管理部で所管し、事業計画や予算執行状況を精査しながら起案段階での事前チェックと改善(再提出や内容修正、追加資料請求)を行うことで、設置校における適正な業務執行を維持している。さらに稟議案件ごとの評価(継続・見直し・廃止)を行い、事後チェック結果や留意事項をフィードバックすることによって業務改善を促し、次年度予算の策定根拠として反映させる仕組みを継続的に整備している。また、稟議書における記載内容の標準化を図るために、人事稟議書、採用稟議書、契約稟議書、企画稟議書、広報稟議書、備品稟議書、施設設備稟議書等について稟議区分に応じたフォームの全面改訂を実施し、点検機能の充実を図っている。押印許可申請の手続きについても、監督官庁への認可申請書や届出書をはじめ、諸調査・報告書、公文書、請求書等に至る押印書類を法人管理部で事前チェックし、提出時期・内容・指定要件を満たしているか確認した上で決裁及び押印処理を行い、所定の期限内提出を徹底している。【資料 4-1-11】

## [エビデンス集資料編]

【資料 4-1-10】令和 5 (2023) 年度環太平洋大学組織図(【資料 1-2-10】と同じ) 【資料 4-1-11】学校法人創志学園 稟議規程(【資料 F-9】と同じ)

## (3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

上記記載のとおり、教学マネジメントに関する PDCA サイクルが機能し、内部質保証における各組織の役割・責任体制が明確になっている。

今後は、教育経営会議、教務委員会、各センター会議、各委員会会議、学部教授会による検討を踏まえ学長が大学方針を決定し、それを全教職員に周知徹底することを可能とするため、教職員総会、教職員研修会と上記会議の連携と接続を強化し、より効果的な運用方法を構築するものとする。

さらに、業務執行体制の機能化に向けて、法人管理部との連携に継続的に取り組むとと もに、法人側と大学において情報共有できる予算管理システムを整備し、変化する状況に 対応可能な体制を継続して構築する。また、予算編成段階で事業計画ごとに予算番号を付 与して稟議書起案時に連動させることや、業務執行案件に対する実施評価を行うことにより、次年度の予算査定の根拠として反映させる。また、法人諸規定類の改訂にも着手し、 学園全体として内部統制を図っていく。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施
  - (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

# (2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

1) 教員の任用・昇任

教員の任用・昇任は、「環太平洋大学 教育職員選考規定」【資料 4-2-1】に基づき、環太平洋大学の教育目的及び教育課程を踏まえ、人格、学歴及び教育研究上の業績等を総合して実施している。また、同規定に基づいて、選考委員会によって任用または昇任させる者を審査し、学長に上申するとともに、面接試験等による審査や稟議決裁手続きを経て、理事長がこれを決定・任命する手順となっている。

環太平洋大学における教員の具体的な募集方法としては、原則として独立行政法人研究者人材データベース(JREC-IN)や求人サイト等における公募形態をとっている。

そのため、選考方法としては、個人調書、教育研究業績書をはじめ、社会活動を証するものを中心とした書類審査を一次選考として、これらの調書類を副学長や学長補佐、学部長、学科長等が審査を行い、選考領域・分野の教育研究業績、教育指導経験、社会貢献等を評価している。特に、大学教育職員という性格を踏まえ、書類選考においては、過去の教育研究業績・実務実績において、職位別に必要とされるアカデミックキャリアを有することを確認している。

また、選考においては、副学長・学部長・学科長等による模擬授業評価と面接試験、適性検査を行い、教育力、指導力、実践力、人間力が本学の求める教員像にあっているかどうか判定する。その上で、最終選考として理事長・学長等による面接試験を行い、人物像と本学の建学の精神に適合するか否か等について最終的な判定をしている。

本学の令和 5 (2023) 年度の全教育課程における助教以上の専任教員は 127 人であり、大学設置基準に規定する基準を上回る専任教員を配置している。教授数は、体育学部 14 人、次世代教育学部 24 人、経済経営学部 10 人となっており、各学部とも必要数を満たしている (9ページ [教員数]) 【共通基礎データ様式 1】。

また、専門分野については、採用選考時に教育実績・研究業績等を十分に検討しており、概ねバランスがとれている。

教員の年齢構成は、体育学部では、60 歳以上が26.1%、50 歳 $\sim 59$  歳までが15.2%、次世代教育学部では、60 歳以上が42.3%、50 歳 $\sim 59$  歳までが23.1%、経済経営学部では60 歳以上が31.0%、50 歳 $\sim 59$  歳までが13.8%である。教員の年齢構成は若干高い状況にあ

るが、これは、教員養成系大学等で教育歴のある教員と、小・中・高等学校において実務 経験のある教員を多く採用しているためである。

以上、教育課程を適切に遂行するために必要な教員数は確保され、適切に配置されている。教員構成については、男性比率の高さ、年齢の若干の偏り等が見られるが、主要な専門科目の大多数を専任教員が担当し、その他の科目を併任教員と非常勤講師で補っている。教員の教育研究活動に対する評価の仕組みとしては、①「学生による授業評価アンケート」に伴うリフレクションの実施と授業改善報告書の提出、②『環太平洋大学研究紀要』の発行、③教育職員評価等を実施している。教員評価の軸を①の成果に置いているため、教員の多くが授業改善に努めている。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 4-2-1】環太平洋大学 教育職員選考規定(【資料 F-9】と同じ)

# 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の FD 活動は、FD 実施推進委員会によって規定・運営されている【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】。教授方法の改善に限らず、学内の問題や課題、学修成果の点検・評価の結果を共有し、教職協働の場を提供している。なお、令和 5 (2023) 年度の活動内容は下記の(図表 4-2-1) のとおりである。

| 実施月  | 単位 | 内容                         |  |  |
|------|----|----------------------------|--|--|
| 5月   | 研修 | 学生との対話 ※メディアラボ、OC 委員会、逆転教室 |  |  |
| 6月   | 研修 | 逆転教室                       |  |  |
| 7月   | 研修 | 退学防止、入試面接勉強会               |  |  |
| 11 月 | 研修 | 教師のための非認知能力育成①             |  |  |
| 12 月 | 個別 | 授業観察期間                     |  |  |
| 1月   | 研修 | 教師のための非認知能力育成②             |  |  |
| 2 月  | 研修 | 教師のための非認知能力育成③             |  |  |
| 2月   | 研修 | ハラスメント研修会                  |  |  |

(図表 4-2-1) 令和 5 (2023) 年度 FD 研修会実施内容

前期は主として、学生との対応に焦点を当てた。5・6月の研修では、主体的に活動している学生組織の活動報告と質疑応答を行い、授業改善への示唆を得た。7月の研修では、退学分析の公開とともに、入試面接の在り方について協議を行った。後期については、非認知能力育成を主目的として、岡山大学の中山准教授をお招きし、三回にわたって研修会を実施した。1回目は非認知能力についての講義、2回目は授業改善報告、3回目は本学の非認知能力の指標である「五訓」の自己評価シートの作成を行った。また、SD 研修を兼ね、職員による授業観察やハラスメント研修を実施した【資料 4-2-2】。

研修会以外では、すでに述べたように、授業評価アンケートの結果に基づいて、リフレ

クションペーパーの作成・公開、および、授業改善報告書の提出・指導を行った【資料 4-2-3】。

[エビデンス集資料編]

【資料 4-2-2】FD 研修会実施報告書

【資料 4-2-3】授業観察報告書

## (3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教員の採用・研修は、規定に基づき本学の教育目的及び教育課程を踏まえて実施されている。今後は、新学科の設置、再課程認定等への準備を踏まえ、年齢、教歴、研究業績等、バランスよく教員配置を整えることが課題である。

#### 4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み
  - (1) 4-3の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

- (2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

本学の SD 活動は、SD 実施推進委員会によって規定され、事務局の役職者の主導のも とで運営されている【資料 4-3-1】。SD については、「Staff」を職員に限定せず、大学組織 に関与する全ての教職員を包含するものと捉え、学内の問題や課題、質保証サイクルの点 検・評価結果を教職員と共有し、教職協働を具現化する場として機能している。令和元 (2019) 年度は、教職員総会を年4回、FDとの合同研修会を10回程度開催した。教職員 総会では、午後の部に SD 研修会を組み込み、「学生の利益」「職員間の情報共有」といっ たテーマで討論を行い、総会の後半に、代表者によるプレゼンテーションを実施した。令和 元(2019)年度は学生 SD を実施した。事務局の部署長(教務課、総務課、管財課、情報 システム課、附属図書館等)と学生評価委員(4人)の間で、施設利用、奨学金の手続き、 教務課の窓口対応、教室の清掃、ラーニング・コモンズのあり方、学内規則について議論 を行った。令和2(2020)年度以降は、新型コロナウィルス感染症対策のため、総会、FD・ SD 研修はオンライン開催となり、オンラインスキル向上御為の研修会を複数回開催した。 令和4(2022)年度は、教職員総会を年5回、FDとの合同開催を6回、SD単独を3回開 催し、徐々に対面での研修を再開した。令和5(2023)年度に関しては、FD研修と合同で 「職員による授業観察」と「ハラスメント研修」を実施した。授業観察については、12・ 1月に渡って、同一授業を2回観察し、職員が授業の実態を観察するだけでなく、一部の 教員への改善指導を行った【資料 4-3-2】。ハラスメント研修では、専門家の弁護士を招聘 し、様々な事案を共有するとともに、今後の組織体の在り方について質疑応答を行った。

(図表 4-3-1) 令和 5 (2023) 年度 SD (FD との合同研修会を含む) 研修会実施内容

| 実施月  | 単位 | 内容        |
|------|----|-----------|
| 1・2月 | 研修 | 職員による授業観察 |
| 2 月  | 研修 | ハラスメント研修  |

#### [エビデンス集資料編]

【資料 4-3-1】環太平洋大学 SD 実施推進委員会規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-3-2】授業観察資料

#### (3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の教育活動の特徴の一つに、教職協働や学生との協力・情報交換が挙げられる。令和元 (2019) 年度は学生 SD を実施するとともに、FD 研修をスモールグループで行い、対話量を増やすことに尽力した。令和 2 (2020) 年度と令和 3 (2021) 年度は、新型コロナウィルス感染症流行のため、すべての総会と研修会をオンラインで実施した。その結果、教職員・学生のデジタルスキルが大きく向上した。令和 4 (2022) 年度以降は、コロナ明けを受け、対面研修を強化し、学生や教職員の非認知能力の強化に取り組んでいる。

建学の精神や教育理念の具現化に向け、また、「どこにもない大学」として、今後さらに、 教職協働を推進していく予定である。

#### 4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分
  - (1) 4-4の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

#### (2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

校地・校舎等の側面からみる研究環境の整備と適切な運営・管理については、基準 2-5-① で既に記述しているとおりである。平成 25 年度に「PHILOSOPHIA」を新築、研究室の増室を行い、研究環境の充実を図ってきた。令和 5 (2023) 年度は、教員(教授 48 人、准教授 25 人、講師 37 人、助教 17 人、助手 0 人)に対し、助教以上の教員に研究室 118 部屋(体育学部 43 室、次世代教育学部 47 室、経済経営学部 28 室)を配置している。講師・助教においては、1 部屋に複数人の配置となるが、パーテーションで分け、視覚的プライバシーに配慮した研究環境を提供している。「PHILOSOPHIA」の研究室ゾーンには、教員間で意見交換が行えるスペースを設置している。なお、研究データの保管やできる限り静かな環境を保つため、学生が通常使用する教室から離れた場所に研究室を設けている。学生と教員のコミュニケーションが疎かにならないよう、教員ごとにオフィス・アワーの時間を設定し、研究室のドアに掲示している。

## 環太平洋大学

「PHILOSOPHIA」は教育棟と離れているため、入退管理をICカードで行うこととし、 教職員は教職員カード、学生は学生証の携帯、非常勤講師や外部者はインターフォンの使 用を課し、事務室にてロック解除を行わないと入棟できない構造とした。

研究室には教員ごとのデスクトップパソコンを配置し、各校舎に印刷室を設置している。 研究倫理(機密保持)に対応できるよう、印刷・コピーには、教職員カードでの認証を求めている。

教員の研究を促進するために、平成 20 (2008) 年度より『環太平洋大学研究紀要』を発行している。平成 20 (2008) 年度から平成 29 (2017) 年度までは年1回の発行であったが、平成 30 (2018) 年度からは原則として年2回の発行となり、令和 4 (2022) 年度末までに 22 号まで至っている(平成 29 (2017) 年度は、別途『教職研究』を発行)。『環太平洋大学研究紀要』に投稿できるのは、原則として本学の専任教職員(体育会監督・コーチを含む)及び姉妹校の IPUNZ の専任教員としている。学外者は本学専任教職員と共著の場合のみ投稿可能である。投稿原稿は未発表のものとし、1 執筆者につき単著(または共著の第一執筆者)編、共著(第二執筆者以降の著者)1編、合計 2編までとする。同一内容原稿による、他の学会誌・雑誌・紀要等との二重投稿は認めていない。紀要のカテゴリーは、14 号より論文、総説、実践報告(調査報告を含む)、研究ノート、研究資料に分けている。(図表 4-4-1) 論文については、研究目的、方法、結果、考察等が明確でなければならず、紀要発行を担当する学術研究推進委員会は、原稿についてカテゴリー変更を含めた助言及び、投稿原稿の掲載の可否及び掲載の順序等について決定を行う。内容・形式上の不備があれば執筆者に修正を求めることがある。

| 年度   | 号    | 論文 | 総説 | 実践報告 | 研究ノート | 研究資料 | 掲載数 |
|------|------|----|----|------|-------|------|-----|
| 2019 | 15 号 | 16 | 0  | 4    | 0     | 1    | 21  |
|      | 16 号 | 14 | 0  | 13   | 4     | 1    | 32  |
| 2020 | 17 号 | 15 | 0  | 3    | 2     | 1    | 21  |
| 2020 | 18 号 | 21 | 0  | 8    | 5     | 4    | 38  |
| 2021 | 19 号 | 10 | 3  | 1    | 1     | 3    | 18  |
| 2021 | 20 号 | 8  | 2  | 9    | 1     | 5    | 25  |
| 2022 | 21 号 | 8  | 0  | 1    | 1     | 0    | 10  |
| 2022 | 22 号 | 2  | 0  | 1    | 2     | 1    | 6   |
| 2023 | 23 号 | 4  | 1  | 1    | 2     | 2    | 10  |
|      | 24 号 | 1  | 0  | 1    | 2     | 3    | 7   |

(図表 4-4-1) 2019~2023『環太平洋大学研究紀要』掲載カテゴリー別掲載本数

1年以上の在職者は、通常勤務日に学外(自宅を含む)で教育研究活動を行う「特別研究日」を1年度につき10日以内で申請する制度を設けている。「特別研究費」を取得した場合は、学部長を経て学長宛に「研究活動報告書」を提出することが義務付けられている。

学部・学科では、学部長、学科長等、科研費獲得実績のある教員が若手・中堅教員に対し、研究紀要投稿等を含む、研究に関する助言を行う環境が整っている。

# 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

開学以来、本学の教育・研究の運営や方向付けを実施しながら組織的に社会的責務を全うすべく努力を続けており、学長および担当副学長のもと、委員長を中心に学科教員と事務局で構成する「学術研究推進委員会【資料 4-4-1】」「研究倫理委員会【資料 4-4-2】」を設置している。研究倫理については、「環太平洋大学 研究倫理委員会研究倫理審査要領及び研究倫理指針【資料 4-4-3】」において学術研究活動における行動規範を制定し、研究者が遵守すべき行動や姿勢をより明確に示している。

同時に、「環太平洋大学 研究倫理チェック表【資料 4-4-4】」及び「研究倫理審査を要するか否かの判断について【資料 4-4-5】」を提示することにより、研究倫理審査委員会の審査を要するか否かの判断を行えるようにし、倫理審査が必要な場合は、「研究倫理委員会提出書類【資料 4-4-6】」を研究者が提出することによって、研究倫理委員会審査が随時、審査を開始する仕組みを構築している。

また、研究費の不正使用及び研究活動における不正行為を防止するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)」(文部科学大臣決定)に基づき、関係諸規程【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】【資料 4-4-9】【資料 4-4-10】や運営・管理体制【資料 4-4-11】を整備し、「個人研究費・学内特別研究費使用ガイドブック」【資料 4-4-12】を全教員がアクセスできるクラウド上に格納している。同時に、学内の研究実施者(教員・大学生)には、学術研究推進委員会と研究倫理委員会が主催する定期的な研究倫理研修の受講を義務化しており、全学的な意識向上を図るための研修会を行っている。令和 5 年度に関しては、研究 FD を 3 回実施した。

| 実施月      | 単位 | 内容                                                   |
|----------|----|------------------------------------------------------|
| 2023年10月 | 研修 | 核となる研究にスパイスを!~視野を広げる切っ掛けづくり~<br>第一弾「統計の基礎や研究立案等について」 |
| 2024年2月  | 研修 | FD 研修会で研究心を再燃!「研究とは〜研究観を考える〜」                        |
| 2024年2月  | 研修 | 研究倫理研修                                               |

(図表 4-4-1) 令和 5 (2023) 年度 研究 FD 研修会実施内容

#### [エビデンス集資料編]

【資料 4·4·1】 環太平洋大学 学術研究推進委員会規程(【資料 F·9】と同じ)

【資料 4-4-2】 環太平洋大学 研究倫理委員会規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-4-3】 環太平洋大学 研究倫理委員会研究倫理審査要領及び研究倫理指針 (【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-4-4】 環太平洋大学 研究倫理チェック表

【資料 4-4-5】 研究倫理審査を要するか否かの判断について

【資料 4-4-6】 研究倫理委員会提出書類

【資料 4-4-7】 環太平洋大学 公的研究費補助金取扱に関する規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-4-8】 環太平洋大学 公的研究費の適正管理・監督に関する基本方針(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-4-9】 環太平洋大学 研究費の不正使用の防止等に関する規程(【資料 F-9】

と同じ)

【資料 4-4-10】 環太平洋大学 研究活動の不正防止に関する規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-4-11】 環太平洋大学 公的研究費補助金・研究活動の不正防止に関する運営・ 管理体制

【資料 4-4-12】 個人研究費・学内特別研究費使用ガイドブック

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

「個人研究費【資料 4-4-13】」、「学内特別研究費【資料 4-4-14】」という教育研究活動のための経費配分システムにより、研究費水準も適正なレベルを維持している。個人研究費の配分額は、教授 30 万円、准教授 24 万円、講師 18 万円・助教 12 万円、特任 10 万円となっており、職位に応じて適切に配分されている。また、申請・採択方式の「学内特別研究費」を活用し、補助金・助成金等外部研究資金の獲得に向けた教員の一層の努力を促している。

科研費等の外部資金獲得においては、公募が開始される時期に、FD 研修会において、 その年の変更点や注意事項を周知し、申請書の教員間による相互チェックの呼び掛けや、 学科長、学部長による指導、サジェスチョン、事務局による確認作業等、獲得への支援を 行っている。

# [エビデンス集資料編]

【資料 4-4-13】環太平洋大学 個人研究費規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-4-14】環太平洋大学 学内特別研究費規程(【資料 F-9】と同じ)

#### (3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

教員の研究活動は「教育・研究費」(令和 4 (2022) 年度に「個人研究費」より名称変更) および「学内特別研究費」(若手研究奨励費、科研費申請促進費、IPU 特別プロジェクト研究費) により支援されている。令和 5 (2023) 年度 IPU 特別プロジェクト研究費については、プレゼンによる審査の結果として 3 年間 100 万円を 2 件の研究に助成した。今後も研究費等資源の配分方法に工夫を加え積極的なサポート体制を敷いていく。なお、本学の「個人研究費」申請においては科研費申請と同等レベルの研究計画書を提出することを要求している。【資料 4-4-15】研究計画書作成を継続していくことで、研究の推進、外部資金の獲得へと進めていく整備を行っている。申請・採択方式の「学内特別研究費」獲得においては、成果報告会における成果発表及び、本学の紀要をはじめとした学会誌等への論文投稿を行うことを条件としている。【資料 4-4-16】

今後も横断的な研究支援体制や研究費枠の検証、及び研究倫理体制の環境整備を進めていき、特に、中堅・若手教員に対する研究支援策の拡充を図り、研究活動の更なる活性化を行っていく。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 4-4-15】2023 年度 個人研究費申請者リスト

【資料 4-4-16】2023 年度 学内特別研究費使用状況報告書

# [基準4の自己評価]

本学では、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮を行うため、教育経営会議及びIR室の設置並びに、副学長、学長補佐の役職を設ける等支援体制を構築している。また、学内教職員に対しては、FD・SD研修や教職員総会を通じて教学マネジメントに関する全学的共通認識を図っている。

大学開学以来、快適な研究環境の提供を目指し、順次整備がなされている。また、研究 倫理に関する規程の整備も適切に行われており、研究者が遵守すべき行動や姿勢は明確に 示されている。また、研究費の分配も適切になされており、十分に研究への支援がなされ ていると判断できる。

科研費獲得については、令和 2 (2020) 年度は新規申請者 29 人 に対し 5 人が採択された (採択率 17.2%)。他、継続者は 9 人、研究分担者は 8 人となった。令和 3 (2021) 年度は新規申請者 26 名に対し 5 人 (スタート支援、学術図書を含む)が採択された (採択率 19.2%)。これは、獲得支援に対する学内の取り組みが一定の成果を得たと考える。令和 5 (2023) 年度は新規申請者 26 名に対し 5 人 (スタート支援、学術図書を含む)が採択された (採択率 19.2%)。【資料 4-4-17】【資料 4-4-18】

# [エビデンス集資料編]

【資料 4-4-17】 令和 5 (2023) 年度科研費 申請者一覧

【資料 4-4-18】令和 5 (2023) 年度 科研費 交付内定一覧

# 基準 5. 経営・管理と財務

- 5-1. 経営の規律と誠実性
- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮
  - (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

# (2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

大学の教育目的を達成するために、大学及びその設置者である学校法人は、以下の管理 運営体制のもと、経営の規律と誠実性を持って、相互の意思疎通を図り適切な機能を発揮 している。

本学園の経営は、「学校法人創志学園寄附行為」(以下、「寄附行為」)【資料 5-1-1】及び「学校法人創志学園寄附行為施行細則」(以下、「施行細則」)【資料 5-1-2】に基づき行われている。また、学校法人として適正かつ円滑な業務と運営を確保するため、寄附行為において、最高意思決定機関としての理事会(第 16 条)、諮問機関としての評議員会(第 19 条)をはじめ、施行細則において、法人代表者としての理事長(細則第 4 条)、理事長を補佐する副理事長(細則第 5 条)、学園の設置する各学校を総督し、執行役員を指揮監督する学園長(細則第 7 条)、学園長の命を受け特定の業務を統括する執行役員(細則第 8 条)等、法人役職者の権限と役割を明確に定めている。

さらに、法人及び設置校の管理及び運営に関して必要な事項は、寄附行為に次ぐ形式的 効力を有する施行細則により法人設置校の日常の業務決定体制を明確にし、規定に沿った 円滑な運営を行っている。【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】

特に、大学運営組織については、学長のリーダーシップのもと、運営組織として学長の 諮問機関に教育経営会議を置き、教育や研究、学生指導等の全体方針を審議して、それに 基づいて各学部の教授会で学部・学科の具体的事項を審議するという関係を明確にしてい る。他方で、法人設置校の管理運営に関する基本方針や法人の財産・事業・財務計画・人 事計画等について権限を有する法人部門と、教育研究に関わる意思決定を行う大学部門と の役割分担と連携体制を明確にしながら、相互の意思疎通を図る等各部門が適切に機能を 果たしている。【資料 5-1-3】

以上、大学の運営・経営は諸規則に基づき適切に行われており、組織倫理は保たれ、経営の規律と誠実性は維持されている。

# [エビデンス集資料編]

【資料 5-1-1】学校法人創志学園 寄附行為(【資料 F-1】と同じ)

【資料 5-1-2】学校法人創志学園 寄附行為施行細則(【資料 F-9】と同じ)

【資料 5-1-3】環太平洋大学 教育経営会議規程(【資料 F-9】と同じ)

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

私立学校法が規定するとおり、理事会は学校法人の最高意思決定機関であり、各設置校を管理運営する役割を担っている。また、理事長は学校法人を代表し法人の業務を総理している。また、副理事長も大学の管理運営業務を分担し、日常の業務執行状況を監督しており、特に副理事長が大学学長を兼ねることにより、日常の大学業務等を通じてきめ細かい指導を行っている。

併せて、各設置校の業務執行に必要な支援及び指導を行う法人管理部では、法人と大学の連携強化や、業務執行及びコンプライアンス体制の強化、諸規定の改訂整備等内部統制を図り、業務改善や管理業務等の継続的な取り組みを行っている。

以上、法人管理部が法人役職者の業務推進に必要な情報を集約し、設置校の管理運営状況を把握し管理している。特に、稟議書の事前審査や業務執行計画・予算の進捗管理及び効果分析といった業務執行管理を行いながら、現地視察による状況把握に努め、改善課題に対する対策指導等を行う他、高校と専門学校間、高校と大学間、専門学校と大学間の連携促進と組織横断的な活動も支援する等の継続的な取り組みを行っている。

# 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学は、前述(基準 2-5)のように、第一キャンパス、第二キャンパスともに山間の緑豊かな自然環境と融和したロケーションにあって、新たに校舎や実習棟・体育館・運動場等を建設することによって教育環境の充実を図ってきた。【資料 5-1-4】

一方で、個人情報の取扱いについては、「学校法人創志学園個人情報の保護に関する規程」に則って、管理職の職員が個人情報保護管理者として各部署を指導するとともに、個人情報取扱事業者として個人情報保護法に基づく管理の徹底に取り組んでいる。とりわけ、大学における個人情報漏洩防止に対する取り組みとしては、FD/SD(Faculty Development / Staff Development)研修会や教職員総会において周知し、①他者から見られないような書類整理、パソコン画面のパスワードロック等のプロテクト、②過失防止のためのシュレッダーによる書類破棄の徹底、送信前のアドレス・番号確認、施錠、③データの持ち出しを防ぐためのサイトアクセス、ダウンロード制限、ID パスワード管理、私物排除といった組織的な対策を行う他、クラウドファイルサービスを利用する等、安全な業務環境の整備推進に努めている。【資料 5-1-5】

その他、学内サーバーとパソコンの管理運営については、ファイアウォールを施して外部からの不正アクセスをブロックしており、併せて学内 LAN を教員用と学生用に分けてセキュリティを強化している。学内ネットワークにアクセスする場合は、学生・教職員に付与されたユーザーアカウントに限定してシステムの利用管理を行っており、学内の全てのパソコンにウィルス対策ソフトを導入している他、不正ダウンロード等の制限をかける等、専門技術スタッフによる管理を行っている。

本学では全学的な体制として人権教育推進委員会を置き、人権教育の推進に向けて啓発施策や人権侵害問題・人権擁護に関する教育の取り組みを実施するとともに、「人間と法」「人権と教育」といった授業科目を開講する等、人権に配慮した運営を行っている。とりわけ、セクシュアルハラスメント等のハラスメントの対応については、ハラスメント対策委員会を置き、万一、学生・教職員間での各種ハラスメントが生じた際には適切に対処で

きるよう規定化している。学生の倫理については、学則等の学内規則で、本学の入学、転・編入、退学、除籍、教育課程、履修方法、試験、卒業、学位、学納金、賞罰等を定め、これらをまとめた学生便覧を配布するとともに、入学前オリエンテーションや各クラス担任より周知徹底を図っている。【資料 5-1-6】

天災等の非常時における学生・教職員の安全確保については、毎年「防火・防災避難訓練」(令和元(2019)年度は令和元年11月1日、令和2(2020)年度は令和2年12月5日、令和3(2021)年度は令和4(2022)年2月8日)を実施し、学生たちの避難体験、避難場所の確認とともに、教職員による担当施設ごとの通報連絡、初期消火、避難誘導、避難者確認等の活動訓練を行っている。万一の事態に備え、緊急時の救命対策として校内にAEDを学内28か所に設置し、キャンパス内における救命措置に対応できるよう防災・避難訓練と併せて対応方法の訓練を行っている。また、阪神淡路大震災や東日本大震災のような大災害を想定して、学生、教職員が緊急避難場所として対応できるように食材や水を確保し、グラウンドに簡易トイレを設置する等、一時的に避難生活を送ることが可能な体制を整備している。さらに、近年の異常気象等の状況を踏まえて、事務局において危機管理対策マニュアルの見直しや研修の企画・立案を適宜行っている。

この他、大学内だけでなく地域の行政・公共機関とも連携し、交通機関の状況、災害被害状況等の迅速な把握のもとで防災対策に取り組めるように体制整備を行っている。

以上、本学では、学内の教育研究目的を達成するために、教育環境や安全、人権保護に継続的に取り組んでいる。また、多岐にわたる危機管理体制の充実化に向けて、マニュアルを見直す等の対策が講じられている。

## [エビデンス集資料編]

【資料 5-1-4】IPU・環太平洋大学 設備ガイド(【資料 2-4-20】と同じ)

【資料 5-1-5】学校法人創志学園 個人情報の保護に関する規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 5-1-6】環太平洋大学 人権教育研究推進委員会規程(【資料 F-9】と同じ)

# (3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

学園の建学の精神及び教育目的の実現へ向けて、法人と大学が密に連携を図って戦略的に大学の経営課題について協議を行っており、経営の規律と誠実性は十分に保たれ、情報公開も公開項目に従って適切に行われている。

今後も、設置者と大学がその使命を果たしていくために、管理運営状況の把握と情報共有を図り、学園の使命・目的の実現へ継続的に取り組むものとする。特に、危機管理面においては、地震や台風等の自然災害に限らず、食中毒や感染症、病気、汚染といった人為的災害、学内外での事件・事故、そしてセクシャルハラスメント・パワーハラスメント・アカデミックハラスメント、情報流出等の人為的災害まで多岐にわたることから、地元の自治体とも連携して、これらの危機の局面に対応できる体制づくりに努める。

#### 5-2. 理事会の機能

#### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人と大学の運営は、私立学校法(以下、「私学法」)及び関係法令を遵守して適切に行われており、学校法人創志学園寄附行為(以下、「寄附行為」)及び寄附行為施行細則、理事会会議規則及び評議員会会議規則に定める手順に沿って、理事会や評議員会での審議・意見聴取を経て、意思決定が行われている。私学法第36条第2項で「理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定めているとおり、大学の経営責任は理事会が負っている。【資料5-1-1】【資料5-1-2】【資料5-2-1】【資料5-2-2】

本学園では、寄附行為第5条第1項の規定によって、理事会の役員として理事7人と監事2人以上を置くと定めており、現員数はそれぞれ定数を充足している。役員構成として、評議員のうちから評議員会において選任された3人の理事の他、学識経験者として3人の外部理事がその職務にあたっている。理事総数7人のうち計4人の外部理事を選任し、外部からの意見を踏まえた意思決定を行う体制としている。なお、理事7人中、6人が大学関係者であり、「教学関係者」を中心とした構成となっている。加えて、私学法第38条第1項第1号に規定されている1号理事に環太平洋大学の学長が就任しており、さらに、令和2(2020)年3月からは大学の副学長1人が理事に就任し、大学の役職者2人が理事会の構成員となっている。大学をよく理解し教学の現場を知る理事が多数を占める体制であることから、理事会では大学の教学面や運営方針について十分に把握されている。また、令和2(2020)年3月時点では、常勤監事1人と非常勤監事2人の計3人体制(関東に1人、関西に2人配置)、令和3(2021)年3月時点は、常勤監事1人と非常勤監事3人の計4人体制(関東に2人、関西に2人配置)で、学園全体の監事業務を実施している。なお、役員の任期は、1号理事を除いて3年となっている。【資料5-1-1】

監事は理事や評議員又は法人の職員を兼ねておらず、また私学法第 39 条に定める役員の兼職禁止条項に違反する事実もなく、適正な構成となっている。

理事会の開催状況は、毎年3月、5月、9月、12月に定例で開催しており、寄附行為施行細則第3条第1項に定める業務決定等、重要又は異例にわたる事項についての審議を行い、私学法及び寄附行為の規定に則って厳正にその職務を遂行している。【資料5-1-2】

また、理事会は、寄附行為施行細則第3条第1項に定める理事会の業務決定事項を除いて、学園の業務決定の権限を理事長に委任している。理事長は、学校法人を代表して法人の業務を総理するにあたり、学園の業務決定の権限の一部については学校長へ、指導・助言に関する事項については副理事長や学園長に、法人全体の運営に関する業務分掌については、専務執行役員にそれぞれ委任して業務を分担する等、高い機能性を有しながら戦略的な意思決定ができる体制となっている。【資料5-1-2】そして、理事会は法人の業務に関する最終的な最高意思決定機関として機能しており、理事の職務の執行を監督するとともに、理事長を中心とした理事会の法人運営におけるガバナンスは適切に機能している。

以上、理事、監事の構成は適正であり、理事会の管理運営は、それぞれ寄附行為、施行細則、理事会会議規則に基づいて適切に行われている。また、平成30(2018)年度は定例理事会を4回、臨時理事会を2回の合計6回開催し、令和2(2020)年度は定例理事会を3回、臨時理事会を2回の合計6回開催し、令和2(2020)年度は定例理事会を3回、臨時理事会を2回の合計5回開催し、平均実出席率は74.3%、令和3(2021)年度は定例理事会を4回、臨時理事会を1回の合計5回開催し、平均実出席率は97.1%という適正な体制のもとで、予算、決算、事業計画及び事業報告等、寄附行為施行細則に記載された事項について審議を行った。なお、監事についても開催された定例理事会及び評議員会に出席し、本学園の業務及び財産状況について適切な指導助言、その他意見陳述を行った他、決算に際して業務監査及び会計監査を踏まえた監査報告書を作成し、理事会及び評議員会にて報告する等、その職責を果たしている。

また、理事長、副理事長、学園長、専務執行役員が業務を分担しており、定例的に開催 する常任役員会において、法人として戦略的な意思決定ができる体制を整備している。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 5-2-1】学校法人創志学園 寄附行為(【資料 F-1】と同じ)

【資料 5-2-2】学校法人創志学園 寄附行為施行細則(【資料 F-9】と同じ)

# (3) 5-2 の改善・向上方策 (将来計画)

理事会の運営は適正であり、大学設置当初より経営と教学の機能分化を図っている。また、学長である副理事長をはじめとして、理事長及び学園長が大学の行事や会議等、大学に足を運ぶ機会を週に 2~3 日程度は設けて、直接的に法人と大学間の意思疎通と連携強化を図り、戦略的な大学経営課題についての協議を行う体制としている。そして、理事会においては大学の役職者や他大学の関係者等、理事の多数が大学をよく理解している理事会構成であることから、常勤の理事を中心として大学の改革や課題に迅速に対応できる体制になっている。今後においても様々な課題に迅速に対応し、大学改善や教育の質の保証に重点を置いた審議内容の充実を図ることで、さらなる連携協力体制を構築する。

#### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性
  - (1) 5-3の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

# (2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の最高意思決定機関である理事会を年間4回定例開催するとともに、臨時理事会を 開催して、本学園及び設置校の管理運営に関する基本方針の他、法人の財産、事業内容、 財務計画、人事計画等について審議・決定している。その上で、理事長は学園を代表する 責任と権限を有しており、理事長の補佐として副理事長、学園長が設置校の指導・助言を 行うとともに、法人全体の運営に関しては、専務執行役員を置いて法人業務を分担している。

他方、大学の責任者たる学長は、各学部間の調整にあたる他、「教育経営会議」及び「教授会」を諮問機関として大学運営に関する事項の審議・検討を行い、また、部門間の連絡調整を行うことによって円滑なコミュニケーションを図っている。

これにより、経営と教学の戦略目標に対する意識の統一を図るだけでなく、円滑でスピーディーな意思決定を実践している。

#### 1) リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

法人本部と大学との連携において、設置者である学校法人より理事長や学園長、常勤監事、本部役職者が教育経営会議やその他学内の諸会議に出席したり、個別に教職員と面談を行ったりしながら意見を吸い上げて経営面に反映させている。また、学長や副学長、事務局長等と綿密に打ち合わせる機会を設ける等、相互に意思疎通が図られ、バランスのとれた運営が行われている。

毎年定例で実施する全教職員対象の教職員総会や FD/SD 研修会において、理事長からの講話が行われ、学園としての教育理念や運営方針、大学の教育指針、将来構想等を教職員に直接説明する機会が設けられている。(図表 5-3-1) 理事長のリーダーシップを示しつつ、教職員の資質向上と自己研鑽を促す等、法人と大学とが一体となった運営体制を実現している。

| 実施日         | 行事名称         | 内 容 (テーマ等)         |
|-------------|--------------|--------------------|
| 2020年4月1日   | 第1回教職員総会     | IPU の基礎・基本 他       |
| 2020年8月28日  | 夏期オンライン教職員総会 | 開学の理念 他            |
| 2021年1月8日   | 冬期オンライン教職員総会 | より完成度の高い教育成果 他     |
| 2021年3月21日  | 春期オンライン教職員総会 | IPU の教育「入学から卒業後まで」 |
| 2021年5月29日  | 春期オンライン教職員総会 | 「新どこにもない大学」「五訓」他   |
| 2021年12月25日 | SD 研修        | どこにもない大学創りは今も続く    |
| 2022年1月6日   | 冬期オンライン教職員総会 | 新型コロナウィルスと IPU 他   |
| 2022年3月26日  | 春期教職員総会      | 2022 年度の経営方針 他     |

(図表 5-3-1) 令和 2 (2020) 年度~令和 4 (2022) 年度の理事長講話の実施内容

また、学校法人の役員として理事長の補佐役である副理事長が学長を兼ね、理事長と学園長が経営面から支えるという経営と教学の役割分担が明確になっている。

以上、経営と教学の明確な役割分担により、学長が推進する教学運営を、理事長と学園 長が経営面から重層的に支えるという体制がとられていることからも、経営の透明性と意 思決定のプロセスにおいて明確化が図られている。

環太平洋大学の運営については、トップダウンによる伝達や意思疎通の方法と、教職員と対話する機会を設ける等のボトムアップによって、提案や課題内容を大学全体の課題として反映させている。この方法を採ることで情報の収集と共有化が図られる現状にあり、トップのリーダーシップ発揮体制とボトムアップの仕組みは適切に整備され、大学運営の改善に円滑に機能している。

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人と大学間の相互チェックの仕組みとして、「内部監査室」が主体となり大学の教育経 営会議や大学連携会議に参加したり、教職員面談等を通じて大学の実熊把握に努めたりす る等、組織横断的な情報共有と相互チェック機能を高めることで、法人と大学間の適切な 業務役割分担等の効果が生まれている。さらに、事業計画や予算をはじめ、大学及び法人 本部各課の業務課題と予算執行状況を定期的にチェックし、適宜必要な改善や見直しを行 うことで業務達成レベルの向上と事業計画に基づく計画的な執行管理の一翼を担っている。 また、法人管理部では、設置校管理に関わる日常業務を統括するとともに、業務執行管 理・法人管理・危機管理という観点から、法人本部と各設置校における業務サポートを行 っている。例えば、業務執行計画・予算の進捗管理や稟議書の事前審査及び効果分析とい った業務執行管理を行いながら、各設置校の運営・行事スケジュールや現地視察による状 況把握に努め、改善課題に対する対策指導等を行っている。その他、高校と専門学校間、 高校と大学間、専門学校と大学間の連携促進と組織横断的な活動も支援する等、継続的な 取り組みを行っている。さらに、監督官庁への許認可申請・届出、変更登記手続きや、学 校法人及び設置校に関わる諸調査・報告書等の集約、実地調査・監査等への対応、事業計 画・事業報告作成支援、理事会・評議員会の運営、公文書管理や押印手続きに関する業務 に加えて、契約書改訂やリーガルチェックによるリスク回避、諸規定類の整備・改訂等の 法務業務も分担し、ガバナンス強化にも努めている。

一方、法人全体の管理運営状況のチェック機能として、寄附行為第 15 条に定める法人の業務監査と財務監査を行う「監事」と、理事会の諮問機関として理事会に先立って同第 21 条に掲げる事項を審議し、意見を述べる「評議員会」がその役割を担っている。監事の選任にあたっては、寄附行為第 7 条で規定された「この法人の理事、職員(学長(校長)、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者もしくは三親等以内の親族以外のものであって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定されているとおり、監事の独立性は確保されている。監事の職務として法人の業務執行状況や財産状況の適正性を監査して監査報告書を作成し、理事会及び評議員会での報告を行う他、役員として理事会に出席して理事の業務執行を把握するとともに、評議員会にも出席して意見陳述を行っている。

監事監査は、「学校法人創志学園監事監査規則」に則り、法人諸規定や事業計画等に基づいて、業務の適正かつ効果的な運営に資するため、大学の経営管理状況、人事管理状況、教育・研究、学生支援の実施状況、常勤理事の業務執行状況、財務会計の項目で実施している。また、会計監査については、内部監査室長による監査報告を受けてその内容を確認するとともに、本年度の中間決算又は決算関係書類を調査して、決算の状況を監査している。さらに、監事監査の充実を図るため、月次で会計監査を担当している公認会計士と監事とが情報交換できる機会を設け、財務面に加え各設置校の業務執行状況や教育活動について報告することで、学校法人の運営状況について十分に把握し実効性を高めている。【資料 5-3-1】

評議員については、寄附行為第 19 条第 2 項の規定により、理事定数の 2 倍を超える 15 人を置くこととなっており、現員数は定数を充足している。その構成は、法人の職員のうちから理事会において選任された者 5 人、法人が設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳

以上の者のうちから理事会において選任された者2人、学識経験者のうちから理事会にお いて選任された者 8 人となっている。15 人の評議員のうち環太平洋大学の教職員は 4 人 (体育会の監督・コーチを含む)、その他、他大学を含めて大学、短大の関係者である評議 員が7人おり、大学の運営や教学面を理解した評議員の構成による体制といえる。評議員 の任期は3年とし、評議員の欠員に伴う補欠評議員の任期は、前任者の残任期間としてい る。評議員会は、毎年3月、5月、9月、12月に定例開催し、理事会の諮問機関として、 理事会に先立ち寄附行為第19条に掲げる事項を審議して意見を述べる役割を担っており、 寄附行為、評議員会会議規則等に基づいて適切に職務を遂行している。また、評議員会に おいては、寄附行為第21条に掲げる(1)予算及び事業計画、(2)事業に関する中期的な 計画、(3) 借入金(当該会計年度内の収入を持って償還する一時の借入金を除く。) 及び基 本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、(4)役員に対する報酬等の支 給の基準、(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、(6) 寄附行為の変更、(7) 合併、 (8) 目的たる事業の成功の不能による解散、(9) 寄附金品の募集に関する事項、(10) その他 この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項について、あらかじ め意見を聞く体制となっており、私立学校法及び寄附行為の規定に則って厳正にその職務 を遂行している。また、定例評議員会については平成30(2018)年度は4回、臨時評議員 会を1回の合計5回開催、令和元(2019)年度は4回、臨時評議員会を2回の合計6回 (平均実出席率は80.0%)、令和2(2020)年度は3回、臨時評議員会を2回の合計5回 (平均実出席率は 73.3%)、令和 3 (2021) 年度は 4 回、臨時評議員会を 0 回の合計 4 回 (平均実出席率は81.7%)を開催し、適正な体制のもとで予算、決算、事業計画及び事業 報告等、寄附行為に記載された諮問事項について審議し、意見を述べている。

以上、法人と大学間の相互チェック機能は、内部監査室と法人管理部の二方向より大学の実態把握に努め、組織横断的に情報共有と相互チェックを行うことでその役割を果たしている。

法人全体の管理運営に関するチェック体制として、理事会の諮問機関である「評議員会」は、寄附行為及び評議員会会議規則等に基づいて適切に行われており適正な体制のもと、運営されている。そして、評議員については大学・短大の関係者が多く、大学の教学や運営の状況を理解できる評議員会の体制のもとで、大学の教学上の課題や質保証を審議するにあたり適切な意見が出され、理事会の諮問機関として十分な機能を果たしている。

また、「監事」は、業務の有効性と効率性について大学の組織運営、大学の内部統制、教育・研究・学生支援、法人としての経営管理項目について監査を実施し、定期的に業務及び財産状況について指導助言を行う等、業務及び財産状況の妥当性をチェックする職責を果たしており、内部監査室長が監事の監査業務をサポートしている。

### [エビデンス集資料編]

【資料 5-3-1】学校法人創志学園 監事監査規則(【資料 F-9】と同じ)

#### (3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

学校法人と教学部門がさらに連携を強化し、今後も様々な課題に迅速に対応できるよう 各種会議の構成員及び開催時期・頻度、大学経営や教育支援体制の充実に重点を置いた審

議内容について改善を進める。併せて、学校法人と大学事務局との事務的な面での情報共有・意思疎通等の連携を深めることに重点を置き、一層効率的な組織運営体制のあり方を検討する。また、評議員会や監事が法人の管理運営上で適切な機能を果たしており、学校法人と大学の管理運営におけるチェック機能や理事会の諮問機関として、今後も重要な役割を担っていくことになる。

同時に、学内外の様々な変化・ニーズに対応できるよう組織活動に関わる自己点検評価 方法を改善し、その成果を大学運営や教育研究活動等に反映しながら、大学教育の質の保 証と向上、学生満足度のさらなる向上に向けて、引き続き学生と教職員が一体となって発 展できる大学づくりを目指す。

## 5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保
- (1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

## (2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学では、中長期的な観点から目標と計画を策定し、年度ごとに各部署からの目的別予算要求に基づいて事業計画書と収支予算書を作成している。また、年度ごとに決算を分析し、大学予算の見直しを行うことによって財務基盤の安定性を確保してきた。とりわけ、教育研究目的を達成し安定した財政状況を確保するために、人件費比率が著しく悪化しないよう留意している。

開学以来在籍者は増加し、直近 5 年間においても学生生徒等納付金は順調に増加している。平成 28 (2016) 年度に新設した経営学部が令和元 (2019) 年度には 4 年の完成年度を迎え、また、平成 30 (2018) 年度からは体育学部体育学科の入学定員は 100 人増加して 300 人(収容定員 1,200 人)となり、完成後の大学全体の収容定員は 3,140 人の規模となった。この結果、財務の最重要基盤である学生生徒等納付金は、令和 4 (2022) 年度には 3,839 百万円となった。(図表 5-4-1)【資料 5-4-1】、(図表 5-4-2)【資料 5-4-2】

### (図表 5-4-1) 学生生徒等納付金の推移

(単位:百万円)

(単位:百万円)

| 項目       | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------|----------|-------|-------|-------|-------|
| 学生生徒等納付金 | 3,280    | 3,574 | 3,716 | 3,757 | 3,839 |

## (図表 5-4-2) 学生生徒等納付金の計画推移

| 項目       | 令和5年度計画 | 令和6年度計画 | 令和7年度計画 |
|----------|---------|---------|---------|
| 学生生徒等納付金 | 3,742   | 3,804   | 3,960   |

学年進行での大学全体の学生数増加を考慮し、施設整備については、平成25(2013)年

4月から新たな学舎「PHILOSOPHIA」の供用を開始し、平成26 (2014) 年9月には第3体育館、平成28 (2016)年3月には新講義棟、第4体育館及びカフェテリア「HARMONY」を竣工して、教育施設及び福利厚生施設の充実を行った。また、平成30 (2018)年6月に岡山駅前「グローバルキャンパス」を取得、平成31 (2019)年3月には実践型非認知能力のトレーニング施設「DISCOVERY」、スポーツ科学センター「INSPIRE」、学生寮「Uni-Village」を竣工し、主たる大学施設設備の整備は順調に進んでいる。

一方、アジア諸国からの留学生受け入れが活発化しており、平成28 (2016) 年度には留学生数が200人を超えた。これら大学全体の学生数増加に対応するため、岡山駅前グローバルキャンパスや「志高館」(高島学生寮)の整備を進め、より良い教育環境の場を提供している。

これらを踏まえた上で、中長期計画を策定し、その達成のために策定した具体的目標(学生数の確保、インフラ整備)を実現するための単年度計画としての予算制度を確立し運営している。

これまで年度ごとの予算計画・目標は達成できており、さらに、学校法人創志学園全体の財務基盤は令和 4 (2022) 年度経常収支差額 1,585 百万円、純資産 40,102 百万円と安定しており、今後の財務運営に不安要素はない。

## [エビデンス集資料編]

【資料 5-4-1】環太平洋大学 学生生徒等納付金の推移表

【資料 5-4-2】環太平洋大学 学生生徒等納付金の計画表

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

収支バランスを確保するためには、安定した納付金収入を確保することが最も重要である。本学では、経年の入学定員の増加によって学生生徒等納付金は毎年着実に増加しており、これを基礎とした予算編成を行っている。

多額の資金が必要なインフラ面の整備は令和 4 (2022) 年度まで順調に推移しており、かつ、その資金は、法人全体の内部留保額及び 2 号基本金積立預金と、低金利下での資金調達によって賄われている。自己資金と外部資金とのバランスをとりながら収支を安定させており、当面の資金繰りを悪化させる要素はない。償却前事業活動収支差額は、安定的・継続的に黒字を確保しており、令和 4 (2022) 年度の実績では 1,115 百万円である。(図表5-4-3)【資料 5-4-3】

| (凶衣 5-4-3) 垛. | <b>太十八人子の事業</b> 点 | 割収又左領の美限1 | <b>生移</b> (単位:日万円) |
|---------------|-------------------|-----------|--------------------|
| 項目            | 令和2年度実績           | 令和3年度実績   | 令和4年度実績            |
| 事業活動収支差額      | 184               | 159       | 315                |
| 減価償却費 (教育)    | 630               | 631       | 610                |
| 減価償却費(管理)     | 210               | 196       | 190                |
| 償却前事業活動収支差額   | 1.024             | 986       | 1,115              |

(図表 5-4-3) 環太平洋大学の事業活動収支差額の実績推移 (単位: 百万円)

以上、経常的経費並びに施設設備投資は、ほぼ大学単体の償却前事業活動収支差額で賄うことが可能な状態である。また万が一、資金調達が必要な場合でも、法人全体の信用力や資金調達力を有しており、資金繰りを悪化させる要素はない。よって、財務基盤の安定性とバランスは確保されている。

## [エビデンス集資料編]

【資料 5-4-3】環太平洋大学 事業活動収支差額の実績推移表

#### (3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、平成 28 (2016) 年度開設の経営学部の設置、さらに、平成 29 (2017) 年には、体育学科の収容定員を 800 人から 1,200 人へ増員する認可申請を行い、令和 3 (2021) 年における最終的な大学全体の収容定員は 3,140 人となった。安定的な経営基盤を維持していくために、入学定員の確保を最重要課題として取り組むと同時に、学生生徒等納付金収入の確保はもとより、教育研究経費の有効性を高め、管理経費の抑制を図って適正な予算の策定及び予実管理を実行する。

加えて、日々の業務改善に努めながら目的別予算管理を適切に行い、より一層安定した 財務基盤の確立と収支バランスの確保を目指す。

#### 5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施
- (1) 5-5の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

#### (2) 5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

業務目的別に執行された本学の予算の会計処理は、学校法人会計基準を遵守して適正に処理されている。また、「学校法人創志学園経理規程」「経理規程施行細則」「固定資産及び物品管理規程」「固定資産及び物品管理規程細則」「予算編成及び施行規程」「資産運用規程」を遵守して、適切に会計処理を行っている。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】

予算編成については、3 月に当初予算を編成し、必要に応じて補正予算を編成することで、決算との大きな乖離が生じないようにしている。

以上、私立学校振興助成法及び学校法人会計基準等に基づいて、適正に会計処理を実施している。また、学園全体の会計処理は、一元管理できる会計システムが導入されており、各設置校の会計担当者がサーバー上でWeb入力を行っている。そのため、必要な会計帳票について権限所有者が随時取り出すことができる体制となっており、大学と学園間の連携や双方向性は十分に確保されている。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 5-5-1】 学校法人創志学園 経理規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 5-5-2】 学校法人創志学園 経理規程施行細則(【資料 F-9】と同じ)

【資料 5-5-3】 学校法人創志学園 固定資産及び物品管理規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 5-5-4】 学校法人創志学園 固定資産及び物品管理規程細則(【資料 F-9】と同じ)

【資料 5-5-5】 学校法人創志学園 予算編成及び施行規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 5-5-6】 学校法人創志学園 資産運用規程(【資料 F-9】と同じ)

## 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校振興助成法の定めるところにより、監査法人による会計監査を受けている。各設置校単位の月次決算を監査するとともに、監査証拠の突合やヒアリング、会計処理のモニタリングの他、設置校に赴いての実査・確認も行っている。また、会計監査に際しては、監事並びに内部監査室との意見交換会を予算時期と決算時期に行うことで、適正な監査証拠の把握に努めている。

内部監査については、「学校法人創志学園内部監査規則」に則って内部監査室を置き、法人本部及び大学内における業務執行や会計の管理運営状況について客観的な立場で評価・指導を行っている。書類監査及び実地監査を実施する他、大学での諸会議に出席して内部統制や規則等の妥当性及び諸活動の有効性と予算執行について意見を表明する等、年間を通じて継続的に実施している。特に書類監査では、設置校の学校基本調査における学生情報及び教職員状況、校地校舎の状況、学校法人実態調査、あるいは基礎調査等の諸調査・報告の内容を点検し、経常費補助金に関わる基礎データと照合して、各書類間の整合性を図っている。

以上、会計処理と会計監査については、現在適切かつ適正に行われており、今後も公認 会計士と緊密に連携しながら、適正な運営の継続を図っていく。

### [エビデンス集資料編]

【資料 5-5-7】 学校法人創志学園 内部監査規則(【資料 F-9】と同じ)

#### (3) 5-5 の改善・向上方策 (将来計画)

会計処理は、公認会計士の指導監督のもとで適正かつ厳正に実施している。今後も、学校法人会計基準の改正内容に沿って、適切に会計処理を実施していく。

また、監査法人及び監事、内部監査室におけるそれぞれの監査機能も有効に機能しているが、さらに連携を密にしながら会計監査の円滑化と充実を図る。今後は、学園全体の運営管理という観点から、常勤監事によって設置校の業務・会計状況のチェック体制を強化する。

#### [基準5の自己評価]

環太平洋大学の経営は諸規則に基づき適切かつ厳格に行われ、経営の規律と誠実性は保たれており、大学の使命・教育目的を実現する継続的な取り組みが行われている。また、大学の設置・運営に関連する法令を遵守して、組織全体のガバナンスの強化に努めている。

同時に、教育環境の充実や、人権・安全にも十分配慮されており、教育情報や財務情報の 公表も適切に行っている。

さらに、大学の使命・目的を達成するために戦略的意思決定を行うことができる組織体制も整備され、学長のリーダーシップが発揮されながら、十分に機能している。また、法人と大学の各部門のコミュニケーションを図る体制が確立され、相互チェックの機能も有効である。法人としてのアクションプランと大学の各部門からのボトムアップによる提案の間を調整する仕組みも整備され、大学運営は円滑に行われている。

一方、財務状況については安定的に黒字を確保しており、教育施設・設備の充実を図る ための投資を継続的に実施している。学校法人創志学園全体として、これらの設備投資計 画を賄える資金、法人全体の信用力や資金調達力を有しており、財務基盤は安定している。

## 基準 6. 内部質保証

- 6-1. 内部質保証の組織体制
- 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
  - (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

#### (2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、建学の精神(挑戦と創造の教育)を掲げ、教育・スポーツの両面を通じて、健全で豊かな人格を備えた教育者・指導者を養成し、深い専門性と応用力を兼ね備えた真に次代を担う国際人となり得る人材を輩出するという使命・目的を掲げている。この使命・目的を達成するため、学則第2条に「その教育水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成するため、大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」ことを定めている。【資料6-1-1】

さらに、「環太平洋大学自己点検評価委員会規程」において、「本学の教育水準の向上と 内部質保証を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため自己点検及び評価を行いそ の結果を公表するとともに、これらを活用して継続的に改善活動を推進すること」と定め、 法人部門の責任ある協力・参加のもと、自己点検評価の体系的な実施と内部質保証の連携 の重要性が記されている。自己点検評価委員会は、委員長、各学部長、附属図書館長、各 学科長、事務局長、教務課長、総務課長、その他、委員長が必要と認める教職員で構成さ れ【資料 6-1-2】、平成 19(2007)年の開学以降、13 年間にわたって、大学の使命・目的 に即した自己点検・評価が自主的・自律的に実施されている。

内部質保証の責任体制の確立については、自己点検評価委員会規程に「本委員会は自己点検評価の結果を学長に報告する」と明記されていることを受け、令和 2 (2020) 年度までは、学長の諮問機関である「教育経営会議」を内部質保証の点検・評価機関としていた。【資料 6-1-3】教育経営会議は、理事長、副理事長、学長、副学長、学部長、学科長、事務局長、その他学長が指名する者、法人役員及び法人職員で組織される会議体であるが、質保証の点検・評価、意思決定、関係各部署との連携を図り、教育経営会議での審議の円滑化を図るための会議体として、内部質保証推進委員会を設定した。【資料 6-1-4】

## [エビデンス集資料編]

【資料 6-1-1】環太平洋大学 学則(【資料 F-3】と同じ)

【資料 6-1-2】環太平洋大学 自己点検評価委員会規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 6-1-3】環太平洋大学 教育経営会議規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 6·1·4】環太平洋大学 内部質保証推進委員会規程(【資料 F·9】と同じ)

#### (3) 6-1 の改善・向上方策(将来計画)

従来、内部質保証に関しては、教育経営会議、自己点検評価委員会、FD 実施推進委員会、教務部等が複雑に連携し合っていたが、令和 4 (2022) 年度、内部質保証推進委員会を立ち上げたことによって、それぞれの会議体の役割が明確となった。今後は、内部質保

証推進委員会での検証、教育経営会議での報告と協議、自己点検評価委員会での要約、の順に教育成果の検証を行うことが可能となる。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR (Institutional Research) 等を活用した十分な調査・データの収集と分析
- (1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

## (2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は内部質保証の重点項目を「教育の質保証」に置き、アセスメント ポリシーに基づき、FD 実施推進委員会と教務課が連携して改善を進め、その成果を内部質保証推進委員会で検証し、教育経営会議で点検・評価を行うという形式をとっている。【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】点検の順序は下記の図表のとおりである。(図表 6-2-1)

| 点検項目       | 担当部署        | 内部質保証推進委員会 | 教育経営会議 |
|------------|-------------|------------|--------|
| 就職実績       | キャリアセンター    | 4 月        | 4 月    |
| 卒業研究       | IR 室        | 4 月        | 4 月    |
| 就活学力試験     | 初年次教育部、IR 室 | 5月         | 5月     |
| 教育課程       | 学科          | 2 月        | 3 月    |
| 成績評価       | 教務課、学科、IR 室 | 9月、2月      | 10月、3月 |
| 退学・進級・卒業判定 | 教務課、学科      | 9月、2月      | 10月、3月 |
| シラバスチェック   | 学科          | 2 月        | 3 月    |
| 授業評価       | 教務課、学科      | 9月、2月      | 10月、3月 |
| 学生評価委員     | 学生委員会、IR 室  | 9月         | 10 月   |
| 学生調査       | IR 室        | 2 月        | 3 月    |

(図表 6-2-1) 内部質保証のための点検順序と時期について

上記の流れで審議された内容を自己点検評価委員会でとりまとめ、著しい学修成果や地域貢献活動等を自己点検評価報告書に記載するとともに、ホームページを通して、学外に積極的に公開している。【資料 6-2-4】

#### [エビデンス集資料編]

【資料 6-2-1】環太平洋大学 FD 実施推進委員会規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 6-2-2】環太平洋大学 アセスメント ポリシーについて(【資料 F-9】と同じ)

【資料 6-2-3】環太平洋大学 内部質保証推進委員会規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 6-2-4】環太平洋大学ホームページ

## 6-2-② IR (Institutional Research) 等を活用した十分な調査・データの収集と分析

従来、大学の現状を把握するために、学部教授会、学科連絡会議、通信教育課、教務課、総務課、学生サポートセンター、アドミッションセンター、キャリアセンター等の学内組織がそれぞれ担当分野のデータを収集し、必要に応じて、分析・共有を図ってきたが、教育の質保証の点検・評価を客観的に行うため、平成30(2018)年度、教学IR室を立ち上げた。【資料6-2-5】これにより、上記6-2-①の点検項目の数値化を円滑に行い、内部質保証推進委員会や教育経営会議での審議を促進するだけでなく、定員充足や中退予防等の業務改善を図ることが可能となった。

## [エビデンス集資料編]

【資料 6-2-5】環太平洋大学 IR 規程(【資料 F-9】と同じ)

#### (3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

先行き不透明な時代に求められる資質・能力をディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの中に規定し、点検・評価項目を定め、それらをまとめたアセスメント・ポリシーの見直しと IR 分析が不可欠となる。令和 4(2022)年の後半に行われた 3 ポリシー見直しや共通科目の特色化の内容を踏まえ、令和 5(2023)以降の点検・評価を促進する予定である。

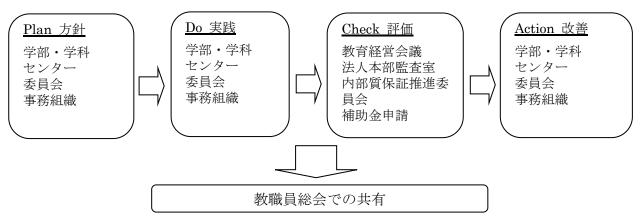
#### 6-3. 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み の確立とその機能性
  - (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

- (2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み の確立とその機能性

下記の図は、本学における内部質保証の PDCA サイクルの概要である。



(図表 6-3-1) PDCA サイクルのための組織図

教育成果の点検・評価については、各学科、各種委員会、各センター、各研究所、各事務組織等による「事業計画」に基づいて改善を行い、「事業報告」に基づいて教育経営会議等でその成果を検討し、自己点検評価委員会で協議・要約したのち、関係各部署が新たな「事業計画」を作成・提出し、その結果についての「事業報告」をもとに協議を行うというサイクルを回している。また、外部評価の一環として、私立大学等改革支援事業に応募しており、7年連続でタイプ1の採択を受理されたことを成果と捉えている。

#### (3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

令和4(2022)年度の各種プロジェクトの結果、次年度以降の学習成果の点検・評価項目を(1)学士力アセスメント(2)到達度確認試験(3)卒業研究(4)基幹科目の成績評価(GPA)とし、教育方針や学習支援の点検・評価指標を(1)学生ポートフォリオ(2)授業評価アンケート(3)学生調査とした。令和5(2023)年以降、内部質保証推進委員会を起点とした点検・評価のサイクルを回すことが不可欠である。

#### [基準6の自己評価]

法人本部による年2回の監査、とりわけ、期末監査での事業報告と新年度事業計画を通して、客観的な視点での点検・評価が図られている。また、IR機能を活用した数値目標 (KPI)の設定や追跡調査も進んでおり、エビデンスベースによる検証体制が整いつつあるといえる。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

本学は、建学の精神「挑戦と創造の教育」のもとに、①教育とスポーツの融合、②時代の求める教育の追求、③教育する者も教育される者も共に成長しながら教え育む〈共育〉という三つの基本理念に基づく教育の実現を目指している。

上に述べた本学の教育の三つの基本理念は、下記の「体育会五訓」にも反映されており、 クラブ活動においても指導者と部員間で、また部員と部員の間で五訓の唱和という行為を 通して本学の教育理念の確認が行われ、学年から学年へと継承されてきている。

## (図表 A-1-1)「体育会五訓」

「五訓」を胸に、己に厳しく、限界に挑む。

# 体育会五訓

一、礼節 礼をもって相手を敬い節度をもって己を磨く事

一、克己 目標達成に向け努力を惜しまず己に克ち続ける事

一、信頼 支え合い競い合い共に学び共に生きる事

一、前進 困難・苦境・失敗を乗り越えあきらめず挑み続ける事

一、感謝 周囲の支えの大切さを知り奉仕の気持ちを忘れない事

本学では、上に述べた三つの基本理念に基づく教育を通して学生たちの学内生活や勉学に対する真摯な姿勢を涵養するだけでなく、クラブ活動において卓越した対外的成果を上げるとともに、社会貢献・教員採用・就職への取り組み等において開学以来着実な成果を上げてきた。

特に本学では、社会貢献は教員の研究や学生の学びの推進及び成果の検証等の観点から 重視してきた。そこで、建学の精神である「挑戦と創造の教育」及び三つの基本理念を基 に、「社会貢献」という視点から、開学以来の本学の活動の自己点検評価を行うこととした。

## 基準 A. 「挑戦と創造の教育」

- A-1. 「挑戦と創造の教育」に基づく社会貢献
- A-1-① 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供
- A-1-② 大学と地域社会との連携
- A-1-③ スポーツによる社会貢献
- A-1-④ 社会貢献事業の情報発信

#### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

## (2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### A-1-① 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

本学は、次世代教育学部と体育学部、経済経営学部の3学部からなる大学であり、中国・ 四国地区においては唯一となる体育学部を設置した大学として、開学以来、大学が有する 物的・人的資源の社会への提供に努めてきた。

#### 1) 3 学部における社会貢献活動の典型的事例

本学の社会貢献活動の特徴は、3 学部 5 学科の教員と学生が一体となって、それぞれの 学部・学科の持ち味を発揮し、異なる社会貢献活動を展開している点である。

- (1) 体育学部における取り組み
- ア) 障害(児) 者サポートプロジェクト

令和3 (2021) 年度は、岡山県障害者スポーツ協会協力のもと、岡山県立岡山聾学校を対象に、障害児に継続的に運動を実施する習慣を身につけるプロジェクトを開催した。新型コロナウィルス感染症の影響により、オンデマンド開催となったが、生徒11名(男子2名、女子9名:平均年齢13.5±0.8歳)の参加があった。令和4(2022)年度と令和5(2023)年度には、学生が主体となり、ボランティア活動(選手誘導、会場運営補助、救護活動等)に取り組んだ。

- 「岡山県障害者スポーツ大会(陸上競技)」(5月)
- 「吉備高原車いすふれあいロードレース大会」(10月)
- ライオンズクラブ主催「全国特別支援学校フットサル大会(中四国地方大会)」(8月)
- 「岡山県サッカー協会主催の障がい者サッカーイベント」(9月)

その他、岡山県障害者スポーツ指導者協議会主催「パラスポーツ指導員養成講習会」(12月)の講師として本学健康科学科教員(2名)を派遣し、岡山県立岡山聾学校でおいて、年間を通じて、訪問型スポーツレクリエーション指導訪問運動指導を実施した。

#### イ)健康維持増進プロジェクト

このプロジェクトでは、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象に、健康の維持増進に向けた姿勢教育、健康教室の開催、講演、測定データのフィードバック等を行っている。令和元(2019)年度、令和 2(2020)年度には、鳥取県内の幼児及び小学生(90 名)を対象に実施した。令和 3(2021)年度は、本プロジェクトに対する地域からの要望が増え、赤磐市立山陽小学校、赤磐市立図書館(25 名)、放送大学(20 代から 70 代の 14 名)で実施するとともに、「国連女性デー」にちなみ岡山市の高齢者 30 名を対象に「健康と姿勢」の講演会を実施した。令和 5 年(2023)度には、赤磐市の公共施設(山陽老人福祉センターならびに中央図書館)にて、地域の方々を対象とした健康運動教室(3 講座→6 講座)を学生主体で実施した。、また、備前市から要請された「特定検診後の保健指導対象者のための講習会」(11 月~2 月、計 4 回)と赤磐市立中央図書館主催の「健康・生活講座」(3 月、計 3 回)に本学教員を派遣した。

#### ウ) 産学連携事業

令和 3 (2021) 年度に実施した産学連携事業は、企業からの受託研究が 2 件、岡山県地域へ飛び出せ大学生事業 1 件、令和 4 (2022) 年度の受託件数は 2 件、活動回数は 4 件、令和 5 (2023) 年度の受託件数は 1 件であった。

令和4 (2022) 年度には、IPU スポーツアカデミーとの連携によるスポーツドックとして、岡山イオンで行われた体力測定会 (5月3日~5日) に、大人を含め 859 名を集めた。5月には、岡山青年会議所 JC との共同で「キッズスポーツパーク」を開催し、106 名の子どもの体力測定を行った。令和5 (2023) 年度には、「岡山ハレマチチャレンジスタジアム」の一環として、イオンモール岡山1F 未来スクエアにおいて、地域の子どもと保護者を対象とした体力測定とフィードバックを実施した。また、パラ陸上育成選手の科学的サポートとして、パラ陸上育成強化指定選手を対象とした運動能力調査を本学校舎インスパイアで実施し、トレーニング方法の指導や結果のフィードバックを行った。

#### (2) 次世代教育学部における取り組み

次世代教育学部では平成 29 (2017) 年度から、「ヤングアメリカンズ」というアメリカの表現教育団体のプログラムを導入した。3 日間のワークショップを開催し、学生が主体となって、地域の子どもたちのためのショーを作り上げた。参画した学生は、地域住民や子どもたちとの一体感を通して、自己肯定感を高め、子どもの成長や楽しい授業を探求するようになった。

教育経営学科では、令和3 (2021) 年度以降、包括連携協定(後述)を結んだ和気町の 廃校を舞台に、備前県民局地域づくり支援事業として、1年生が主体となって、「IPU スク ールフェス」(10月)を開催している。令和4 (2022)年度には、地元の小学生178名に 対し、大学生が企画した「児童に受けてもらいたい授業」を開講した。令和5 (2023)年 度は、和気閑谷高校・探求授業教育ゼミ生と協働し、和気町立佐伯小学校、和気小学校、 本荘小学校の3,4年生を対象に、教育経営学科の学生が24講座を開講した。その他にも、 和気町の小学校への授業見学実施など、教育面での連携事業を展開した。

こども発達学科では、子育で支援プロジェクトのテーマで多様な活動を行っている。令和3(2021)年には、6月に「親子で遊ぼう〜運動遊び編〜in IPU」、7月に「親子で遊ぼう〜ミニ運動会編〜in IPU」、11月に「親子で遊ぼう〜スタンプラリー編〜in IPU」を実施した。また、幼児教育研究会の学生を中心に、赤磐市立中央図書館「夏休みおはなし会」で大型絵本の読み聞かせや、うちわとかえるロケットの工作教室、「クリスマスおはなし会」でオペレッタとクリスマスリースの工作教室を行った。11月の学園祭では、IPU 学園祭特別企画「子どもたちの遊びの広場」を開催し、地域の子どもと保護者を対象に製作遊びやゲーム、芋ほり体験等を行った。令和4(2022)年度には、7月に「IPU 夏祭り」(約600人)、「親子で遊ぼう in IPU〜夏祭り編〜」(子ども7人 保護者5人)、10月に「親子で遊ぼう in IPU〜アロウィン編〜」(子ども3人 保護者2人)、「環太祭」(約200人)、1月に「親子で遊ぼう in IPU〜昔あそび編〜」(子ども3人 保護者3人)を開催した。令和5(2023)年度においても、7月に第1回 IPU キッズフェスタと夏まつりを、学園祭では「子どもたちの遊びの広場」を、12月には「親子で遊ぼう in IPU〜クリスマス編〜」を開催した。

#### (3) 経済経営学部における取り組み

#### ア) 国際交流

令和 4 (2022) 年度、国際交流事業として、6 月に本学の留学生らが地元小学生(幡多小学校)との国際交流を開催した。7 月には、赤磐市総合政策部政策推進課主催の「赤磐市中学生国際交流事業 (グローバルキャンプ)」を本学で実施し、参加した 11 人の中学生

による「赤磐の魅力」に関する英語プレゼンテーションが実施された。令和 5 (2023) 年度には、6 月にオンラインで岡山後楽館高校との国際交流イベントを、7 月と 12 月には小学校国際交流授業(場所:幡多小学校)を実施し、10 月には倉敷国際ふれあい広場実行委員会主催倉敷国際ふれあい広場 2023 の展示ワークショップ(場所:倉敷市芸文館)、及び、早島市教育委員会主催中学生「だっぴ」に留学生スタッフ(場所:早島中学校)を派遣し、12 月には矢掛インターナショナルフェスティバル実行委員会主催矢掛インターナショナルフェスティバルの文化紹介ブース・民族衣装体験・ステージパフォーマンス(場所:やかげ西町イベント広場・やかげ町家交流館)に参画した。

7月には赤磐グローバルキャンプを開催し、赤磐市在住の中高生 6 人と IPU の留学生や日本人学生 7人が英語のアクティビティを通じて国際交流を行った。11月には岡山県立総社南高校 高校生 60人を本学に迎え、本学の教員と留学生が英語講座を 4種類開講した。

## イ) ビジネス交流

令和4(2022)年度には、環境の基本的事項及び環境の保全に関する提言について調査審議を行う「岡山県環境審議会」、岡山市の基本的な政策等の企画立案を行う「岡山市基本政策審議会」、「令和4年度文部科学省事業WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業」(岡山県立岡山操山高等学校)に、本学教員が委員として参加した。また、地元企業(スーパーホテル岡山駅東口店)と本学学生が協働し、朝食の食品ロスを活用し、TABLE FOR TWOへ寄附していただく仕組みづくりを行った。令和5(2023)年度には、7月に岡山ビューホテルにおいて、YMCAと共同で子ども食堂を運営した。11月には本学にてキッズビジネスパーク(主催:一般社団法人教育ソリューション研究協議会)を開催し、小学生を対象として、企業でのお仕事体験を実施した。2月には、IPUフェスタと題して、防災をテーマにした地域貢献活動を実施した。【資料 A-1-1】

#### 2) 大学コンソーシアム岡山

岡山県内の4年制大学及び短期大学等の21の高等教育機関、岡山県、岡山県経済同友会等からなる産官学の連携組織として「大学コンソーシアム岡山」が設立されたのは平成18(2006)年4月であった。本学は、平成19(2007)年の開学以来これに加入して他の参画機関と連携して活動を行ってきた。平成25(2013)年から令和5(2023)年の9年間に本学が行った事業は以下のとおりである。

#### (1) 遠隔教育事業

平成 24 (2012) 年度から平成 27 (2015) 年度までの 4 年間、単位互換授業として、双方向ライブ型遠隔科目の「スポーツ栄養学」、VOD 型遠隔科目の「レクリエーション論」を開設したが、平成 28 (2016) 年度からは「スポーツ栄養学」の 1 科目を提供している。令和 3 (2021) 年度は 2 名の履修学生を受け入れた。令和 4 (2022) 年度には、公開ウェブ授業を 4 回、対面での公開授業を、令和 5 (2023) 年度には、公開ウェブ授業を 4 回、対面での公開授業を 5 回実施した。

#### (2) 吉備創生カレッジ

大学コンソーシアム岡山と山陽新聞社が平成 19 (2007) 年 4 月から共催方式で開催している生涯学習講座であり、本学は平成 20 (2008) 年度以降、ほぼ毎年、数講座を提供している。

令和 3 (2021) 年度の前期は新型コロナウィルス感染症の影響で中止せざるを得なかったが、後期は「貨幣の使い方、使われ方」、「コツコツと骨を鍛えて健康に」「ニュージーランド保育学」の 3 講座を提供した。令和 4 (2022) 年度には、「コツコツと骨を鍛えて健康に、骨粗鬆症予防と健康づくり」、「ニュージーランド保育学:テ・ファーリキによる保育を学ぶ」、「地域通貨をどう使うか、貨幣の役割」、「公民館と連携した教員養成:地域と連携した教員養成」の 4 科目を提供した。令和 5 (2023) 年度には、「社会科教育における防災学習:東日本大震災派遣教諭の経験と社会科教育」、「貨幣の使い方、使われ方:私たちは貨幣をどう捉えてきたのか」、「足から健康を知る:足の形状変化から自分の健康を知ろう」、「スポーツから見る共生社会:障碍者スポーツの魅力を知ろう」の 4 科目を提供した。

#### (3) 地域貢献事業

本学は、岡山県生涯学習センターで開催された「日ようび子ども大学」に各学科を派遣している。平成 24 (2012) 年度は、「いろいろな運動遊びにチャレンジしよう!」を企画し、かけっこ・ボール遊び・ドッジボール等の 40 分間のプログラムを 7 回実施した。平成 25 (2013) 年度は、「ニュースポーツを体験しよう」を企画し、29 名の学生が 4 回に分けて各 50 分ずつ、グラウンドゴルフ、ディスクゴルフ、キックターゲット等のニュースポーツの指導を行った。平成 26 (2014) 年度は、「ドッジビーの的当てとドッジビーゲーム」を 45 名の学生が 4 回に分けて各 50 分ずつ指導した。平成 27 (2015) 年度は、「運動遊びのひろば」を 40 名の学生が 3 回に分けて実施した。平成 28 (2016) 年度は、岡山県や赤磐市と連携して、本学学生(延べ 110 名)による小・中学校の体育授業・部活動の補助活動を行い、ビーチカップ小学生ハンドボール選手権大会等に本学学生をスタッフとして派遣した。平成 29 (2017) 年度は、「おかやまマラソン 2017」に本学教員がアンバサダーとして、多数の学生がボランティアとして参加した。また、本学の教員と学生によって、赤磐市陸上競技大会の運営が行われた。平成 30 (2018) 年度と令和元 (2019) 年度も同様に活動した。新型コロナウィルス感染症の影響により活動が制約されていたが、令和 6 (2024) 年度を目途に再開する予定である。

また、大学コンソーシアム岡山が主催する「エコナイト」では、平成 24 (2012) 年度は、7月に本学において「手作り遊び広場」と「エコ七夕茶会と邦楽の憩い」を実施し (115名)、平成 25 (2013) 年度には、6月に環太平洋大学において「手作り遊び広場」と「エコ七夕茶会と邦楽の夕べ」を実施し、平成 26 (2014) 年度は、7月に岡山駅東口で開催された「エコナイト夏 2014」に本学の教員 1名と留学生 9名を派遣し、「民族衣装でみるクールビズとダンス」を実施した。平成 27 (2015) 年度は、「IPU わくわくキッズ広場」の地域貢献事業と紐付けられ、20名の学生が主体となって、奉還町商店街で「民族舞踊と民族料理を楽しもう」というエコ活動を推進した。平成 28 (2016) 年度は、「日ようび子ども大学京山祭」と「エコナイト夏」に学生が多数出店した。平成 29 (2017) 年度は、「日ようび子ども大学京山祭」において、小学生児童 120名を対象に「みんなで楽しくスポーツ体験」を指導するとともに、「エコナイト夏」では、留学生 20名が民族舞踊と歌を披露した。コロナ禍を経て、令和4 (2022) 年度は、NPO法人チャリティーサンタと協働して、大学生が子どもたちと一緒にスポーツを楽しむイベントを実施した。7月には、本学の IPU TOP GUN で、11月には、イコットニコット屋上・フットサルパークにて開催した。また、3月以降、大学の PBL 授業を契機に、スーパーホテル岡山駅東口で朝食バイキングの食品ロスを減らし、TABLE FOR TWO を通じてアフリカ・アジア

の子どもたちに給食を届ける試みを実施した。【資料 A-1-2】

#### 3) 教員免許更新講習

本学では、教員免許更新講習を、平成 21 (2009) 年度の制度発足以来実施している。令和 3 (2021) 年度については、講座申込が 253 件あり、全 97 名が受講した。令和 4 (2022) 年度 以降は、文部科学省の決定により、廃止となった。

## 4) 学校支援ボランティア

本学では、平成 25 (2013) 年度から毎年、学校支援ボランティアとして岡山市及び赤磐市の小・中学校に派遣しており、平成 27 (2015) 年度は年間を通して 26 校に 144 名、平成 28 (2016) 年度は 38 校に 207 名、平成 29 (2017) 年度は 38 校に 194 名、平成 30 (2018) 年度は 37 校に 203 名、令和元 (2019) 年度は 40 校に 189 名の本学学生を派遣したが、令和 2 (2020) 年度及び令和 3 (2021) 年度は新型コロナウィルス感染症の影響で派遣できなかった。一方、令和 4 (2022) 年度には再開し、59 校 (岡山市小学校 19 校・中学校 9 校、赤磐市小学校 5 校、倉敷市他小学校 17 校・中学校 8 校、県立特別支援 1 校)に対し、158 名(4 年生 118 名、3 年生 32 名、2 年生 8 名)を派遣することができた。令和 5 (2023) 年度には、59 校 (岡山市小学校 19 校・中学校 9 校、赤磐市小学校 5 校、県立特別支援 1 校)に対し、59 校 (岡山市小学校 19 校・中学校 9 校、赤磐市小学校 5 校・中学校 3 校、倉敷市他小学校 17 校・中学校 5 校、県立特別支援 1 校)に対し、157 名(4 年生 122 名、3 年生 31 名、2 年生 4 名)を派遣することができた。【資料 A-1-3】

#### 〔エビデンス集資料編〕

【資料 A-1-1】地域貢献活動報告書(3 学部)

【資料 A-1-2】地域貢献活動報告書(大学コンソーシアム岡山)

【資料 A-1-3】地域貢献活動報告書(学校支援ボランティア)

## A-1-② 大学と地域社会との連携

- 1) 地域との連携・協力
  - (1) スポーツの振興及びスポーツを含む包括連携を目的とした協定

平成 21 (2009) 年 6 月に、赤磐市の市民等の教育・文化・スポーツ活動の充実と活力ある地域社会の形成・発展を目的として「赤磐市と環太平洋大学との連携・協力に関する協定書」を締結し、赤磐市内の学校支援活動、スポーツレクレーション活動の企画・運営、小学生と留学生との国際交流活動、腰痛・膝痛予防講座の担当等の活動を行った。これと同様の趣旨の協定は、平成 27 (2015) 年 5 月に岡山県との間で、また平成 28 (2016) 年 3 月に備前市との間で締結されている。

民間企業との間では、①新聞の利用等による教育の向上、②スポーツ・体育の振興活動、 ③地域社会の発展及び活性化、④調査研究、⑤人材育成及び交流を目的に、平成 25 (2013) 年3月に株式会社山陽新聞社との間で包括的連携協力に関する協定を締結した。平成 29 (2017)年3月には、スポーツ産業、教育・学術振興及び地域の健康増進に関する協定が 株式会社コナミスポーツクラブ及び株式会社ルネサンスとの間で締結されている。同年 11 月には、科学的根拠に基づくスポーツ活動時の熱中症対策、水分・栄養摂取、「食育」を通じた健康づくり、女性アスリートのパフォーマンス・健康、等を目的に大塚製薬株式会社との間で協定が締結された。

2020 東京オリンピック・パラリンピックとの関連では、平成 25 (2013) 年 5 月に招致を目的に東京 2020 オリンピック・パラリンピック招致委員会との間で、平成 26 (2014) 年 6 月には人的分野及び教育的分野での連携を目的に東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との間で協定が締結された。平成 31 (2019) 年 3 月にはスポーツの振興並びに口腔健康増進を目的に岡山県歯科医師会との間で協定が締結されている。さらに、地域貢献事業の一環として、岡山市立江西小学校の新体力テスト測定、財田小学校の運動会、赤磐市陸上運動教室(本学で開催)に参画し、本学の学生が運営補助を行った。

#### (2) 教育、文化、学術の分野での連携を目的とした協定

岡山県内の4年制大学及び短期大学等の21の高等教育機関、岡山県、岡山県経済同友会等からなる産官学の連携組織として「大学コンソーシアム岡山」が設立されたのは平成18 (2006) 年4月であった。本学は、平成19 (2007) 年の開学以来これに加入し、また岡山県と大学コンソーシアム岡山との包括連携協定を平成27 (2015) 年8月) に締結した。また、次世代を担う人材育成を目指すとともに、活力ある地域づくり・発展に寄与することを目的として、平成30 (2018) 年3月に株式会社学研ホールディングスとの間で協定を締結した。

地方自治体との間では、教育、文化、学術、まちづくり等の分野での連携を目的とした包括連携協定を締結している。平成23(2011)年4月に加西市との間で、平成28(2016)年6月に総社市との間で、令和3(2021)年度に和気町との間で、令和5(2023)年度には島根県教育委員会との間で連携協定を締結した。この協定に基づき、島根県江津市立高角小学校と島根県出雲市立北陽小学校において表現教育アウトリーチ実習を実施した。年度末には島根県教育委員会の支援の元で、島根県内の県立高校22校を訪問し、本学の教員養成の実績、留学制度を説明し、12月には、島根県の2会場で教育経営学科の説明会を開催した。また、教育委員会との連携事業の一環として、安来高校男子バレーボール部、松江工業高校バレー部、横田高校ホッケー部、安来高校女子バレーボール部、平田高校駅伝部に対し、各種目に応じた運動能力測定を実施し、その結果に合わせたトレーニング指導等を行った。

本学は高大連携事業にも力を入れている。平成 25 (2013) 年 3 月に創志学園高等学校との間で、平成 27 (2015) 年 4 月に山陽高等学校との間で、平成 30 (2018) 年 3 月には岡山東支援学校との間で協定が締結された。令和 5 (2023) 年度には、岡山市立岡山後楽館高等学校、岡山県立玉野光南高等学校、如水館高等学校、開星中学校・高等学校と教育連携協定を締結し、出前授業、連携授業、講演会等で連携を図っている。系列の創志学園高等学校に対しては、高大接続単位認定科目「地域課題研究」を配当しており、奉還町商店街の問題解決方法と課題解決達成までの道筋の発表を行った。また、高校生のキャリア形成を促進するための「大学見学会」を開始し、令和 5 (2023) 年度は、のべ 21 校、1,066人の高校生の参加があった。

大学間では、教育・研究の発展、スポーツの振興と健康増進に寄与することを目的に、 平成 25 (2013) 年 4 月に環太平洋大学短期大学部との間で、平成 28 (2016) 年 10 月に 事業創造大学院大学との間で、平成 31 (2019) 年 4 月に女子栄養大学との間で、令和 2 (2020) 年 1 月に岡山学院大学との間で協定が締結された。平成 24 (2012) 年 2 月には、 看護師養成所専任教員を安定的に供給するシステムを構築するために、一般社団法人日本 看護学校協議会との間で協定が締結された。

#### (3) 大規模災害に関する協定

平成 19 (2007) 年 11 月に岡山市との間で大規模災害時における避難所の指定に関する協定が、平成 25 (2013) 年 2 月に岡山県との間で岡山県内で大規模な災害が発生した際の被災者支援ボランティアに関する協定が、平成 30 (2018) 年 3 月には和気町との間で災害時の避難所開設及びその他応急処置の協力に関する協定が締結された。

また、警察署、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、自治会等が地域の教育問題等に連携して対応する「二水会」の活動、そして本学が通学区域にあたっている古都学区体育祭への運営協力等、地元との連携協力活動を積極的に行っている。

さらに、赤磐警察署、赤磐市・瀬戸町の協力により「IPU 交通安全連絡会」を組織し、本学の学生を対象とした交通安全講習会を開催した。春と秋の交通安全週間には、本学の学生がボランティアとして種々の関連活動に参加もしている。

また、後述 A-1-③のように、本学の教職員と学生は地域社会と連携して、教育やスポーツ指導、ボランティア活動において多数貢献している。

以上、本学は、スポーツの振興を目的とした協定、また教育、文化、学術の分野での連携を目的とした協定、被災者支援ボランティアに関する協定等を多数の自治体、民間企業等との間で締結するだけでなく、教育・文化・スポーツ・ボランティア面での連携協力活動を近隣の地元との間で積極的に行ってきた。これらの活動を通して、大学の物的・人的資源の社会への提供という大学の社会的責務を十分に果たしている。

### [エビデンス集資料編]

【資料 A-1-4】他組織との連携・協力に関する協定書集

#### A-1-③ スポーツによる社会貢献

令和元(2019)年度以降、本学体育会は積極的に地域貢献活動を推進している。体育会に所属する 19 のクラブによる練習試合や合宿、審判も含めた大会運営協力、各種スポーツの技術指導、IPU杯の開催、清掃等のボランティア活動等の様々な地域及び社会に対する貢献活動を通してスポーツ活動の振興に寄与し、体育学部を有する大学としての社会的責務を十分に果たしている。

令和 2(2020)年と令和 3(2021)年はコロナ禍の影響をうけ、活動を停止せざるを得なかったが、令和 4(2022)年の夏場以降、活動を再開した。学生による地域貢献活動は合計 9 件(女子バスケットボール部 4、チアリーディング部 3、女子ソフトボール部 1、陸上競技部 1)、監督・コーチによる地域貢献活動(資格取得のため講習、技術指導、普及活動、大会運営、出前授業等)は 17 件(女子バスケットボール部 5、男子ハンドボール部 3、陸上競技部 3、女子ソフトボール部 2、女子ハンドボール部 1、サッカー部 1、柔道部 1、

ダンス部 1) であった。令和 5 (2023) 年度については、学生による地域貢献活動は合計 23 件 (剣道部 1、硬式野球部 4、マーチング部 11、女子バスケットボール部 1、女子ソフトボール部 1、陸上競技部・サッカー部 1、男子ハンドボール部 2、女子ハンドボール部 2、)、監督・コーチによる地域貢献活動(資格取得のため講習、技術指導、普及活動、大会運営、出前授業等)は 28 件 (女子バスケットボール部 4、男子ハンドボール部 11、陸上競技部 9、女子ソフトボール部 1、マーチング部 3)であった。

## [エビデンス集資料編]

【資料 A-1-5】環太平洋大学·体育会 社会連携活動報告書(2023 年度)

## A-1-④ 社会貢献事業の情報発信

令和 5 (2023) 年度以降、情報発信に力を入れており、ホームページ記事の更新数は令和 4 (2022) 年度の 150 本から 247 本に増えた。これは、執筆・校正・掲示のシステム化を行い、センターだけでなく、学科からの情報提供を増やしたためである。また、10 月から外部のリリース機関を活用し、積極的に情報発信(19 本)を行った。発信と同時に学内のグループウエアに記事内容とリンクを掲示し、教職員や学生にもアクセスを求め、その数値をもとに効果測定を行い、記事の内容や発信時期ついて調査分析を進めている。

### [エビデンス集資料編]

【資料 A-1-6】プレスリリース効果測定(2023年度)

### A-1-⑤ 社会貢献事業の情報発信

令和 5(2023)年度以降、情報発信に力を入れており、ホームページ記事の更新数は令和 4(2022)年度の 150 本から 247 本に増えた。これは、執筆・校正・掲示のシステム化を行い、センターだけでなく、学科からの情報提供を増やしたためである。

## (3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

これまで本学の物的・人的資源を活用した社会貢献は、学科や個人、もしくは部単位で行われて来た。これらの活動の数的増加に伴って、学内の社会貢献活動の窓口を一元化して大学全体で有機的に組織し、社会貢献の成果をより大きなものとしていくことが必要である。また、各部のリーダーの連携によって、体育会活動が学内・学外の学生主体による活動を一層推進していくことが今後の課題である。

#### A-2. スポーツと学業の両立による次世代を担う人材の育成

- A-2-① 体育会各部の活躍
- A-2-② 次世代の教育を担う人材の育成
- A-2-③ 次世代を担う国際人の育成
- (1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

## (2) A-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### A-2-① 体育会各部の活躍

令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウィルス感染症 (COVID-19) の影響により、前半シーズンは体育会活動の制限や公式戦のほとんどが中止もしくは延期となったため、実施・開催された競技はわずかであった。令和 4 (2022) 年度は、新型コロナウィルス感染症による制限が徐々に緩和され、ほとんどの競技で大会が開催されるようになり、本学体育会発足以来、最高の戦績を残すことができた。以下に令和 5 (2023) 年度戦績の一部を示す。

#### 【資料 A-2-1】

(1)女子柔道部

全日本学生柔道優勝大会 5 人制 優勝 全日本学生柔道体重別団体優勝大会 7 人制 3 位

全日本選抜柔道体重別選手権大会 52kg 級 優勝 白石響 講道館杯全日本柔道体重別選手権大会 57kg 級 優勝 白石響

(2)サッカー部

総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント中国地区予選会 3位 インデペンデンスリーグ全日本大学サッカーフェスティバル中国予選 優勝 中四国大学サッカー新人戦 優勝

(3)陸上競技部

 日本学生陸上競技個人選手権大会男子 800m
 優勝 前田陽向

 出雲全日本大学選抜駅伝
 12 位

 全日本大学駅伝対校選手権大会
 23 位

 全日本大学女子駅伝対校選手権大会
 19 位

(4)男子ソフトボール部

文部科学大臣杯全日本大学男子ソフトボール選手権大会優勝

(5)女子ソフトボール部

文部大臣杯全日本大学女子ソフトボール選手権大会 3位

(6)男子硬式野球部

明治神宮大会ベスト8全日本大学野球選手権大会ベスト16

(7)女子硬式野球部

明治神宮大会初戦敗退中四国春季・秋季リーグ優勝

(8)ラグビー部

 全国大学ラグビー選手権大会中四国大会
 優勝

 全国大学ラグビー選手権大会中国大会
 優勝

(9)男子バスケットボール部

全日本大学バスケットボール選手権大会 グループリーグ敗退 全日本大学バスケットボール選手権大会新人戦 グループリーグ敗退

(10)女子バスケットボール部

全日本大学バスケットボール選手権大会 予選敗退

全日本大学バスケットボール選手権大会新人戦 予選敗退

(11)男子ハンドボール部

中四国学生ハンドボール選手権春・秋リーグ戦優勝

(12)女子ハンドボール部

中四国学生ハンドボール選手権春・秋リーグ戦優勝

(13)女子バレーボール部

西日本バレーボール大学女子選手権大会 ベスト 16

(14)男子剣道部

全日本学生剣道選手権大会 ベスト 32

(15)女子剣道部

全日本女子学生剣道選手権大会個人戦 井波愛結 ベスト 16

(16)マーチングバンド部

第 51 回マーチングバンド全国大会 一般大編成部門 金賞受賞 第 3 位

(17)ダンス部

全日本高校大学ダンスフェスティバル 日本女子体育連盟会長賞受賞 アーティスティックムーブメントインオカヤマ 2022 特別賞受賞

JAPANCUP 日本選手権大会 2022 チアダンス演技競技 ダブルス 優勝

(18)チアリーディング部

JAPAN CUP 日本選手権大会

4位

[エビデンス集資料編]

【資料 A-2-1】環太平洋大学・体育会戦績報告書(2022 年度)

#### A-2-② 次世代の教育を担う人材の育成

本学は平成 19(2007) 年 4 月に開学し、令和 5(2023) 年度までに合計 14 期の卒業生を送り出してきた。

このうち保育士・幼稚園教諭として就職した者は、平成 22 (2010) 年度~平成 30 (2018) 年度までの累積で 162 人、令和元 (2019) 年度の 17 人、令和 2 (2020) 年度の 26 人、令和 3 (2021) 年度の 27 人、令和 4 (2022) 年度の 44 人、令和 5 (2023) 年度の 39 人を合わせると 315 人となった。小学校教諭として就職した者は、同上年度までの累積で 466 人、令和元 (2019) 年度の 77 人、令和 2 (2020) 年度の 83 人、令和 3 (2021) 年度の 81 人、令和 4 (2022) 年度の 116 人、令和 5 (2023) 年度の 104 人を合わせると 927 人となった。中学校・高等学校教諭として就職した者は、同上年度までの累積で 111 人、令和元 (2019) 年度の 9 人、令和 2 (2020) 年度の 21 人、令和 3 (2021) 年度の 24 人、令和 4 (2022) 年度の 16 人、令和 5 (2023) 年度の 29 人を合わせると 210 人となった。特別支援学校教諭として就職した者は、平成 30 (2018) 年度の 1 人、その後の実績は令和元 (2019) 年度 1 人と、令和 5 (2023) 年度の 2 人となっている。

本学の卒業生で教職に就いた者のうち、多くの学生が在学中の4年間、各種目の運動部 に所属して専門種目の技能を高め、レギュラーや主将等として全国大会に出場して活躍し てきた。それゆえ、本学卒業生で中学・高校の保健体育教員となった者は言うに及ばず、 小学校教員となった者の多くも、就職したそれぞれの教育機関において放課後の部活動に おいて各自の専門スポーツ種目の指導を行うことができる。その礼儀正しさ、活力は、児 童・生徒のよき範たるにふさわしい態度であることから、学校現場や当該保護者の評価は 高く、学校現場において「教育とスポーツの融合」を実践している。

以上、本学は開学から 16 年で多くの卒業生を教育職員として就職させ、14 期生となった令和 5 (2023) 年度の卒業生においても、小学校教諭と中学校・高等学校教諭への安定的な就職を確保することができた。本学における人材養成のうちで他大学にはない特徴は、スポーツの専門的な指導ができる教育職員を養成しようとするところにある。教育職員として社会に巣立っていった卒業生の 7 割近くは、在学中の 4 年間運動部において活躍してきた選手経験を持ち、当該競技の専門性について高度な実践知を有している。よって、この目的を達成するために本学の教育は有効に機能していると言える。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 A-2-2】就職の状況(過去 3 年間)(【表 2-5】と同じ)

### A-2-③ 次世代を担う国際人の育成

本学は、「教育・スポーツの両面を通じて、健全で豊かな人格を備えた教育者・指導者を養成するとともに、深い専門性と応用力を兼ね備えた真に次世代を担う国際人となり得る人材を輩出することで社会に貢献すること」を目的に掲げている。ディプロマ・ポリシーの中にも「グローバルマインドの涵養」という目標が掲げられている。この目的を達成するために、平成19(2007)年4月の開学以来、ニュージーランド・パーマストーンノースの本学姉妹校 IPUNZ への短期海外研修制度を、そして平成21(2009)年度以降は長期海外研修制度を立ち上げ、本学在校生に留学の機会を提供している。

#### 1) 環太平洋大学短期海外研修

現地の英語に触れ、異文化コミュニケーションの実践を通じて他国の文化・習慣等を学び、国際的視野を広めることを目的に、海外研修を希望する本学在校生が、2月中旬から3月末まで、IPUNZでの語学研修を体験できる制度を実施してきた。この制度では、IPUNZで修得した科目のうち2単位を本学のキャリア形成科目に読み替えることができる。

平成 19 (2007) 年の開学から令和元 (2019) 年度までに、本学の短期海外研修に参加した学生数は合計 62 人 (体育学科 19、乳幼児学科 4、学級経営学科 20、教育経営学科 15、こども発達学科 3 人、現代経営学科 1 人) となっている。令和 2 (2020) 年度と令和 3 (2021) 年度に関しては、新型コロナウィルス感染症による入国制限措置により短期海外研修の実施を延期した。また、より高い語学力の習得のため、令和 4 (2022) 年度以降、5 週間程度の短期研修制度を廃止した。

#### 2) 環太平洋大学長期海外研修(5カ月留学)

本学では、IPUNZにおける授業や実習及び様々な活動を通じて、豊かな国際感覚と確かな英語力を身につけ、国際的な視野とコミュニケーション能力を持つ有能な人材を育成することを目的に、長期海外研修制度を導入している。5カ月留学の審査に際しては、所定の科目の履修、論作文(海外研修を希望する理由)、前学期までの成績及び出席率、面接を

課している。IPUNZで取得した単位のうち、最大16単位までが本学指定の科目に読み替えられる。

平成 19 (2007) 年の開学から令和元 (2019) 年までに、長期海外研修 (5カ月) に参加した学生数は合計 112名 (体育学科 30、教育経営学科 66、国際教育学科 1、こども発達学科 8、現代経営学科 7)である。令和 2 (2020) 年度と令和 3 (2021) 年度に関しては、新型コロナウィルス感染症による入国制限措置によりこの制度を中止した。令和 4 (2022) 年に試行した 10 週間留学に合計 9 名が参加したことを受け、令和 5 (2023) 年度には 5 か月留学制度を再開し、合計 18 人がこの制度を利用した。

## 3) 環太平洋大学長期海外研修(12 カ月)

上記の海外研修制度に加えて、本学では、1年次に1年間のニュージーランド留学を必須とする学科・コースを設置している。平成24(2012)年4月、次世代教育学部・国際教育学科を新設し、入学生30人がIPUNZへ留学した。この留学期間において、TOEICスコアの平均点が260点上昇した(1/3の学生が300点以上上昇)。平成25(2013)年度は41名、平成26(2014)年度は46名、平成27(2015)年度は35名の新入生がIPUNZでの1年留学に参加した。

平成 28 (2016) 年度以降、国際教育学科の留学の流れを受け、経済経営学部・現代経営学科に「グローバル・マネジメントコース」を開設、平成 29 (2017) 年度には次世代教育学部・教育経営学科に「国際教育コース」を開設し、どちらも 1 年次 1 年間のニュージーランド留学制度を設置した。12 カ月留学の場合、IPUNZ で取得した単位のうち、最大 34単位までが本学指定の科目に読み替えられる。この制度に参加した学生は合計 119 人 (グローバルビジネスコース 84、国際教育コース 35) である。

令和 2(2020)年度と令和 3(2021)年度については、新型コロナウィルス感染症による入国制限措置により 1 年留学制度を中止した。令和 4(2022)年度の 10 週間留学の成功を受け、令和 5(2023)年には、全学部・全学科の学生に対し、1 年留学制度を再開し、合計 24 人がこの制度を利用した。

以上、本学では、真に「次世代を担う国際人の育成」をするために、開学以来今日まで、 姉妹校である IPUNZ への海外研修制度を立ち上げ、本学学生に留学の機会を提供し、英 語力のアップと国際感覚の涵養に努めてきた。

留学前教育の充実、本学との単位互換制度、帰国生用の英語授業の開設、教職課程との両立、4年間での卒業といった点が本学の留学制度の特徴であり、グローバル企業人や英語教員として活躍する卒業生が年々増えていることから、本学の目指す国際人の育成は、その目的を十分に達成している。

#### (3) A-2 の改善・向上方策 (将来計画)

スポーツ振興や海外留学推進を通して、次世代を担う若者の教育を担うことのできる人材を養成するという本学の教育目的は、平成22(2010)年度の完成年度からわずか10年で、公立・私立を含めて多くの教育職員を世に送り出し、そのうちの6割が運動部で中心的な活躍をしてきた学生であったという事実から、ほぼ達成されたと考えている。

今後は、この成果を継続し、拡大していく体制づくりが求められる。それには、本学に おいて、教員採用試験の合格者数と採用実数を増加させるために、学生たちの基礎学力と

専門的知識・技能の向上を図るための汎用的なプログラムを組織的に構築していくことが 必要である。

## [基準 A の自己評価]

環太平洋大学は、平成 19 (2007) 年度の開学以来、大学の物的・人的資源を地域社会に 提供し、スポーツ振興を核とした地域社会との連携事業を体育学部と体育会が一体となっ て推し進め、体育学部を有する大学の社会的責務を十分に果たしてきた。

また、開学以来、多数の卒業生を学校教員として地域社会に輩出しており、保育施設・ 公務員・企業等に就職した卒業生を含め、地域社会において高く評価されている。本学の 教育目的である次世代の教育を担う人材の養成は、概ね達成されたと評価できる。

さらに、コロナ禍を経て再開した、姉妹校 IPUNZ での海外研修制度を通して、「真に次世代を担う国際人」の育成という目的を達成していると評価できる。同時に、在学中 4年間体育会に所属し、当該競技について高度で専門的な実践知を有する卒業生が、教育職員として社会に巣立っているという実績から、総合的にみて、基準 A を満たしていると評価される。

#### V. 特記事項

#### 1. 礼法の指導と実践

学校法人創志学園創始者である大橋博は、開学以来今日まで一貫して「どこにもない大学を創る」という強い意思を表明し、その具現化の第一段階に挨拶励行を置き、「礼法の指導と実践」を重視している。挨拶は人として社会で生活し、仕事をしていく上で不可欠であり、その指導は発声の仕方や言語の明確さはもとより、相手に正対し、かつ静止して視線を合わせるという所作からはじまり、適切な服装に及んでいる。また、大橋は、本学の入学式・学位記授与式・学内セミナー・研修会・教職員総会等の場で、常日頃から学生・教職員・保護者・地域社会に対して礼法指導の意義と必要性を訴えている。これを踏まえ、本学では毎朝登校時に、理事長・学長・副学長・学部長・学科長をはじめとして、多くの教職員が門に立ち、登校する学生と挨拶を交わしている。授業でも、開始と終了時に、全ての教員が学生と視線を合わせて礼を行い、「三ない運動」(居眠りをしない、私語をしない、スマホを触らない)」を推進することにより、集中力の高い授業が展開されている。この点は学生便覧にも記載されている。【資料特・2・1】

#### 2. 保護者面談

学生、保護者、教員の3者が、大学生活における学修状況や種々の取り組み等の情報を共有し、共育を推進することを目的として、毎年8月下旬から9月初旬までの期間に保護者面談を実施している。1・2年生ではメンターが、3・4年生ではゼミ担当教員が対面・オンライン・電話の3種で面談を行う。直接面談を希望される場合は本学ないし地方会場(福岡市、熊本市、広島市、神戸市、沖縄市)を保護者に選択して頂いている。面談の実施率は対面42%、オンライン・電話40%であり、保護者面談の満足度は非常に高い(99.1%)。その理由として、保護者から、「学修状況が理解できた」(89%)、「担当教員と直接話ができた」(76%)が挙げられている。このように、教職員と保護者が一体となった学生指導が、本学の教育効果を高める要因となっている。【資料特・2・2】

### 3. 4年後に責任を持つ大学

創始者の大橋博は「4 年後に責任を持つ大学」をスローガンに掲げ、学内における全ての教育活動に収斂させている。まず、入学前教育とこれに続く1・2 年次の初年次教育における「環トレ」によって基礎学力を高め、さらに、スピーチ(プレゼン)・コンテストによって社会人としての実践力をメンターが指導する。これに続く3・4 年次のキャリア教育においては、キャリアセンター及び教職支援室がキャリア系授業をゼミ担当教員と協働して提供するとともに、三志会活動を通して就職試験への支援を行う。近年、さまざまな授業にアクティブ・ラーニングやICT教育を導入し、専門知識だけでなく非認知能力の育成を図っている。体育会活動では、競技力に加え、体育会五訓で謳われる人間力を育成していることが、教育界や官界・実業界で高く評価されている。このように、本学の特徴は、初年次教育、キャリア教育、体育会活動による専門教育の補強であり、令和元(2019)年度の就職実績(就職率99.3%、教員延べ128人、公務員延べ252人、東証一部上場企業88人)、令和2(2020)年度の就職実績(就職率99.4%、教員延べ128人、公務員延べ282人、東証一部上場企業83人)、令和3(2021)年度の就職実績(就職率99.2%、教員延べ

137 人、公務員延べ 340 人、東証一部上場企業 109 人)、令和 4 (2022) 年度の就職実績 (就職率 100%、教員延べ 246 人、公務員延べ 317 人、上場企業 101 人)、令和 5 (2023) 年度の就職実績 (就職率 99.9%、教員延べ 209 人、公務員延べ 340 人、上場企業 106 人) に反映されている。【資料特-2-3】

## [エビデンス集資料編]

【資料特-2-1】環太平洋大学学生便覧

【資料特-2-2】環太平洋大学 保護者面談実施報告書

【資料特-2-3】環太平洋大学 パンフレット

# VI. 法令等の遵守状況一覧

# 学校教育法

|          | 遵守      | 遵守状況の説明                           | 該当   |
|----------|---------|-----------------------------------|------|
|          | 状況      | 度り状がの試め                           | 基準項目 |
|          |         | 本学は、学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学     |      |
|          |         | 校教育法の規定に基づき、教育・スポーツの両面を通じて、健全で    |      |
| 第 83 条   | $\circ$ | 豊かな人格を備えた教育者・指導者を養成するとともに、深い専門    | 1-1  |
|          |         | 性と応用力を兼ね備えた真に次代を担う国際人となり得る人材を     |      |
|          |         | 輩出することで社会に貢献することを目的とする。(学則第1条)    |      |
| the OF A |         | 本学に設置する学部・学科、並びに各々の入学定員・収容定員は、    | 0.1  |
| 第 85 条   |         | 次のとおりとする。(学則第4条)                  | 2-1  |
| th of A  |         | 体育学部、次世代教育学部、経済経営学部の修業年限は、4年とす    | 0.4  |
| 第 87 条   |         | る。(学則第9条)                         | 3-1  |
|          |         | 第2年次に編入学または転入学した者は1年の課程を修了し、第     |      |
|          |         | 3 年次に編入学または転入学した者は 2 年の課程を修了したもの  |      |
|          |         | とみなす。本学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が     |      |
| 第 88 条   | 0       | 第 1 年次に入学する場合において、当該単位の修得により本学の   | 3-1  |
|          |         | 教育課程の一部を履修したと認められるときは、2 年を超えない    |      |
|          |         | 範囲で学部が定める期間を修業年限に通算することができる。(学    |      |
|          |         | 則第 5 条、第 12 条)                    |      |
|          |         | 本学に 3 年以上在学した者が、別に定めるところにより、卒業要   |      |
| th oo A  | 0       | 件として学部の定める単位を優秀な成績で修得した者について      | 0.4  |
| 第 89 条   |         | は、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定することができる。    | 3-1  |
|          |         | (学則第 36 条)                        |      |
|          |         | 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者と     |      |
|          |         | する。                               |      |
|          |         | (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者           |      |
|          |         | (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者      |      |
|          |         | (5) 文部科学大臣の指定した者                  |      |
| 第 90 条   | $\circ$ | (6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学    | 2-1  |
|          |         | 資格検定に合格した者                        |      |
|          |         | (7) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う    |      |
|          |         | 高等学校卒業認定試験に合格した者                  |      |
|          |         | (9) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学    |      |
|          |         | 力があると本学において認めた者(学則第 10 条)         |      |
|          |         | ★学·万·ໄ· 對極 (学年 学· 带甲 + . ◆ + . \) | 3-2  |
| 第 92 条   | 0       | 本学では教授(学長、学部長を含む)、准教授、講師、助教、助手    | 4-1  |
|          |         | 及び事務職員を配置している。                    | 4-2  |
| 第 93 条   | 0       | 学部教授会を置いている。                      | 4-1  |

| 第 104 条    | 0          | 学部にあって卒業を認定された者には、体育学・健康科学・次世代   | 3-1         |
|------------|------------|----------------------------------|-------------|
|            |            | 教育学・経営学の学士を授与している。(学則第40条)       |             |
| 第 105 条    | _          | 該当しない                            | 3-1         |
| 第 108 条    | _          | 該当しない                            | 2-1         |
|            |            | 教育水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成す    |             |
|            |            | るため、大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び    |             |
| the soo to |            | 評価を行い、その結果を公表するものとし、自己点検評価委員会及   |             |
| 第 109 条    | $\circ$    | び認証評価委員会がその責任を負っている。(学則第2条)      | 6-2         |
|            |            | また、文部科学大臣の認証を受けた者(日本高等教育評価機構)に   |             |
|            |            | よる評価を受審している。(平成24年度受審)           |             |
|            |            | 学則第2条に則って、自己点検評価会と認証評価委員会の協働に    |             |
| 第 113 条    | $\circ$    | より、自己点検評価報告書を出版し、教育成果をホームページ等で   | 6-1, 6-2    |
|            |            | 公表している。                          |             |
| 第 114 条    |            | 本学は事務職員を配置している。                  | 4-1         |
| 为 114 未    | 0          | 本子は事物収員を配直している。                  | 4-3         |
|            |            | 3 3年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当   |             |
| 第 122 条    | $\bigcirc$ | する者とする。                          | 2-1         |
|            |            | (3)高等専門学校を卒業した者(学則第 12 条)        |             |
|            |            | 3 3年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当   |             |
|            |            | する者とする。                          |             |
| 第 132 条    |            | (6) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上で、課程修了に   | 2-1         |
| 为 102 末    |            | 必要な総授業時間数が 1700 時間以上であること及びその他の文 | <b>∠</b> -1 |
|            |            | 部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者(学則   |             |
|            |            | 第 12 条)                          |             |
|            |            |                                  |             |

## 学校教育法施行規則

| 于汉教自/A.旭门,然到<br>———————————————————————————————————— |                                                                                                     |                                      |      |  |  |  |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------|--|--|--|
|                                                      | 遵守                                                                                                  | <br>  遵守状況の説明                        | 該当   |  |  |  |
|                                                      | 状況                                                                                                  | A2 1 01/000 D0001                    | 基準項目 |  |  |  |
|                                                      |                                                                                                     | 修業年限(学則第5条)                          |      |  |  |  |
|                                                      |                                                                                                     | 学年(学則第6条)                            |      |  |  |  |
|                                                      |                                                                                                     | 学期(学則第7条)                            |      |  |  |  |
|                                                      |                                                                                                     | 授業を行わない日(学則第8条)                      |      |  |  |  |
|                                                      | 部科及び課程の組織に関する事項(学則第4条)<br>教育課程及び授業日時数に関する事項(学則第6,7,21条)<br>学修の評価及び課程修了の認定に関する事項(学則第31,32,33<br>34条) | 部科及び課程の組織に関する事項 (学則第4条)              | 3-1  |  |  |  |
| 第4条                                                  |                                                                                                     | 教育課程及び授業日時数に関する事項(学則第 6, 7, 21 条)    | 3-1  |  |  |  |
|                                                      |                                                                                                     | 学修の評価及び課程修了の認定に関する事項(学則第 31, 32, 33, | o-∠  |  |  |  |
|                                                      |                                                                                                     |                                      |      |  |  |  |
|                                                      |                                                                                                     | 収容定員及び職員組織に関する事項(学則第4,53,54条)        |      |  |  |  |
|                                                      |                                                                                                     | 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項(学則第 9~20,30    |      |  |  |  |
|                                                      |                                                                                                     | 条)                                   |      |  |  |  |

|               |   | 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項(学則第41~47条)                                                                                                                                                           |     |
|---------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|               |   | 賞罰に関する事項(学則第 18, 56, 57 条)                                                                                                                                                                 |     |
|               |   | 寄宿舎に関する事項(学則第 66 条)                                                                                                                                                                        |     |
| 第 24 条        | 0 | 成績原簿(成績証明書)を作成している。                                                                                                                                                                        | 3-2 |
| 第 26 条        |   | 学則第 18 条(除籍)、第 57 条(懲戒)に処分の手続きを記載して                                                                                                                                                        |     |
| 第5項           |   | いる。                                                                                                                                                                                        | 4-1 |
| 第 28 条        | 0 | 「文書保存規程」に基づいて保存している。                                                                                                                                                                       | 3-2 |
| 第 143 条       |   | 該当しない                                                                                                                                                                                      | 4-1 |
|               |   | 本学で開講する授業科目のうち、一または複数の授業科目の一部                                                                                                                                                              |     |
| <b>第140</b> 冬 |   | を履修し、単位を修得しようと希望する者に対しては、本学の教育                                                                                                                                                             | 0-1 |
| 第 146 条       |   | 研究に支障がない限り、選考の上、科目等履修生としてこれを許可                                                                                                                                                             | 3-1 |
|               |   | することができる。(学則第 48 条)                                                                                                                                                                        |     |
|               |   | 本学に 3 年以上在籍した者が、別に定めるところにより、卒業要                                                                                                                                                            |     |
| <b>第147</b> 冬 |   | 件として学部の定める単位を優秀な成績で取得した者について                                                                                                                                                               | 0-1 |
| 第 147 条       |   | は、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定できる。(学則第36                                                                                                                                                            | 3-1 |
|               |   | 条の 2)                                                                                                                                                                                      |     |
| 第 148 条       |   | 該当しない                                                                                                                                                                                      | 3-1 |
| 第 149 条       |   | 該当しない                                                                                                                                                                                      | 3-1 |
| 第 150 条       | 0 | 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者 (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者 (8) 修業年限が 3 年の専修学校の高等課程を修了した者 (学則第 10 条) | 2-1 |
| 第 151 条       |   | 該当しない                                                                                                                                                                                      | 2-1 |
| 第 152 条       |   | 該当しない                                                                                                                                                                                      | 2-1 |
| 第 153 条       |   | 該当しない                                                                                                                                                                                      | 2-1 |
| 第 154 条       |   | 該当しない                                                                                                                                                                                      | 2-1 |
| 第 161 条       | 0 | 3 年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。<br>(2) 短期大学を卒業した者(学則第12条)                                                                                                                             | 2-1 |
| 第 162 条       | 0 | 3年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。<br>(5)外国の大学・短期大学等を卒業また2年以上在籍し、62単位以上を修得した者                                                                                                             | 2-1 |
| 第 163 条       | 0 | 学年の始期及び終期は学則で定めている。なお、経済経営学部と次世代教育学部教育経営学科(通信課程)においては、前期・後期を                                                                                                                               | 3-1 |

|            | 春学期・秋学期と読み替えている。(学則第6,7条)        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| _          | 該当しない                            | 3-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|            | 該当しない                            | 3-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|            | 大学 学部 学科ごとに 勅育上の目的を跡すえて 「卒業の認定   | 1-2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|            |                                  | 2-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| $\bigcirc$ |                                  | 3-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|            | -                                | 3-2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|            | <i>ა</i> ∘                       | 6-3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|            | 自己点検・評価委員会を設定し、教育経営会議や大学連携会議にお   | 6-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| $\bigcirc$ | いて、認証評価委員会、教務委員会、FD 実施推進委員会等との連  | 6-2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|            | 携を図っている。                         | 6-3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 0          |                                  | 1-2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|            | 該当項目に関してはホームページ等で公開している。         | 2-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|            |                                  | 3-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|            |                                  | 3-2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|            |                                  | 5-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| $\bigcirc$ | 学則に基づき学長が卒業証書・学位記を授与している。(学則第36  | 3-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|            | ~40 条)                           | <b>3</b> 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|            | 3 年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当す   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| $\bigcirc$ | る者とする。                           | 2-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|            | (3)高等専門学校を卒業した者(学則第 12 条)        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|            | 3 年次に編入学または転入学できる者は、次の各号の一に該当す   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|            | る者とする。                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 0          | (6) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上で、課程修了に | 0.1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|            | 必要な総授業時間数が 1700 時間以上であること及びその他の文 | 2-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|            | 部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者(学則   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|            | 第 12 条)                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|            | 0                                | <ul> <li>─ 該当しない</li> <li>★学、学部、学科ごとに、教育上の目的を踏まえて、「卒業の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受け入れに関する方針」を定め、ホームページ等に公開をしている。</li> <li>自己点検・評価委員会を設定し、教育経営会議や大学連携会議において、認証評価委員会、教務委員会、FD 実施推進委員会等との連携を図っている。</li> <li>※当項目に関してはホームページ等で公開している。</li> <li>※当項目に関してはホームページ等で公開まませばる。</li> <li>※当項目に関してはホームページ等で公開まませばる。</li> <li>※当項目に関してはホームページ等で公開まませばる。</li> <li>※当項目に関してはホームページ等で公開している。</li> <li>※当項目に関してはホームページ等で公開まませばる。</li> <li>※当項目に関してはホームページ等で公開まませばる。</li> <li>※当項目に関してはホームページ等で公開している。</li> <li>※当項目に関してはホームページ等で公開まませばる。</li> <li>※当項目に関してはホームページ等で公開まませばる。</li> <li>※対応を持ている。</li> <li>※対応を持ている。</li> <li>※当項目に関してはホームページ等に公開まませばる。</li> <li>※対応を持ている。</li> <li>※対応を持定は、次の各号の一に該当する者とする。</li> <li>(6) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上で、課程修了に必要な総授業時間数が1700時間以上であること及びその他の文部科学大臣の定める基準を満たするのに限る)を修了した者(学則</li> </ul> |

# 大学設置基準

|              | 遵守         | 遵守状況の説明                         | 該当   |
|--------------|------------|---------------------------------|------|
|              | 状況         |                                 | 基準項目 |
|              |            | 教育水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成する  |      |
| 第1条          | $\bigcirc$ | ため、大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価  | 6-2  |
| - 第 1 未<br>  |            | を行い、その結果を公表するものとし、自己点検評価委員会及び認  | 6-3  |
|              |            | 証評価委員会がその責任を負っている。(学則第2条)       |      |
| 第2条          | 0          | 学則の第4条の2に、学部及び学科の人材の養成に関する目的が示  | 1-1  |
| <b>另</b>     |            | されている。                          | 1-2  |
| <b>生の冬のの</b> | 0          | 入学者の選抜は、「入学者選抜実施要項」に基づき、公正かつ妥当な | 0.1  |
| 第2条の2        |            | 方法により、適切な体制を整えて行っている。(入学者選抜実施要  | 2-1  |

| # 2条の3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |   | 項)                                |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---|-----------------------------------|-----|
| <ul> <li>第3条</li> <li>□ な規模内容を有し、教員組織、教員数等も学部として適切に配置されている。</li> <li>第19の第4条に、本学に設置する学部・学科、並びに各々の入学定員・収容定員等が示されている。</li> <li>第5条</li> <li>□ 次世代教育学部教育経営学科に、通信教育課程が設置されている。(学則第4条)</li> <li>大学の教育研究上の目的を達成するための学部以外の基本組織として、次世代教育研発センター、国際科学・教育研究所、現代経営研究所ある。(総則第62条、64条)</li> <li>本学の教員組織は、教授 48人、推教授 25人、講師 37人、助教 17年の 4・2年の教員がある。(総則第62条、64条)</li> <li>本学の教員組織は、教授 48人、推教授 25人、講師 37人、助教 17年の 4・2年の表表を講託している。</li> <li>第10条</li> <li>主要授業科目については専任の教員が担当している。</li> <li>本学では、5年以上の実務経験を有する実務家教員が多数在籍し、設備者として教務委員会や教職課程委員会等において教育課程編 3・2年の事任教会を教験としている。</li> <li>第11条</li> <li>財属の研究所において、授業を担当しない教員を配置している。</li> <li>第12条</li> <li>他大学の専任教員を本学専任教員としては雇用していない。</li> <li>第13条</li> <li>□ 企業を育りを定めている。</li> <li>第13条</li> <li>□ 企業において、「学長住用規則」に基づいた手続きにより決定している。</li> <li>第13条の2</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第10条に大学設置基準を踏まえた教授の資格を定めている。</li> <li>第15条</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第11条に大学設置基準を踏まえた報教授の資格を定めている。</li> <li>第16条</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第13条に大学設置基準を踏まえた講師の資格を定めている。</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第13条に大学設置基準を踏まえた講師の資格を定めている。</li> <li>第16条の2</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第13条に大学設置基準を踏まえた講師の資格を定めている。</li> </ul> | 第2条の3     | 0 | 担のもとで、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協    | 2-2 |
| <ul> <li>第 4条</li> <li>員・収容定員等が示されている。</li> <li>次世代教育学部教育経営学科に、通信教育課程が設置されている。(学則第 4 条)</li> <li>大学の教育研究上の目的を達成するための学部以外の基本組織として、次世代教育開発センター、国際科学・教育研究所、現代経営研究所がある。(総則第 62 条、64 条)</li> <li>第 7条</li> <li>人、合計 127 人で構成しており、設置基準に定める教員数を満たしている。また、年齢構成も適正な構成となっている。</li> <li>第 10 条</li> <li>主要検業科目については専任の教員が担当している。</li> <li>第 10 条の2</li> <li>財属の研究所において、授業を担当しない教員を配置している。</li> <li>第 11 条</li> <li>財属の研究所において、授業を担当しない教員を配置している。</li> <li>第 12 条</li> <li>他大学の事任教員を本学専任教員としては雇用していない。</li> <li>第 13 条</li> <li>(一次本)の事任教員を本学専任教員を本学専任教員を配置している。</li> <li>第 13 条</li> <li>(一次学の事任教員を本学専任教員を正おいて「学長は、人格高潔にして学報に富み…」と明記し、「学長任用規則」に基づいた手続きにより決定している。</li> <li>第 13 条</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 10 条に大学設置基準を踏まえた教授の資格を定めている。</li> <li>第 15 条</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 11 条に大学設置基準を踏まえた推教授の資格を定めている。</li> <li>第 16 条</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 12 条に大学設置基準を踏まえた講師の資格を定めている。</li> <li>第 16 条の2</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 13 条に大学設置基準を踏まえた謝動の資格を定めている。</li> <li>第 16 条の2</li> </ul>                                                                                                                                       | 第3条       | 0 | な規模内容を有し、教員組織、教員数等も学部として適切に配置さ    | 1-2 |
| <ul> <li>第5条</li> <li>(学則第4条)</li> <li>大学の教育研究上の目的を達成するための学部以外の基本組織として、次世代教育開発センター、国際科学・教育研究所、現代経営研究所がある。(総則第62条、64条)</li> <li>本学の教員組織は、教授48人、准教授25人、講師37人、助教17人、合計127人で構成しており、設置基準に定める教員数を満たしている。また、年齢構成も適正な構成となっている。</li> <li>第10条</li> <li>主要授業科目については専任の教員が担当している。</li> <li>本学では、5年以上の実務経験を有する実務家教員が多数在籍し、役職者として教務委員会や教職課程委員会等において教育課程編成に参画している。</li> <li>第11条</li> <li>附属の研究所において、授業を担当しない教員を配置している。</li> <li>第12条</li> <li>他大学の専任教員を本学専任教員としては雇用していない。</li> <li>第13条</li> <li>電基準を満たしている。</li> <li>第13条</li> <li>「環太平洋大学学長任用規則第2条において「学長は、人格高潔にして学識に富み…」と明記し、「学長任用規則」に基づいた手続きにより決定している。</li> <li>第14条</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第10条に大学設置基準を踏まえた教授の資格を定めている。</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第11条に大学設置基準を踏まえた准教授の資格を定めている。</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第12条に大学設置基準を踏まえた推教授の資格を定めている。</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第12条に大学設置基準を踏まえた講師の資格を定めている。</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第13条に大学設置基準を踏まえた講師の資格を定めている。</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第13条に大学設置基準を踏まえた助教の資格を定めている。</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第13条に大学設置基準を踏まえた助教の資格を定めている。</li> </ul>                                                                                              | 第4条       | 0 |                                   | 1-2 |
| <ul> <li>第6条</li> <li>して、次世代教育開発センター、国際科学・教育研究所、現代経営 研究所がある。(総則第62条、64条)</li> <li>本学の教員組織は、教授48人、准教授25人、講師37人、助教17 人、合計127人で構成しており、設置基準に定める教員数を満たしている。また、年齢構成も適正な構成となっている。</li> <li>第10条</li> <li>主要授業科目については専任の教員が担当している。</li> <li>第10条の2</li> <li>役職者として教務委員会や教職課程委員会等において教育課程編成に参画している。</li> <li>第11条</li> <li>附属の研究所において、授業を担当しない教員を配置している。</li> <li>第12条</li> <li>他大学の専任教員を本学専任教員としては雇用していない。</li> <li>第13条</li> <li>管基準を満たしている。</li> <li>第13条の2</li> <li>環太平洋大学学長任用規則第2条において「学長は、人格高潔にして学識に富み・・・」と明記し、「学長任用規則」に基づいた手続きにより決定している。</li> <li>第14条</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第10条に大学設置基準を踏まえた教授の資格を定めている。</li> <li>第15条</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第11条に大学設置基準を踏まえた准教授の資格を定めている。</li> <li>第16条</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第12条に大学設置基準を踏まえた講師の資格を定めている。</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第13条に大学設置基準を踏まえた講師の資格を定めている。</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第13条に大学設置基準を踏まえた講師の資格を定めている。</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第13条に大学設置基準を踏まえた助教の資格を定めている。</li> <li>第16条の2</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第13条に大学設置基準を踏まえた助教の資格を定めている。</li> </ul>                                                                                                          | 第5条       | 0 |                                   | 1-2 |
| <ul> <li>第 7条</li> <li>○ 人、合計 127 人で構成しており、設置基準に定める教員数を満たしている。また、年齢構成も適正な構成となっている。</li> <li>第 10条</li> <li>○ 主要授業科目については専任の教員が担当している。</li> <li>本学では、5 年以上の実務経験を有する実務家教員が多数在籍し、役職者として教務委員会や教職課程委員会等において教育課程編成に参画している。</li> <li>第 10条の2</li> <li>○ 附属の研究所において、授業を担当しない教員を配置している。</li> <li>第 11条</li> <li>○ 他大学の専任教員を本学専任教員としては雇用していない。</li> <li>第 12条</li> <li>○ 他大学の専任教員を本学専任教員としては雇用していない。</li> <li>第 13条</li> <li>○ 電基準を満たしている。</li> <li>第 2年5月現在の専任教員数は127人(教授 48 人)であり、設置基準を満たしている。</li> <li>第 2年2</li> <li>第 13条の2</li> <li>「環太平洋大学學長任用規則第 2 条において「学長は、人格高潔にして学識に富み・・・・」と明記し、「学長任用規則」に基づいた手続きにより決定している。</li> <li>第 14条</li> <li>○ 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 10 条に大学設置基準を踏まえた教授の資格を定めている。</li> <li>第 15条</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 11 条に大学設置基準を踏まえた推教授の資格を定めている。</li> <li>第 16条の2</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 12 条に大学設置基準を踏まえた講師の資格を定めている。</li> <li>第 16条の2</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 13 条に大学設置基準を踏まえた財教の資格を定めている。</li> <li>第 16条の2</li> </ul>                                                                                                                                                                                  | 第6条       | 0 | して、次世代教育開発センター、国際科学・教育研究所、現代経営    | 3-2 |
| 第 10 条の 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 第7条       | 0 | 人、合計 127 人で構成しており、設置基準に定める教員数を満たし | 4-2 |
| 第 10 条の 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 第 10 条    | 0 | 主要授業科目については専任の教員が担当している。          | 4-2 |
| <ul> <li>第 11 条</li> <li>○ 附属の研究所において、授業を担当しない教員を配置している。</li> <li>第 12 条</li> <li>○ 他大学の専任教員を本学専任教員としては雇用していない。</li> <li>第 13 条</li> <li>○ 令和 2 年 5 月現在の専任教員数は 127 人(教授 48 人)であり、設置基準を満たしている。</li> <li>第 2 環太平洋大学学長任用規則第 2 条において「学長は、人格高潔にして学識に富み・・・」と明記し、「学長任用規則」に基づいた手続きにより決定している。</li> <li>第 14 条</li> <li>○ 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 10 条に大学設置基準を踏まえた教授の資格を定めている。</li> <li>第 15 条</li> <li>○ 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 11 条に大学設置基準を踏まえた准教授の資格を定めている。</li> <li>第 16 条</li> <li>○ 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 12 条に大学設置基準を踏まえた推教授の資格を定めている。</li> <li>第 16 条</li> <li>○ 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 13 条に大学設置基準を踏まえた講師の資格を定めている。</li> <li>第 16 条の2</li> <li>○ 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 13 条に大学設置基準を踏まえた助教の資格を定めている。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 第 10 条の 2 | 0 | 役職者として教務委員会や教職課程委員会等において教育課程編     | 3-2 |
| <ul> <li>第12条 ○ 他大学の専任教員を本学専任教員としては雇用していない。 4・2</li> <li>第13条 ○ 令和2年5月現在の専任教員数は127人(教授 48人)であり、設 3・2 置基準を満たしている。 4・2</li> <li>環太平洋大学学長任用規則第2条において「学長は、人格高潔にして学識に富み・・・」と明記し、「学長任用規則」に基づいた手続きにより決定している。 4・1 り決定している。 4・1 り決定している。 4・2 準を踏まえた教授の資格を定めている。 4・2 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第10条に大学設置基 3・2 準を踏まえた推教授の資格を定めている。 4・2 第16条 ○ 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第12条に大学設置基 3・2 準を踏まえた講師の資格を定めている。 4・2 第16条 ○ 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第13条に大学設置基 3・2 準を踏まえた講師の資格を定めている。 4・2 第16条の2 ○ 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第13条に大学設置基 3・2 準を踏まえた助教の資格を定めている。 4・2 単を踏まえた助教の資格を定めている。 4・2 4・2</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 第 11 条    | 0 |                                   |     |
| <ul> <li>第 13条</li> <li>□ 置基準を満たしている。</li> <li>環太平洋大学学長任用規則第2条において「学長は、人格高潔にして学識に富み…」と明記し、「学長任用規則」に基づいた手続きにより決定している。</li> <li>第 14条</li> <li>□ 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 10 条に大学設置基準を踏まえた教授の資格を定めている。</li> <li>第 15条</li> <li>□ 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 11 条に大学設置基準を踏まえた准教授の資格を定めている。</li> <li>第 16条</li> <li>□ 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 12 条に大学設置基準を踏まえた准教授の資格を定めている。</li> <li>第 16条</li> <li>□ 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 12 条に大学設置基準を踏まえた講師の資格を定めている。</li> <li>第 16条の2</li> <li>□ 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 13 条に大学設置基準を踏まえた助教の資格を定めている。</li> <li>第 16条の2</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 第 12 条    | 0 | 他大学の専任教員を本学専任教員としては雇用していない。       |     |
| 第 13 条の 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 第 13 条    | 0 |                                   |     |
| <ul> <li>第 14 条</li> <li>□ 準を踏まえた教授の資格を定めている。</li> <li>4・2</li> <li>第 15 条</li> <li>□ 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 11 条に大学設置基 3・2 準を踏まえた准教授の資格を定めている。</li> <li>第 16 条</li> <li>□ 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 12 条に大学設置基 3・2 準を踏まえた講師の資格を定めている。</li> <li>第 16 条の 2</li> <li>□ 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 13 条に大学設置基 3・2 準を踏まえた助教の資格を定めている。</li> <li>4・2</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 第 13 条の 2 | 0 | て学識に富み…」と明記し、「学長任用規則」に基づいた手続きによ   | 4-1 |
| <ul> <li>第 15 条</li> <li>準を踏まえた准教授の資格を定めている。</li> <li>4-2</li> <li>第 16 条</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 12 条に大学設置基 3-2</li> <li>準を踏まえた講師の資格を定めている。</li> <li>4-2</li> <li>第 16 条の 2</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 13 条に大学設置基 3-2</li> <li>準を踏まえた助教の資格を定めている。</li> <li>4-2</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 第 14 条    | 0 |                                   |     |
| <ul> <li>第 16 条</li> <li>準を踏まえた講師の資格を定めている。</li> <li>4-2</li> <li>第 16 条の 2</li> <li>「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 13 条に大学設置基<br/>準を踏まえた助教の資格を定めている。</li> <li>4-2</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 第 15 条    | 0 |                                   |     |
| 第 16 条の 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 第 16 条    | 0 |                                   |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 第 16 条の 2 | 0 |                                   |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 第 17 条    | 0 | 「環太平洋大学教育職員選考規定」を定め、第 14 条に大学設置基  | 3-2 |

|               |         | T                                                        |     |
|---------------|---------|----------------------------------------------------------|-----|
|               |         | 準を踏まえた助手の資格を定めている。                                       | 4-2 |
|               |         | 学則第4条に、「本学に設置する学部・学科、並びに各々の入学定                           |     |
| 第 18 条        | $\circ$ | 員・収容定員は、次のとおりとする。とし、学部・学科ごとの収容                           | 2-1 |
|               |         | 定員を、編入学定員を示している。                                         |     |
|               |         | 教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に                           |     |
| <b>第 10 夕</b> |         | 教育課程を編成している。また、学部等の専門に関わる学芸だけで                           | 0.0 |
| 第 19 条        |         | なく、幅広く深い教養及び総合的な判断を養い、豊かな人間性を涵                           | 3-2 |
|               |         | 養し得る教養科目を配当している。                                         |     |
| 竺 00 冬        |         | 開設科目を必修・選択・自由科目に区分し、各科目に配当年次を定                           | 0.0 |
| 第 20 条        | 0       | めて編成している。                                                | 3-2 |
|               |         | 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成                        |     |
| ## 01 M       |         | することを標準とし、講義、演習、及び講義・演習については 15 時                        | 0.1 |
| 第 21 条        |         | 間の授業をもって、実験、実習、及び実技については 30 時間の授                         | 3-1 |
|               |         | 業をもって1単位としている。(学則第24条)                                   |     |
| 第 22 条        | 0       | 学生便覧に定めている。                                              | 3-1 |
| 第 23 条        | 0       | 学生便覧に定めている。                                              | 3-1 |
|               | 0       | ゼミや実習、演習を伴う科目は小規模のクラス編成をし、履修人数                           |     |
| 第 24 条        |         | が多い必修科目や教職に関わる科目等は可能な限り複数クラスに                            | 2-5 |
|               |         | 分けて運用し、教育的効果を配慮した人数設定を行っている。                             |     |
|               |         | 授業は講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、ま                           | 0.0 |
| 第 25 条        | $\circ$ | たはこれらの併用で実施し、各科目のシラバスに授業区分を明示し                           | 2-2 |
|               |         | ている。(学則第 22 条)                                           | 3-2 |
|               |         | 学修評価、成績評価、卒業認定については「履修ガイド」に明記・                           |     |
| 第 25 条の 2     |         | 配布の上、学生に説明している。シラバスには、授業概要、到達目                           | 9-1 |
| 労 20 末の 2     |         | 標、授業方法、評価基準、授業予定を掲載し、学生に説明している。                          | 3-1 |
|               |         | (学則第 31~35, 37 条)                                        |     |
|               |         | 本学では FD 実施推進委員会を設置し、教職員を対象とした研修会、                        | 3-2 |
| 第 25 条の 3     | $\circ$ | 本子ではFD 実施推進安員云を設置し、教職員を対象とした研修云、<br>学生との対話、総会を定期的に行っている。 | 3-3 |
|               |         | ナエムツ刈印、松玄を圧剤PVに11ンしいる。                                   | 4-2 |
|               |         | 単位の認定は試験によるものとし、試験は原則として学期末あるい                           |     |
| 第 26 条        |         | は学年末に、その履修した授業科目について筆記・口述、レポート、                          | 3-2 |
| 分 40 末        |         | 実技等適切な方法によって行う。その他、出席状況への考慮、試験                           | ე⁻⊿ |
|               |         | に合格しなかった者への再試験が規定されている。(学則第34条)                          |     |
|               |         | 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要と                        |     |
|               |         | する内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当                           |     |
| 第 97 冬        | 0       | 該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単                           | 9-1 |
| 第 27 条        |         | 位数を計算するものとする。(学則第24条)                                    | 3-1 |
|               |         | 卒業の要件として年間に履修登録することができる単位数の上限                            |     |
|               |         | は、複数の免許及び資格科目を取得する場合を除き40単位とする。                          |     |
|               |         |                                                          |     |

|           |          | 前項の規定に関わらず、4年生以上、編入学生、転学部・転学科を            |     |
|-----------|----------|-------------------------------------------|-----|
|           |          | した学生、並びに成績優秀者については、履修登録上限単位数を超            |     |
|           |          | えて最大 48 単位まで履修登録できる。(学則第 26 条)            |     |
|           |          | 卒業要件として年間に履修登録することができる単位数の上限は、            |     |
| 第 27 条の 2 | $\circ$  | 複数の免許及び資格科目を取得する場合を除き 40 単位と規定して          | 3-2 |
|           |          | いる。(学則第 26 条)                             |     |
|           |          | 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学等との協議に            |     |
|           |          | 基づき、学生が当該他の大学等において履修した授業料目について            |     |
| 第 28 条    | 0        | 修得した単位を、卒業に必要な単位として 60 単位を超えない範囲          | 3-1 |
|           |          | で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすこと             |     |
|           |          | ができる。(学則第 27 条)                           |     |
|           |          | 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学            |     |
|           |          | <br>  校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を       |     |
| 第 29 条    | 0        | 本学における授業科目の履修とみなし、60単位を超えない範囲で、           | 3-1 |
|           |          | 学長の定めるところにより単位を与えることができる。(学則第 28          |     |
|           |          | 条)                                        |     |
|           |          | 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等(外            |     |
|           |          | 国の大学等を含む)において履修した授業科目について修得した単            |     |
| 第 30 条    | $\circ$  | 位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学に入学した            | 3-1 |
|           |          | 後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすこ             |     |
|           |          | とができる。(学則第 29 条)                          |     |
| 第 30 条の 2 |          | 該当しない                                     | 3-2 |
| Mr o.1 M  | 0        | ひ口が屈旋歩削出をついて、マー/空間がいった)                   | 3-1 |
| 第 31 条    |          | 科目等履修生制度を設けている。(学則第48条)                   | 3-2 |
| MT 22 M   |          | 本学の卒業要件は、学部に4年以上在籍し、必修科目を含む124単           | 0.1 |
| 第 32 条    |          | 位以上単位取得を条件としている。(学則第36条)                  | 3-1 |
| 第 33 条    |          | 該当しない                                     | 3-1 |
| 第 34 条    | 0        | 本学は空地を有する。                                | 2-5 |
|           | 0        | 本学第一キャンパスには校舎と同一敷地内に運動場(3か所:陸上            |     |
|           |          | 競技場、サッカー・ラグビー場、ハンドボール場)、体育館(2か            |     |
| 第 35 条    |          | 所)、及び体育実習棟(柔道場、剣道場、ダンス場、トレーニング            | 2-5 |
|           |          | センター、ストレッチルーム)を有する。本学第二キャンパスには            |     |
|           |          | 校舎と同一敷地内に体育館(2か所)を有する。                    |     |
|           | 0        | 本学は、学長室、会議室、事務室、研究室、教室(講義室、演習室、           |     |
| 第 36 条    |          | 実験・実習室)・図書館、医務室、学生自習室、学生控室、コンピ            | 2-5 |
|           |          | ュータ実習室等を有する。                              |     |
| 第 37 条    | 0        | 本学の校地面積は 221,674.66 ㎡であり、設置基準 27,400 ㎡を上回 | 2 - |
|           |          | <b>ప</b> ం                                | 2-5 |
| L         | <u> </u> | I.                                        | l . |

|              | • |                                                                                                                                                           |            |
|--------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第 37 条の 2    | 0 | 本学の校舎面積は 35,212.85 ㎡であり、設置基準 17,881 ㎡を上回る。                                                                                                                | 2-5        |
| 第 38 条       | 0 | 本学には図書館を設置し教育研究上必要な資料を備えている。また、専門の司書を配置し、ラーニングコモンズ機能、閲覧室、 個別学修室、書庫等を有し、十分な座席数 (280 席)を備えている。 更に岡山県内の大学に属する教職員・学生の図書館相互利用を認め、また他大学図書館間において図書の相互貸借を実施している。  | 2-5        |
| 第 39 条       |   | 第39条の学部学科の設置はないため、法令対象外。                                                                                                                                  | 2-5        |
| 第 39 条の 2    | _ | 該当しない                                                                                                                                                     | 2-5        |
| 第 40 条       | 0 | 必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。                                                                                                                                 | 2-5        |
| 第 40 条の 2    |   | 該当しない                                                                                                                                                     | 2-5        |
| 第 40 条の 3    | 0 | 新校舎 (DISCOVERY)、スポーツ科学研究センター (INSPIRE)、クラブハウス (VICTORY)、学生宿舎 (Uni-Village) の着工、グローバルキャンパスの改修等、必要な経費を確保し環境の整備に努めている。                                       | 2-5<br>4-4 |
| 第 40 条の 4    | 0 | 大学の名称は、教育理念等をもとに定められている。各学部及び学<br>科の名称についても、教育研究上の目的にふさわしいものになって<br>いる。(学則第4条)                                                                            | 1-1        |
| 第 41 条       | 0 | 本学は専任の事務職員を89人配置している。                                                                                                                                     | 4-1<br>4-3 |
| 第 42 条       | 0 | 本学は厚生補導の組織として学生サポートセンター(教員・事務職員)、保健室(看護師)、学生支援課(事務職員)、学生指導課(事務職員)等を配置している。                                                                                | 2-4<br>4-1 |
| 第 42 条の 2    | 0 | 卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図る上で必要な能力を培うため、教育課程の実施に関しては教務委員会及びメンター会議、厚生補導に関しては学生サポートセンター会議及び学生支援課が中心となり、また全教職員間で情報共有、連携を図るために教授会、学科連絡会、FD・SD等において各種報告を行っている。 | 2-3        |
| 第 42 条の 3    | 0 | 本学は FD 実施推進委員会及び SD 実施推進委員会を設置し、SD に関しても必要な研修会を実施するとともに、学外における研修会の参加等を行っている。                                                                              | 4-3        |
| 第42条の3の<br>2 |   | 該当しない                                                                                                                                                     | 3-2        |
| 第 43 条       |   | 該当しない                                                                                                                                                     | 3-2        |
| 第 44 条       | _ | 該当しない                                                                                                                                                     | 3-1        |
| 第 45 条       | — | 該当しない                                                                                                                                                     | 3-1        |
| 第 46 条       | — | 該当しない                                                                                                                                                     | 3-2<br>4-2 |
|              |   |                                                                                                                                                           |            |

| 第 47 条    |   | 該当しない | 2-5 |
|-----------|---|-------|-----|
| 第 48 条    | _ | 該当しない | 2-5 |
| 第 49 条    | _ | 該当しない | 2-5 |
| 第 49 条の 2 |   | 該当しない | 3-2 |
| 第 49 条の 3 |   | 該当しない | 4-2 |
| 第 49 条の 4 |   | 該当しない | 4-2 |
| 第 57 条    | _ | 該当しない | 1-2 |
| 第 58 条    |   | 該当しない | 2-5 |
|           |   |       | 2-5 |
| 第 60 条    | _ | 該当しない | 3-2 |
|           |   |       | 4-2 |

# 学位規則

|             | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                        | 該当 基準項目 |
|-------------|----------|--------------------------------|---------|
| tota a tota |          | 本学を卒業した者に対し学士(体育学・健康科学・次世代教育学・ |         |
| 第2条         |          | 経営学)の学位を授与している。(学則第40条)        | 3-1     |
| 笠 10 冬      |          | 各学科(体育学科、健康科学科、現代経営学科、こども発達学科、 | 3-1     |
| 第 10 条      |          | 教育経営学科) として適切な学士の名称としている。      | 3-1     |
| 第 13 条      | 0        | 大学設置以降、本条に関する変更は行っていない。        | 3-1     |

## 私立学校法

|             | 遵守         | ** ウルコの1940日                    | 該当         |
|-------------|------------|---------------------------------|------------|
|             | 状況         | 遵守状況の説明<br>                     | 基準項目       |
| 第 24 条      | 0          | 理事会のガバナンスの強化や財務状況等、運営基盤の強化を図ると  | 5-1        |
|             |            | ともに、設置校の教育の質の向上や積極的な情報公開を行っている。 |            |
| 第 26 条の 2   | 0          | 役職員に対する特別の利益供与が発生しないよう、未然に防止する  | 5-1        |
|             |            | 体制としている。                        |            |
| 第 33 条の 2   | 0          | 寄附行為を各事務所に備えており、請求があった場合には閲覧に供  | 5-1        |
| 第 33 未炒 2   |            | するとともに、大学のホームページ上で情報公開している。     |            |
|             |            | 役員として、理事5人以上及び監事2人以上を置き、うち1人は理  | 5-2        |
| 第 35 条      | 0          | 事長である。現在の理事総数7人、監事総数3人であり、遵守され  | 5-2<br>5-3 |
|             |            | ている。                            | อง         |
| 第 35 条の 2   | 0          | 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従っている。    | 5-2        |
| 另 35 未 07 Z |            |                                 | 5-3        |
| 第 36 条      | $\bigcirc$ | 理事会は、寄附行為に基づき適正に開催されている。        | 5-2        |
| 笠 97 冬      | 0          | 理事長、理事、監事の職務は適正に遂行されており、遵守されてい  | 5-2        |
| 第 37 条      |            | <b>వ</b> .                      | 5-3        |
| 第 38 条      | 0          | 理事の選任及び欠格事項等に問題なく、適正に遵守されている。   | 5-2        |

| 第 39 条       | 0          | 監事は、理事、評議員または学校法人の職員と兼ねていない。     | 5-2 |
|--------------|------------|----------------------------------|-----|
| 第 40 条       | 0          | 法令及び寄附行為を遵守し運用されている。             | 5-2 |
| 第 41 条       | 0          | │<br>│評議員会は、法令を遵守して運営されている。      | 5-3 |
|              | _          | ■ 理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければなら |     |
| 第 42 条       | 0          | <br>  ない事項は、法令を遵守して評議員会に諮問されている。 | 5-3 |
|              |            | 法令に基づいて、評議員会は、学校法人の業務等について役員に対   |     |
| 第 43 条       | $\circ$    | して意見を述べるとともに、その諮問に答え、または役員からの報   | 5-3 |
|              |            | 告を徴している。                         |     |
| 第 44 条       | 0          | 評議員の選任については法令を遵守し行われている。         | 5-3 |
| # 11 7 C O   |            | 役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し損害賠償責任を   | 5-2 |
| 第 44 条の 2    | 0          | 負っており、役員に周知されているが、該当はしていない。      | 5-3 |
|              |            | 役員がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったとき   | K-0 |
| 第 44 条の 3    | $\circ$    | は、当該役員は第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことを役   | 5-2 |
|              |            | 員は理解しており、現状、該当はしていない。            | 5-3 |
|              |            | 役員が学校法人または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場   | 5-2 |
| 第 44 条の 4    | $\circ$    | 合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、連   | 5-3 |
|              |            | 帯債務者となることが理解されている。               | 0 0 |
| 第 45 条       | 0          | 寄附行為の変更については所定の手続きを経ている。         | 5-1 |
|              |            |                                  | 1-2 |
| 第 45 条の 2    | $\circ$    | 予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画を作成している。    | 5-4 |
|              |            |                                  | 6-3 |
| 第 46 条       | $\cap$     | 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評   | 5-3 |
| 7/1 10 M     |            | 議員会に報告し、その意見を求めている。              |     |
|              |            | 毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及   |     |
| 第 47 条       | $\bigcirc$ | び事業報告書を作成し、監査報告書等を各事務所に備え置き、設置   | 5-1 |
| )(v = v > (v |            | する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場   | 0 1 |
|              |            | 合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供している。  |     |
| 第 48 条       | 0          | 役員に対する報酬等について、高額でない水準で規程を定めており、  | 5-2 |
| ,            |            | 役員報酬等規程は大学のホームページで情報公開している。      | 5-3 |
| 第 49 条       | 0          | 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとし   | 5-1 |
|              |            | ている。                             |     |
| 第 63 条の 2    | $\circ$    | 寄附行為の内容、監査報告書、役員報酬の支給の基準等、定められ   | 5-1 |
|              |            | た書類を大学ホームページ上で情報公開している。          |     |

## 学校教育法 (大学院関係)

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|---------|----------|---------|------------|
| 第 99 条  | _        | 該当しない   | 1-1        |
| 第 100 条 | _        | 該当しない   | 1-2        |

| 第 102 条 | _ | 該当しない | 2-1 |  |
|---------|---|-------|-----|--|
|---------|---|-------|-----|--|

# 学校教育法施行規則 (大学院関係)

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|---------|----------|---------|------------|
| 第 155 条 |          | 該当しない   | 2-1        |
| 第 156 条 | _        | 該当しない   | 2-1        |
| 第 157 条 | _        | 該当しない   | 2-1        |
| 第 158 条 |          | 該当しない   | 2-1        |
| 第 159 条 |          | 該当しない   | 2-1        |
| 第 160 条 | _        | 該当しない   | 2-1        |

## 大学院設置基準

|          | 遵守  | 遵守状況の説明         | 該当<br>基準項目 |
|----------|-----|-----------------|------------|
|          | 1人ル |                 |            |
| 第1条      | _   | 該当しない           | 6-2        |
|          |     |                 | 6-3        |
| 第1条の2    | _   | 該当しない           | 1-1        |
|          |     |                 | 1-2        |
| 第1条の3    |     | 該当しない           | 2-1        |
| 第1条の4    | _   | 該当しない           | 2-2        |
| 第2条      |     | 該当しない           | 1-2        |
| 第2条の2    | _   | 該当しない           | 1-2        |
| 第3条      | _   | 該当しない           | 1-2        |
| 第4条      |     | 該当しない           | 1-2        |
| 第5条      | _   | 該当しない           | 1-2        |
| 第6条      | _   | 該当しない           | 1-2        |
| 第7条      | —   | 該当しない           | 1-2        |
|          |     |                 | 1-2        |
| 第7条の2    | _   | 該当しない           | 3-2        |
|          |     |                 | 4-2        |
|          |     |                 | 1-2        |
| 第7条の3    | _   | 該当しない           | 3-2        |
|          |     |                 | 4-2        |
| 第8条      |     | 該当しない           | 3-2        |
| 坊 0 木    |     | ixi = (/* x , ) | 4-2        |
| 第9条      |     | 該当しない           | 3-2        |
| カリ木<br>L |     |                 | 4-2        |
| 第 10 条   |     | 該当しない           | 2-1        |

| -             |   |              |     |
|---------------|---|--------------|-----|
| 第 11 条        |   | 該当しない        | 3-2 |
| 第 12 条        |   | 該当しない        | 2-2 |
| <i>л</i> 14 ж |   | BY TO CASA.  | 3-2 |
| 第 13 条        |   | 該当しない        | 2-2 |
| 7V 10 /k      |   | N            | 3-2 |
| 第 14 条        |   | 該当しない        | 3-2 |
| 第 14 条の 2     |   | 該当しない        | 3-1 |
| 第 14 条の 3     |   | 該当しない        | 3-3 |
| 200           |   |              | 4-2 |
|               |   |              | 2-2 |
| 第 15 条        |   | 該当しない        | 2-5 |
|               |   |              | 3-1 |
|               |   |              | 3-2 |
| 第 16 条        |   | 該当しない        | 3-1 |
| 第 17 条        |   | 該当しない        | 3-1 |
| 第 19 条        |   | 該当しない        | 2-5 |
| 第 20 条        | — | 該当しない        | 2-5 |
| 第 21 条        |   | 該当しない        | 2-5 |
| 第 22 条        |   | 該当しない        | 2-5 |
| 第 22 条の 2     |   | 該当しない        | 2-5 |
| 第 22 条の 3     |   | 該当しない        | 2-5 |
|               |   | IN TOTAL     | 4-4 |
| 第 22 条の 4     |   | 該当しない        | 1-1 |
| 第 23 条        | _ | 該当しない        | 1-1 |
| N1 =0 1       |   | BA = 0.00 V  | 1-2 |
| 第 24 条        |   | 該当しない        | 2-5 |
| 第 25 条        |   | 該当しない        | 3-2 |
| 第 26 条        |   | 該当しない        | 3-2 |
| 第 27 条        | _ | 該当しない        | 3-2 |
| カ41 木         |   | BY TO CARA.  | 4-2 |
|               |   |              | 2-2 |
| 第 28 条        |   | 該当しない        | 3-1 |
|               |   |              | 3-2 |
| 第 29 条        |   | 該当しない        | 2-5 |
| 第 30 条        |   | 該当しない        | 2-2 |
| ж 00 ж        |   | BY TO LY A . | 3-2 |
| 第 30 条の 2     |   | 該当しない        | 3-2 |
| 第 31 条        |   | 該当しない        | 3-2 |
| 第 32 条        |   | 該当しない        | 3-1 |
| -             |   |              |     |

| 第 33 条    |   | 該当しない | 3-1        |
|-----------|---|-------|------------|
| 第 34 条    |   | 該当しない | 2-5        |
| 第 34 条の 2 |   | 該当しない | 3-2        |
| 第 34 条の 3 |   | 該当しない | 4-2        |
| 第 42 条    | _ | 該当しない | 4-1        |
| 第 43 条    |   | 該当しない | 4-3<br>4-3 |
| 第 45 条    | _ | 該当しない | 1-2        |
| 第 46 条    |   | 該当しない | 2-5        |
| 分 40 术    |   |       | 4-2        |

#### 専門職大学院設置基準

|              | 遵守 | 15 to 15 to 25 to 25 | 該当   |
|--------------|----|----------------------|------|
|              | 状況 | 遵守状況の説明              | 基準項目 |
| 第1条          |    | 該当しない                | 6-2  |
| 第 1 宋<br>    | _  | 該目 しない               | 6-3  |
| 第2条          |    | 該当しない                | 1-2  |
| 第3条          |    | 該当しない                | 3-1  |
| 第4条          | _  | 該当しない                | 3-2  |
| <b>匆</b> 4木  |    | 以日 UなV・              | 4-2  |
| 第5条          |    | 該当しない                | 3-2  |
| <b>カ</b> 0 木 |    | N I D G V ·          | 4-2  |
| 第6条          | —  | 該当しない                | 3-2  |
| 第6条の2        | _  | 該当しない                | 3-2  |
| 第7条          | _  | 該当しない                | 2-5  |
| 第8条          | _  | 該当しない                | 2-2  |
| <b>ガ</b> 0 木 |    | 以日 U A V ·           | 3-2  |
| 第9条          | _  | 該当しない                | 2-2  |
| 31 0 A       |    |                      | 3-2  |
| 第 10 条       |    | 該当しない                | 3-1  |
|              |    |                      | 3-2  |
| 第 11 条       | —  | 該当しない                | 3-3  |
|              |    |                      | 4-2  |
| 第 12 条       |    | 該当しない                | 3-2  |
| 第 13 条       |    | 該当しない                | 3-1  |
| 第 14 条       | _  | 該当しない                | 3-1  |
| 第 15 条       |    | 該当しない                | 3-1  |
| 第 16 条       |    | 該当しない                | 3-1  |
| 第 17 条       |    | 該当しない                | 1-2  |

|          |   |               | 2-2 |
|----------|---|---------------|-----|
|          |   |               | 2-5 |
|          |   |               | 3-2 |
|          |   |               | 4-2 |
|          |   |               | 4-3 |
|          |   |               | 1-2 |
| 第 18 条   |   | 該当しない         | 3-1 |
|          |   |               | 3-2 |
| 第 19 条   |   | 該当しない         | 2-1 |
| 第 20 条   |   | 該当しない         | 2-1 |
| 第 21 条   |   | 該当しない         | 3-1 |
| 第 22 条   |   | 該当しない         | 3-1 |
| 第 23 条   |   | 該当しない         | 3-1 |
| 第 24 条   | _ | 該当しない         | 3-1 |
| 第 25 条   |   | 該当しない         | 3-1 |
|          |   |               | 1-2 |
| 第 26 条   |   | 該当しない         | 3-1 |
|          |   |               | 3-2 |
| 第 27 条   |   | 該当しない         | 3-1 |
| 第 28 条   |   | 該当しない         | 3-1 |
| 第 29 条   |   | 該当しない         | 3-1 |
| 第 30 条   |   | 該当しない         | 3-1 |
| 第 31 条   |   | 該当しない         | 3-2 |
| 第 32 条   |   | 該当しない         | 3-2 |
| 第 33 条   |   | 該当しない         | 3-1 |
| 第 34 条   |   | 該当しない         | 3-1 |
| 第 42 条   |   | 該当しない         | 6-2 |
| <b> </b> |   | ix コ し/ s v ' | 6-3 |
|          |   | ·             |     |

# 学位規則 (大学院関係)

|        | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|--------|----------|---------|------------|
| 第3条    | _        | 該当しない   | 3-1        |
| 第4条    |          | 該当しない   | 3-1        |
| 第5条    |          | 該当しない   | 3-1        |
| 第 12 条 | _        | 該当しない   | 3-1        |

## 大学通信教育設置基準

|               | 遵守      | **ウルフの光田                                 | 該当   |
|---------------|---------|------------------------------------------|------|
|               | 状況      | 遵守状況の説明                                  | 基準項目 |
|               |         | 教育水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成する           |      |
| <b></b>       |         | ため、大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価           | 6-2  |
| 第1条           | O       | を行い、その結果を公表するものとし、自己点検評価委員会及び認           | 6-3  |
|               |         | 証評価委員会がその責任を負っている。(学則第2条)                |      |
|               |         | 次世代教育学部教育経営学科に、通信教育課程が設置されており、           |      |
| 第2条           | $\circ$ | 学則第4条に、学部・学科、並びに各々の入学定員・収容定員等が           | 3-2  |
|               |         | 示されている。(学則第4条1項、通信教育課程規程第第3条)            |      |
|               |         | 通信教育課程の授業は、印刷教材等による授業、面接授業もしくは           | 2-2  |
| 第3条           | $\circ$ | メディアを利用して行う授業のいずれか、またはこれらの併用によ           |      |
|               |         | り行うこととしている。(学則第23条、通信教育課程規程第21条)         | 3-2  |
| <b>年</b> 4 冬  |         | 通信教育課程の試験等の方法は、科目修得試験、面接授業試験等と           | 0.0  |
| 第4条           | O       | 定めている。(学則第33条、通信教育課程規程第22条)              | 3-2  |
|               |         | 通信教育課程の単位の計算方法は、1単位の授業科目を 45 時間の         |      |
| 第5条           | $\circ$ | 学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方           | 3-1  |
|               |         | 法に応じて定めている。(学則第24条、通信教育課程規程第20条)         |      |
|               |         | 通信教育課程の卒業要件は、学部に4年以上在籍し、必修科目を含           |      |
| 第6条           | $\circ$ | む 124 単位以上単位取得を条件としている。(学則第 37 条、通信      | 3-1  |
|               |         | 教育課程規程第 33 条)                            |      |
|               |         | 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学           |      |
|               |         | 校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を            |      |
| 第7条           | $\circ$ | 本学における授業科目の履修とみなし、60単位を超えない範囲で、          | 3-1  |
|               |         | 学長の定めるところにより単位を与えることができる。                |      |
|               |         | (学則第28条、通信教育課程規程第27条)                    |      |
|               |         | 令和 2 年 5 月現在の次世代教育学部教育経営学科の専任教員数は        | 2-0  |
| 第9条           | $\circ$ | 40 人 (教授 22 人) であり、設置基準第9条第2項を満たしてい      | 3-2  |
|               |         | <b>ప</b> 。                               | 4-2  |
| <b>第 10 冬</b> |         | 本学の校舎面積は 35,212.85 ㎡であり、設置基準 17,881 ㎡を上回 | 0-5  |
| 第 10 条        | 0       | るため、設置基準第10条第3項を満たしている。                  | 2-5  |

| 第 11 条 | 0 | 本学の校地面積は 221,674.66 ㎡であり、設置基準 27,400 ㎡を上 | 0.5 |
|--------|---|------------------------------------------|-----|
|        |   | 回るため、設置基準第 11 条を満たしている。                  | 2-5 |
| 第 12 条 | 0 | 通信教育課程専門部署として、教務課通信教育室を設置し、専任の           | 2-2 |
|        |   | 事務職員を配置している。                             | 3-2 |
| 第 13 条 | 0 | 次世代教育学部教育経営学科〔通信教育課程〕、通信教育課程専門           | 6-2 |
|        |   | 部署として、教務課通信教育室を設置している。                   | 6-3 |

<sup>※「</sup>遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「─」で記載すること。

<sup>※「</sup>遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

<sup>※</sup>大学院等を設置していない等、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

# Ⅷ. エビデンス集一覧

# エビデンス集(データ編)一覧

| コード      | タイトル                              | 備考   |
|----------|-----------------------------------|------|
| 【共通基礎】   | 認証評価共通基礎データ                       |      |
| 【表 F-1】  | 理事長名、学長名等                         |      |
| 【表 F-2】  | 附属校及び併設校、附属機関の概要                  |      |
| 【表 F-3】  | 外部評価の実施概要                         |      |
| 【表 2-1】  | 学部、学科別在籍者数(過去5年間)                 |      |
| 【表 2-2】  | 研究科、専攻別在籍者数(過去3年間)                | 該当なし |
| 【表 2-3】  | 学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去3年間)        |      |
| 【表 2-4】  | 就職相談室等の状況                         |      |
| 【表 2-5】  | 就職の状況(過去3年間)                      |      |
| 【表 2-6】  | 卒業後の進路先の状況(前年度実績)                 |      |
| 【表 2-7】  | 大学独自の奨学金給付・貸与状況 (授業料免除制度) (前年度実績) |      |
| 【表 2-8】  | 学生の課外活動への支援状況(前年度実績)              |      |
| 【表 2-9】  | 学生相談室、保健室等の状況                     |      |
| 【表 2-10】 | 附属施設の概要(図書館除く)                    |      |
| 【表 2-11】 | 図書館の開館状況                          |      |
| 【表 2-12】 | 情報センター等の状況                        |      |
| 【表 3-1】  | 授業科目の概要                           |      |
| 【表 3-2】  | 成績評価基準                            |      |
| 【表 3-3】  | 修得単位状況(前年度実績)                     |      |
| 【表 3-4】  | 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)     |      |
| 【表 4-1】  | 学部、学科の開設授業科目における専兼比率              |      |
| 【表 4-2】  | 職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)  |      |
| 【表 5-1】  | 財務情報の公表 (前年度実績)                   |      |
| 【表 5-2】  | 事業活動収支計算書関係比率 (法人全体のもの)           |      |
| 【表 5-3】  | 事業活動収支計算書関係比率(大学単独)               |      |
| 【表 5-4】  | 貸借対照表関係比率(法人全体のもの)                |      |
| 【表 5-5】  | 要積立額に対する金融資産の状況(法人全体のもの)(過去5年間)   |      |

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

# エビデンス集(資料編)一覧

## 基礎資料

| <b>–</b> 1°                                     | タイトル                                            |                |  |  |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------|--|--|
| コート                                             | 該当する資料名及び該当ページ                                  | 備考             |  |  |
| 『次小□ 1】                                         | 寄附行為                                            |                |  |  |
| 【資料 F-1】<br>                                    | 学校法人創志学園 寄附行為                                   |                |  |  |
| 「次业」この】                                         | 大学案内                                            |                |  |  |
| 【貝科「-2】                                         | 【資料 F-2】 環太平洋大学 大学案内 2023                       |                |  |  |
| 【資料 F-3】                                        | 大学学則                                            |                |  |  |
| 【貝科「-0】                                         | 環太平洋大学 学則                                       |                |  |  |
| <b>『</b> 次小『 4】                                 | 学生募集要項、入学者選抜要綱                                  |                |  |  |
| 【資料 F-4】                                        | IPU・環太平洋大学 令和 5 (2023) 年度 学生募集要項                |                |  |  |
| <b>『</b> 次小『『                                   | 学生便覧                                            |                |  |  |
| 【資料 F-5】<br>                                    | 学生便覧 2023                                       |                |  |  |
| <b>【次小小 「                                  </b> | 事業計画書                                           |                |  |  |
| 【資料 F-6】                                        | 令和 5(2023)年度 環太平洋大学 事業計画書                       |                |  |  |
| <b>『</b> 次小『 7 <b>』</b>                         | 事業報告書                                           |                |  |  |
| 【資料 F-7】                                        | 令和 5(2023)年度 環太平洋大学 事業報告書                       |                |  |  |
|                                                 | アクセスマップ、キャンパスマップなど                              |                |  |  |
| 【資料 F-8】                                        | アクセスマップ                                         |                |  |  |
|                                                 | 大学構内案内図                                         |                |  |  |
| <br>  【資料 F-9】                                  | 法人及び大学の規定一覧 (規定集目次など)                           | T              |  |  |
| 12411 02                                        | 学校法人創志学園規程集、環太平洋大学 規程集                          |                |  |  |
|                                                 | 理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会                  | 会、評議員会の前年度開催   |  |  |
| 【資料 F-10】                                       | 状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料                       |                |  |  |
|                                                 | 役員名簿、理事会、評議員会の前年度開催状況                           | ===\           |  |  |
| 【資料 F-11】                                       | 決算等の計算書類(過去5年間)、監事監査報告書(過去5年                    | 前 <i>)</i><br> |  |  |
|                                                 | 決算書 (平成 29 年度~令和 4 年度)、監事監査報告書                  |                |  |  |
| │<br>【資料 F-12】                                  | 履修要項、シラバス(電子データ) IPU 履修ガイド〈令和 5 (2023) 年度入学生〉   | T              |  |  |
| 【貝科1-12】                                        | IPO 履修ガイト (市和 5 (2023) 年度八字生/<br>  シラバス (電子データ) |                |  |  |
|                                                 | 三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)                              |                |  |  |
| 【資料 F-13】                                       | 環太平洋大学三つのポリシー                                   |                |  |  |
|                                                 | 設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)                      |                |  |  |
| 【資料 F-14】                                       | 設置に係る設置計画履行状況報告書                                |                |  |  |
|                                                 | 認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)                       |                |  |  |
| 【資料 F-15】                                       | 認証評価結果の条件に対する改善報告書                              |                |  |  |
|                                                 |                                                 |                |  |  |

## 基準1. 使命•目的等

| 基準項目        |                                                   |              |  |
|-------------|---------------------------------------------------|--------------|--|
| コード         | 該当する資料名及び該当ページ                                    | 備考           |  |
| 1-1. 使命·目的及 | ひび教育目的の設定                                         |              |  |
| 【資料 1-1-1】  | 環太平洋大学 学則                                         | 【資料 F-3】と同じ  |  |
| 【資料 1-1-2】  | 学生便覧                                              | 【資料 F-5】と同じ  |  |
| 【資料 1-1-3】  | 大学案内                                              | 【資料 F-2】と同じ  |  |
| 【資料 1-1-4】  | 大学ホームページ                                          |              |  |
| 【資料 1-1-5】  | 共通基礎データ 様式 2                                      |              |  |
| 1-2. 使命·目的及 | なび教育目的の反映                                         |              |  |
| 【資料 1-2-1】  | 学生便覧                                              | 【資料 F-5】と同じ  |  |
| 【資料 1-2-2】  | 教職員総会、FS/CD の資料等                                  |              |  |
| 【資料 1-2-3】  | 学生便覧                                              | 【資料 F-5】と同じ  |  |
| 【資料 1-2-4】  | 大学案内 【資料 F-2】と同じ                                  |              |  |
| 【資料 1-2-5】  | 大学ホームページ                                          |              |  |
| 【資料 1-2-6】  | 環太平洋大学中期計画 令和 2 年 4 月 1 日~令和 7 年 3 月 31<br>日(5 年) |              |  |
| 【資料 1-2-7】  | 中期目標・中期計画に基づく各年度の計画(平成 25 年度~29<br>年度)            |              |  |
| 【資料 1-2-8】  | 大学ホームページ                                          |              |  |
| 【資料 1-2-9】  | 環太平洋大学 三つのポリシー                                    | 【資料 F-13】と同じ |  |
| 【資料 1-2-10】 | 令和 5 (2023) 年度 環太平洋大学組織図                          |              |  |
| 【資料 1-2-11】 | 大学案内                                              | 【資料 F-2】と同じ  |  |
| 【資料 1-2-12】 | 環太平洋大学 教育経営会議規程                                   | 【資料 F-9】と同じ  |  |
| 【資料 1-2-13】 | 環太平洋大学 事務局課長会議規程                                  | 【資料 F-9】と同じ  |  |
| 【資料 1-2-14】 | 環太平洋大学 教授会規則                                      | 【資料 F-9】と同じ  |  |

#### 基準 2. 学生

| 基準項目        |                                      |              |  |
|-------------|--------------------------------------|--------------|--|
| コード         | 該当する資料名及び該当ページ                       | 備考           |  |
| 2-1. 学生の受ける | \h                                   |              |  |
| 【資料 2-1-1】  | 学生募集要項                               | 【資料 F-4】と同じ  |  |
| 【資料 2-1-2】  | 大学ホームページ                             |              |  |
| 【資料 2-1-3】  | 環太平洋大学 三つのポリシー                       | 【資料 F-13】と同じ |  |
| 【資料 2-1-4】  | 学生募集要項                               | 【資料 F-4】と同じ  |  |
| 2-2. 学修支援   |                                      |              |  |
| 【資料 2-2-1】  | 学生便覧(UNIVERSAL PASSPORT p.24-26 参照)  | 【資料 F-5】と同じ  |  |
| 【資料 2-2-2】  | 2020 年度入学前説明会概要                      |              |  |
| 【資料 2-2-3】  | 2019 年度版 IPU 環太平洋大学メンター制度マニュアル ver.1 |              |  |
| 【資料 2-2-4】  | スピーチコンテスト・プレゼンテーションコンテストの要項等         |              |  |
| 【資料 2-2-5】  | 就活学力テストの概要及び成績サンプル                   |              |  |
| 【資料 2-2-6】  | 環太平洋大学 学生表彰規程                        | 【資料 F-9】と同じ  |  |
| 【資料 2-2-7】  | 授業評価アンケート概要と手順(2020年度前期)             |              |  |
| 2-3. キャリア支持 |                                      |              |  |
| 【資料 2-3-1】  | 就職相談室等の状況                            | 【表 2-4】と同じ   |  |
| 【資料 2-3-2】  | 就職の状況(過去3年間)                         | 【表 2-5】と同じ   |  |
| 【資料 2-3-3】  | 卒業後の進路先の状況(前年度実績)                    | 【表 2-6】と同じ   |  |
| 【資料 2-3-4】  | 過去 3 ヶ年公務員採用試験最終合格者数                 |              |  |

| 【資料 2-3-5】                                                                                                                                                                                                                                               | IPU・環太平洋大学ガイダンス 2023 治療院攻略ガイド                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2-4. 学生サービス                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                            |
| 【資料 2-4-1】                                                                                                                                                                                                                                               | 環太平洋大学 学生サポートセンター規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 【資料 F-9】と同じ                                                                                                                |
| 【資料 2-4-2】                                                                                                                                                                                                                                               | メディカルセンター保健室業務マニュアル                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                            |
| 【資料 2-4-3】                                                                                                                                                                                                                                               | 環太平洋大学 キャリアセンター規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 【資料 F-9】と同じ                                                                                                                |
| 【資料 2-4-4】                                                                                                                                                                                                                                               | 環太平洋大学 学友会会則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 【資料 F-9】と同じ                                                                                                                |
| 【資料 2-4-5】                                                                                                                                                                                                                                               | 環太平洋大学 学友会所属団体細則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 【資料 F-9】と同じ                                                                                                                |
| 【資料 2-4-6】                                                                                                                                                                                                                                               | 学生相談室、医務室等の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 【表 2-9】と同じ                                                                                                                 |
| 【資料 2-4-7】                                                                                                                                                                                                                                               | 環太平洋大学 附属鍼灸整骨院利用規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 【資料 F-9】と同じ                                                                                                                |
| 【資料 2-4-8】                                                                                                                                                                                                                                               | 2023 年度 3 月 IPU 附属鍼灸整骨院来院状況報告                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | TEAT OF CINE                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 【次州日の】し日じ                                                                                                                  |
| 【資料 2-4-9】                                                                                                                                                                                                                                               | 環太平洋大学 ハラスメント対策委員会規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 【資料 F-9】と同じ<br>【次料 F 0】 ト同じ                                                                                                |
| 【資料 2-4-10】                                                                                                                                                                                                                                              | 環太平洋大学学納金規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 【資料 F-9】と同じ<br>【資料 F-9】と同じ                                                                                                 |
| 【資料 2-4-11】                                                                                                                                                                                                                                              | 創志学園関係者に対する学納金減免取扱規程<br>環太平洋大学 奨学金規程                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 【資料 F-9】と同じ<br>【資料 F-9】と同じ                                                                                                 |
| 【貝科 2-4-12】                                                                                                                                                                                                                                              | 環本千件人子   奨子並規性   大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 【貝科 17-9】と同し                                                                                                               |
| 【資料 2-4-13】                                                                                                                                                                                                                                              | 大子独自の关子並和刊・貞子仏((技業科光原制度) (削斗度<br>実績)                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 【表 2-7】と同じ                                                                                                                 |
| 【資料 2-4-14】                                                                                                                                                                                                                                              | 環太平洋大学 体育会特待生規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 【資料 F-9】と同じ                                                                                                                |
| 【資料 2-4-15】                                                                                                                                                                                                                                              | 環太平洋大学 緊急奨学金規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 【資料 F-9】と同じ                                                                                                                |
| 【資料 2-4-16】                                                                                                                                                                                                                                              | 2023 年度日本学生支援機構奨学金給付・貸与状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                            |
| 【資料 2-4-17】                                                                                                                                                                                                                                              | 環太平洋大学 体育会会則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 【資料 F-9】と同じ                                                                                                                |
| 【資料 2-4-18】                                                                                                                                                                                                                                              | 環太平洋大学 学友会所属団体細則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 【資料 F-9】と同じ                                                                                                                |
| 【資料 2-4-19】                                                                                                                                                                                                                                              | 環太平洋大学 学友会会則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 【資料 F-9】と同じ                                                                                                                |
| 【資料 2-4-20】                                                                                                                                                                                                                                              | IPU・環太平洋大学設備ガイド(p.21-24)                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                            |
| 2-5. 学修環境の整                                                                                                                                                                                                                                              | <b>登備</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                            |
|                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                            |
| 【資料 2-5-1】                                                                                                                                                                                                                                               | 校地、校舎等の面積                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 【共通基礎データ<br>様式1】と同じ                                                                                                        |
|                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 様式 1】と同じ<br>【資料 2-4-20】と同じ                                                                                                 |
| 【資料 2-5-1】                                                                                                                                                                                                                                               | 校地、校舎等の面積                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 様式1】と同じ                                                                                                                    |
| 【資料 2-5-1】                                                                                                                                                                                                                                               | 校地、校舎等の面積<br>IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 3-4、7-8)                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【共通基礎データ                                                                                       |
| 【資料 2-5-1】<br>【資料 2-5-2】<br>【資料 2-5-3】                                                                                                                                                                                                                   | 校地、校舎等の面積 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 3-4、7-8) 講義室、演習室、学生自習室等の概要                                                                                                                                                                                                                                                                         | 様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【表 2-12】と同じ                                            |
| 【資料 2-5-1】<br>【資料 2-5-2】<br>【資料 2-5-3】<br>【資料 2-5-4】                                                                                                                                                                                                     | 校地、校舎等の面積 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 3-4、7-8) 講義室、演習室、学生自習室等の概要 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 5-6、15-16)                                                                                                                                                                                                                                          | 様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ                                                           |
| 【資料 2-5-1】<br>【資料 2-5-2】<br>【資料 2-5-3】<br>【資料 2-5-4】<br>【資料 2-5-5】                                                                                                                                                                                       | 校地、校舎等の面積 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 3-4、7-8) 講義室、演習室、学生自習室等の概要 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 5-6、15-16) 情報センター等の状況                                                                                                                                                                                                                               | 様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【表2-12】と同じ<br>【共通基礎データ                                 |
| 【資料 2-5-1】<br>【資料 2-5-2】<br>【資料 2-5-3】<br>【資料 2-5-4】<br>【資料 2-5-5】<br>【資料 2-5-6】                                                                                                                                                                         | 校地、校舎等の面積 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 3·4、7·8) 講義室、演習室、学生自習室等の概要 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 5·6、15·16) 情報センター等の状況 図書館、図書資料等                                                                                                                                                                                                                     | 様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【表 2-12】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ                     |
| 【資料 2-5-1】<br>【資料 2-5-2】<br>【資料 2-5-3】<br>【資料 2-5-4】<br>【資料 2-5-5】<br>【資料 2-5-6】<br>【資料 2-5-7】                                                                                                                                                           | 校地、校舎等の面積 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 3-4、7-8) 講義室、演習室、学生自習室等の概要 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 5-6、15-16) 情報センター等の状況 図書館、図書資料等 図書館の開館状況 「2023 My Favorite Book 私の大好きな 1 冊コンテスト」優秀                                                                                                                                                                  | 様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【表 2-12】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ                     |
| 【資料 2-5-1】<br>【資料 2-5-2】<br>【資料 2-5-3】<br>【資料 2-5-4】<br>【資料 2-5-5】<br>【資料 2-5-6】<br>【資料 2-5-7】<br>【資料 2-5-8】                                                                                                                                             | 校地、校舎等の面積 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 3·4、7·8) 講義室、演習室、学生自習室等の概要 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 5·6、15·16) 情報センター等の状況 図書館、図書資料等 図書館の開館状況 「2023 My Favorite Book 私の大好きな 1 冊コンテスト」優秀作品集 環太平洋大学 障害のある学生の修学支援に関するガイドライ                                                                                                                                  | 様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【表 2-12】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ                     |
| 【資料 2-5-1】<br>【資料 2-5-2】<br>【資料 2-5-3】<br>【資料 2-5-4】<br>【資料 2-5-5】<br>【資料 2-5-6】<br>【資料 2-5-7】<br>【資料 2-5-8】                                                                                                                                             | 校地、校舎等の面積 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 3·4、7·8) 講義室、演習室、学生自習室等の概要 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 5·6、15·16) 情報センター等の状況 図書館、図書資料等 図書館の開館状況 「2023 My Favorite Book 私の大好きな 1 冊コンテスト」優秀作品集 環太平洋大学 障害のある学生の修学支援に関するガイドライン 2023 年度 前・後期の授業科目における学生数                                                                                                        | 様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【表 2-12】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ                     |
| 【資料 2-5-1】<br>【資料 2-5-2】<br>【資料 2-5-3】<br>【資料 2-5-4】<br>【資料 2-5-5】<br>【資料 2-5-6】<br>【資料 2-5-7】<br>【資料 2-5-8】<br>【資料 2-5-8】                                                                                                                               | 校地、校舎等の面積 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 3·4、7·8) 講義室、演習室、学生自習室等の概要 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 5·6、15·16) 情報センター等の状況 図書館、図書資料等 図書館の開館状況 「2023 My Favorite Book 私の大好きな 1 冊コンテスト」優秀作品集 環太平洋大学 障害のある学生の修学支援に関するガイドライン 2023 年度 前・後期の授業科目における学生数                                                                                                        | 様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【表 2-12】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ                     |
| 【資料 2-5-1】<br>【資料 2-5-2】<br>【資料 2-5-3】<br>【資料 2-5-4】<br>【資料 2-5-5】<br>【資料 2-5-6】<br>【資料 2-5-7】<br>【資料 2-5-8】<br>【資料 2-5-9】<br>【資料 2-5-9】                                                                                                                 | 校地、校舎等の面積 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 3·4、7·8) 講義室、演習室、学生自習室等の概要 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 5·6、15·16) 情報センター等の状況 図書館、図書資料等 図書館の開館状況 「2023 My Favorite Book 私の大好きな 1 冊コンテスト」優秀作品集 環太平洋大学 障害のある学生の修学支援に関するガイドライン 2023 年度 前・後期の授業科目における学生数 ・要望への対応                                                                                                | 様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【表 2-12】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ                     |
| 【資料 2-5-1】<br>【資料 2-5-2】<br>【資料 2-5-3】<br>【資料 2-5-4】<br>【資料 2-5-5】<br>【資料 2-5-6】<br>【資料 2-5-7】<br>【資料 2-5-8】<br>【資料 2-5-9】<br>【資料 2-5-10】<br>2-6. 学生の意見・<br>【資料 2-6-1】                                                                                   | 校地、校舎等の面積 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 3·4、7·8) 講義室、演習室、学生自習室等の概要 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 5·6、15·16) 情報センター等の状況 図書館、図書資料等 図書館の開館状況 「2023 My Favorite Book 私の大好きな 1 冊コンテスト」優秀作品集 環太平洋大学 障害のある学生の修学支援に関するガイドライン 2023 年度 前・後期の授業科目における学生数 ・要望への対応 前期授業評価アンケート案                                                                                   | 様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【表 2-12】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ                     |
| 【資料 2-5-1】<br>【資料 2-5-2】<br>【資料 2-5-3】<br>【資料 2-5-4】<br>【資料 2-5-5】<br>【資料 2-5-6】<br>【資料 2-5-7】<br>【資料 2-5-8】<br>【資料 2-5-9】<br>【資料 2-5-10】<br>2-6. 学生の意見<br>【資料 2-6-1】<br>【資料 2-6-2】                                                                      | 校地、校舎等の面積 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 3·4、7·8) 講義室、演習室、学生自習室等の概要 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 5·6、15·16) 情報センター等の状況 図書館、図書資料等 図書館の開館状況 「2023 My Favorite Book 私の大好きな 1 冊コンテスト」優秀作品集 環太平洋大学 障害のある学生の修学支援に関するガイドライン 2023 年度 前・後期の授業科目における学生数 ・要望への対応 前期授業評価アンケート案 リフレクションペーパー                                                                       | 様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【表 2-12】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ                     |
| 【資料 2-5-1】<br>【資料 2-5-2】<br>【資料 2-5-3】<br>【資料 2-5-4】<br>【資料 2-5-5】<br>【資料 2-5-6】<br>【資料 2-5-7】<br>【資料 2-5-8】<br>【資料 2-5-9】<br>【資料 2-5-10】<br>2-6. 学生の意見<br>【資料 2-6-1】<br>【資料 2-6-2】<br>【資料 2-6-2】                                                        | 校地、校舎等の面積 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 3·4、7·8) 講義室、演習室、学生自習室等の概要 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 5·6、15·16) 情報センター等の状況 図書館、図書資料等 図書館の開館状況 「2023 My Favorite Book 私の大好きな 1 冊コンテスト」優秀作品集 環太平洋大学 障害のある学生の修学支援に関するガイドライン 2023 年度 前・後期の授業科目における学生数 ・要望への対応 前期授業評価アンケート案 リフレクションペーパー 令和 5 (2023) 年度後期授業評価アンケート結果                                           | 様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ<br>【資料2-4-20】と同じ<br>【表 2-12】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式1】と同じ                     |
| 【資料 2-5-1】<br>【資料 2-5-2】<br>【資料 2-5-3】<br>【資料 2-5-4】<br>【資料 2-5-5】<br>【資料 2-5-6】<br>【資料 2-5-7】<br>【資料 2-5-8】<br>【資料 2-5-8】<br>【資料 2-5-10】<br>2-6. 学生の意見<br>【資料 2-6-1】<br>【資料 2-6-2】<br>【資料 2-6-3】<br>【資料 2-6-4】                                          | 校地、校舎等の面積 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 3·4、7·8) 講義室、演習室、学生自習室等の概要 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 5·6、15·16) 情報センター等の状況 図書館、図書資料等 図書館の開館状況 「2023 My Favorite Book 私の大好きな 1 冊コンテスト」優秀作品集 環太平洋大学 障害のある学生の修学支援に関するガイドライン 2023 年度 前・後期の授業科目における学生数 ・要望への対応 前期授業評価アンケート案 リフレクションペーパー 令和5 (2023) 年度後期授業評価アンケート結果 令和5 (2023) 年度後期受生調査の概要                     | 様式1] と同じ 【資料2-4-20】と同じ 【共通基礎データ 様式1] と同じ 【資料2-4-20】と同じ 【表2-12】と同じ 【共通基礎データ 様式1】と同じ 【表2-11】と同じ                              |
| 【資料 2-5-1】<br>【資料 2-5-2】<br>【資料 2-5-3】<br>【資料 2-5-4】<br>【資料 2-5-5】<br>【資料 2-5-6】<br>【資料 2-5-7】<br>【資料 2-5-8】<br>【資料 2-5-8】<br>【資料 2-6-1】<br>【資料 2-6-1】<br>【資料 2-6-2】<br>【資料 2-6-3】<br>【資料 2-6-4】<br>【資料 2-6-5】                                           | 校地、校舎等の面積 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 3-4、7-8) 講義室、演習室、学生自習室等の概要 IPU・環太平洋大学設備ガイド (p. 5-6、15-16) 情報センター等の状況 図書館、図書資料等 図書館の開館状況 「2023 My Favorite Book 私の大好きな 1 冊コンテスト」優秀作品集 環太平洋大学 障害のある学生の修学支援に関するガイドライン 2023 年度 前・後期の授業科目における学生数 ・要望への対応 前期授業評価アンケート案 リフレクションペーパー 令和 5 (2023) 年度後期授業評価アンケート結果 令和 5 (2023) 年度後期学生調査の概要 環太平洋大学 FD 推進委員会規程 | 様式 1】と同じ<br>【資料 2-4-20】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式 1】と同じ<br>【資料 2-4-20】と同じ<br>【表 2-12】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式 1】と同じ<br>【表 2-11】と同じ |
| 【資料 2-5-1】<br>【資料 2-5-2】<br>【資料 2-5-3】<br>【資料 2-5-4】<br>【資料 2-5-5】<br>【資料 2-5-6】<br>【資料 2-5-7】<br>【資料 2-5-8】<br>【資料 2-5-9】<br>【資料 2-5-10】<br>2-6. 学生の意見<br>【資料 2-6-1】<br>【資料 2-6-2】<br>【資料 2-6-3】<br>【資料 2-6-3】<br>【資料 2-6-4】<br>【資料 2-6-5】<br>【資料 2-6-6 | 校地、校舎等の面積                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 様式 1】と同じ<br>【資料 2-4-20】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式 1】と同じ<br>【資料 2-4-20】と同じ<br>【表 2-12】と同じ<br>【共通基礎データ<br>様式 1】と同じ<br>【表 2-11】と同じ |

| 【資料 2-6-10】 | 学生 FD スライド            |  |
|-------------|-----------------------|--|
| 【資料 2-6-11】 | 2023 年学生調査の概要(ホームページ) |  |

## 基準 3. 教育課程

| 基準項目        |                       |              |  |
|-------------|-----------------------|--------------|--|
| コード         | 該当する資料名及び該当ページ        | 備考           |  |
| 3-1. 単位認定、  | 卒業認定、修了認定             |              |  |
| 【資料 3-1-1】  | 環太平洋大学ディプロマ・ポリシー      | 【資料 F-13】と同じ |  |
| 【資料 3-1-2】  | 学生便覧                  | 【資料 F-5】と同じ  |  |
| 【資料 3-1-3】  | 履修ガイド                 | 【資料 F-12】と同じ |  |
| 【資料 3-1-4】  | 学生募集要項                | 【資料 F-4】と同じ  |  |
| 【資料 3-1-5】  | 大学ホームページ              |              |  |
| 【資料 3-1-6】  | 環太平洋大学 学則             | 【資料 F-3】と同じ  |  |
| 【資料 3-1-7】  | 学生便覧                  | 【資料 F-5】と同じ  |  |
| 【資料 3-1-8】  | シラバス記入例               |              |  |
| 【資料 3-1-9】  | シラバスチェックリスト           |              |  |
| 【資料 3-1-10】 | 成績質問書                 |              |  |
| 【資料 3-1-11】 | 学生便覧                  | 【資料 F-5】と同じ  |  |
| 【資料 3-1-12】 | 教職の手引き                |              |  |
| 【資料 3-1-13】 | 環太平洋大学 退学・進級・卒業判定基準   | 【資料 F-9】と同じ  |  |
| 【資料 3-1-14】 | 客観的指標に基づく成績の分布状況を示す資料 |              |  |
| 【資料 3-1-15】 | 環太平洋大学 学則             | 【資料 F-3】と同じ  |  |
| 3-2. 教育課程及  | び教授方法                 |              |  |
| 【資料 3-2-1】  | 環太平洋大学カリキュラム・ポリシー     | 【資料 F-13】と同じ |  |
| 【資料 3-2-2】  | 学生便覧                  | 【資料 F-5】と同じ  |  |
| 【資料 3-2-3】  | 履修ガイド                 | 【資料 F-12】と同じ |  |
| 【資料 3-2-4】  | 学生募集要項                | 【資料 F-4】と同じ  |  |
| 【資料 3-2-5】  | 大学ホームページ              |              |  |
| 【資料 3-2-6】  | 環太平洋大学カリキュラム・マップ      |              |  |
| 【資料 3-2-7】  | シラバス記入例               |              |  |
| 【資料 3-2-8】  | IPU・環太平洋大学が目指す授業設計    |              |  |
| 【資料 3-2-9】  | オンライン授業動画マニュアル        |              |  |
| 【資料 3-2-10】 | 教育課程表                 | 【資料 F-12】と同じ |  |
| 【資料 3-2-11】 | 環太平洋大学 学則             | 【資料 F-3】と同じ  |  |
| 【資料 3-2-12】 | 履修辞退制度                |              |  |
| 【資料 3-2-13】 | 学生便覧                  | 【資料 F-5】と同じ  |  |
| 【資料 3-2-14】 | 履修ガイド                 | 【資料 F-12】と同じ |  |
| 【資料 3-2-15】 | 教育課程表                 | 【資料 F-12】と同じ |  |
| 【資料 3-2-16】 | コンピュータ・リテラシーⅠ・Ⅱシラバス   |              |  |
| 【資料 3-2-17】 | 非認知能力育成Iシラバス          |              |  |
| 【資料 3-2-18】 | 表現活動による人間力養成Ⅰシラバス     |              |  |
| 【資料 3-2-19】 | 授業動画マニュアル             |              |  |
| 【資料 3-2-20】 | IPU・環太平洋大学が目指す授業設計    |              |  |
| 【資料 3-2-21】 | 2023 年度夏期教職員総会        |              |  |
| 【資料 3-2-22】 | 2023 年度学生調査の結果        |              |  |
| 【資料 3-2-23】 | 2023 年度授業改善報告書        |              |  |
| 3-3. 学修成果の  |                       |              |  |
| 【資料 3-3-1】  | 環太平洋大学 FD 実施推進委員会規程   | 【資料 F-9】と同じ  |  |

| 【資料 3-3-2】 | 環太平洋大学 アセスメント ポリシーについて | 【資料 F-9】と同じ |
|------------|------------------------|-------------|
| 【資料 3-3-3】 | 令和 5(2023)年度 FD 関連資料集  |             |

#### 基準 4. 教員・職員

| 基準 4. 教貝・墹<br>┃ | 基準項目                                 |                |
|-----------------|--------------------------------------|----------------|
| コード             | 該当する資料名及び該当ページ                       |                |
| 4-1. 教学マネジメ     |                                      |                |
| 【資料 4-1-1】      | 環太平洋大学 教育経営会議規程                      | 【資料 F-9】と同じ    |
| 【資料 4-1-2】      | 教育経営会議議事録                            |                |
| 【資料 4-1-3】      | 環太平洋大学 IR 規程                         | 【資料 F-9】と同じ    |
| 【資料 4-1-4】      | 令和 5(2023)年度環太平洋大学組織図                | 【資料 1-2-10】と同じ |
| 【資料 4-1-5】      | 環太平洋大学 学則                            | 【資料 F-3】と同じ    |
| 【資料 4-1-6】      | 環太平洋大学 教授会規則                         | 【資料 F-9】と同じ    |
| 【資料 4-1-7】      | 教職員総会議事録                             |                |
| 【資料 4-1-8】      | 各組織の自己点検・評価の仕組み                      |                |
| 【資料 4-1-9】      | 各組織の自己点検評価報告書                        |                |
| 【資料 4-1-10】     | 令和 5(2023)年度環太平洋大学組織図                | 【資料 1-2-10】と同じ |
| 【資料 4-1-11】     | 学校法人創志学園 稟議規程                        | 【資料 F-9】と同じ    |
| 4-2. 教員の配置・     | 職能開発等                                |                |
| 【資料 4-2-1】      | 環太平洋大学 教育職員選考規程                      | 【資料 F-9】と同じ    |
| 【資料 4-2-2】      | 環太平洋大学 FD 実施推進委員会規程                  | 【資料 F-9】と同じ    |
| 【資料 4-2-3】      | 環太平洋大学 アセスメント ポリシーについて               | 【資料 F-9】と同じ    |
| 【資料 4-2-4】      | 5月教職員総会(総会スライド)                      |                |
| 【資料 4-2-5】      | 8月教職員総会(レジュメ)                        |                |
| 【資料 4-2-6】      | 授業観察報告書                              |                |
| 【資料 4-2-7】      | 1月教職員総会                              |                |
| 【資料 4-2-8】      | 共通科目の特色化(議事録)                        |                |
| 【資料 4-2-9】      | 新年度カリキュラム・マップ                        |                |
| 【資料 4-2-10】     | シラバスチェック                             |                |
| 【資料 4-2-11】     | 授業改善報告書                              |                |
| 4-3. 職員の研修      |                                      |                |
| 【資料 4-3-1】      | 環太平洋大学 SD 実施推進委員会規程                  | 【資料 F-9】と同じ    |
| 【資料 4-3-2】      | 学生 SD 議事録                            | 【資料 F-9】と同じ    |
| 【資料 4-3-3】      | 令和 5(2023)年度学生調査                     |                |
| 4-4. 研究支援       | ,                                    |                |
| 【資料 4-4-1】      | 環太平洋大学 学術研究推進委員会規程                   | 【資料 F-9】と同じ    |
| 【資料 4-4-2】      | 環太平洋大学 研究倫理委員会規程                     | 【資料 F-9】と同じ    |
| 【資料 4-4-3】      | 環太平洋大学 研究倫理委員会研究倫理審査要領及び研究倫<br>理指針   | 【資料 F-9】と同じ    |
| 【資料 4-4-4】      | 環太平洋大学 研究倫理チェック表                     |                |
| 【資料 4-4-5】      | 研究倫理審査を要するか否かの判断について                 |                |
| 【資料 4-4-6】      | 研究倫理委員会提出書類                          |                |
| 【資料 4-4-7】      | 環太平洋大学 公的研究費補助金取扱に関する規程              | 【資料 F-9】と同じ    |
| 【資料 4-4-8】      | 環太平洋大学 公的研究費の適正管理・監督に関する基本方針         | 【資料 F-9】と同じ    |
| 【資料 4-4-9】      | 環太平洋大学 研究費の不正使用の防止等に関する規程            | 【資料 F-9】と同じ    |
| 【資料 4-4-10】     | 環太平洋大学 研究活動の不正防止に関する規程               | 【資料 F-9】と同じ    |
| 【資料 4-4-11】     | 環太平洋大学 公的研究費補助金・研究活動の不正防止に関する運営・管理体制 |                |

| 【資料 4-4-12】 | 個人研究費・学内特別研究費使用ガイドブック  |             |
|-------------|------------------------|-------------|
| 【資料 4-4-13】 | 環太平洋大学 個人研究費規程         | 【資料 F-9】と同じ |
| 【資料 4-4-14】 | 環太平洋大学 学内特別研究費規程       | 【資料 F-9】と同じ |
| 【資料 4-4-15】 | 2023年度 個人研究費申請者リスト     |             |
| 【資料 4-4-16】 | 2023 年度 学内特別研究費使用状況報告書 |             |
| 【資料 4-4-17】 | 令和5年度科研費 申請者一覧         |             |
| 【資料 4-4-18】 | 令和 5(2023)年度 交付内定一覧    |             |

# 基準 5. 経営・管理と財務

| 基準項目        |                         |                |  |
|-------------|-------------------------|----------------|--|
| コード         | 該当する資料名及び該当ページ          | 備考             |  |
| 5-1. 経営の規律と | :誠実性                    |                |  |
| 【資料 5-1-1】  | 学校法人創志学園 寄附行為           | 【資料 F-1】と同じ    |  |
| 【資料 5-1-2】  | 学校法人創志学園 寄附行為施行細則       | 【資料 F-9】と同じ    |  |
| 【資料 5-1-3】  | 環太平洋大学 教育経営会議規程         | 【資料 F-9】と同じ    |  |
| 【資料 5-1-4】  | IPU・環太平洋大学 設備ガイド        | 【資料 2-4-20】と同じ |  |
| 【資料 5-1-5】  | 学校法人創志学園 個人情報の保護に関する規程  | 【資料 F-9】と同じ    |  |
| 【資料 5-1-6】  | 環太平洋大学 人権教育研究推進委員会規程    | 【資料 F-9】と同じ    |  |
| 5-2. 理事会の機能 | E                       |                |  |
| 【資料 5-2-1】  | 学校法人創志学園 寄附行為           | 【資料 F-1】と同じ    |  |
| 【資料 5-2-2】  | 学校法人創志学園 寄附行為施行細則       | 【資料 F-9】と同じ    |  |
| 5-3. 管理運営の円 | 引滑化と相互チェック              |                |  |
| 【資料 5-3-1】  | 学校法人創志学園 監事監査規則         | 【資料 F-9】と同じ    |  |
| 5-4. 財務基盤と収 | 双支                      |                |  |
| 【資料 5-4-1】  | 環太平洋大学 学生生徒等納付金の推移表     |                |  |
| 【資料 5-4-2】  | 環太平洋大学 学生生徒等納付金の計画表     |                |  |
| 【資料 5-4-3】  | 環太平洋大学 事業活動収支差額の実績推移表   |                |  |
| 5-5. 会計     |                         |                |  |
| 【資料 5-5-1】  | 学校法人創志学園 経理規程           | 【資料 F-9】と同じ    |  |
| 【資料 5-5-2】  | 学校法人創志学園 経理規程施行細則       | 【資料 F-9】と同じ    |  |
| 【資料 5-5-3】  | 学校法人創志学園 固定資産及び物品管理規程   | 【資料 F-9】と同じ    |  |
| 【資料 5-5-4】  | 学校法人創志学園 固定資産及び物品管理規程細則 | 【資料 F-9】と同じ    |  |
| 【資料 5-5-5】  | 学校法人創志学園 予算編成及び施行規程     | 【資料 F-9】と同じ    |  |
| 【資料 5-5-6】  | 学校法人創志学園 資産運用規程         | 【資料 F-9】と同じ    |  |
| 【資料 5-5-7】  | 学校法人創志学園 内部監査規則         | 【資料 F-9】と同じ    |  |

## 基準 6. 内部質保証

| 基準項目                  |                 |                 |             |  |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-------------|--|
| コード                   |                 | 該当する資料名及び該当ページ  | 備考          |  |
| 6-1. 内部質保証 <i>0</i> . | 6-1. 内部質保証の組織体制 |                 |             |  |
| 【資料 6-1-1】            | 環太平洋大学          | 学則              | 【資料 F-3】と同じ |  |
| 【資料 6-1-2】            | 環太平洋大学          | 自己点検評価委員会規程     | 【資料 F-9】と同じ |  |
| 【資料 6-1-3】            | 環太平洋大学          | 教育経営会議規程        | 【資料 F-9】と同じ |  |
| 【資料 6-1-4】            | 環太平洋大学          | 内部質保証推進委員会規程    | 【資料 F-9】と同じ |  |
| 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価 |                 |                 |             |  |
| 【資料 6-2-1】            | 環太平洋大学          | FD 実施推進委員会規程    | 【資料 F-9】と同じ |  |
| 【資料 6-2-2】            | 環太平洋大学          | アセスメント ポリシーについて | 【資料 F-9】と同じ |  |

| 【資料 6-2-3】 | 環太平洋大学 内部質保証推進委員会規程 | 【資料 F-9】と同じ |
|------------|---------------------|-------------|
| 【資料 6-2-4】 | 環太平洋大学ホームページ        |             |
| 【資料 6-2-5】 | 環太平洋大学 IR 規程        | 【資料 F-9】と同じ |

## 基準 A. 「挑戦と創造の教育」

| 基準項目                          |                               |            |  |  |
|-------------------------------|-------------------------------|------------|--|--|
| コード                           | 該当する資料名及び該当ページ                | 備考         |  |  |
| A-1. 「挑戦と創造の教育」に基づく社会貢献       |                               |            |  |  |
| 【資料 A-1-1】                    | 地域貢献活動報告書 (体育学部)              |            |  |  |
| 【資料 A-1-2】                    | 地域貢献活動報告書(次世代教育学部)            |            |  |  |
| 【資料 A-1-3】                    | 地域貢献活動報告書(経済経営学部)             |            |  |  |
| 【資料 A-1-4】                    | 地域貢献活動報告書 (コンソーシアム岡山)         |            |  |  |
| 【資料 A-1-5】                    | 地域貢献活動報告書 (教員免許更新講習会)         |            |  |  |
| 【資料 A-1-6】                    | 地域貢献活動報告書(学校支援ボランティア)         |            |  |  |
| 【資料 A-1-7】                    | 他組織との連携・協力に関する協定書集(スポーツ振興)    |            |  |  |
| 【資料 A-1-8】                    | 他組織との連携・協力に関する協定書集(教育・文化・学術)  |            |  |  |
| 【資料 A-1-9】                    | 他組織との連携・協力に関する協定書集 (大規模災害)    |            |  |  |
| 【資料 A-1-10】                   | 環太平洋大学・体育会 社会連携活動報告書 (2023年度) |            |  |  |
| A-2. スポーツと学業の両立による次世代を担う人材の育成 |                               |            |  |  |
| 【資料 A-2-1】                    | 環太平洋大学・体育会戦績報告書(2023年度)       |            |  |  |
| 【資料 A-2-2】                    | 就職の状況(過去3年間)                  | 【表 2-5】と同じ |  |  |

## 特記事項

| 基準項目             |                   |    |  |  |
|------------------|-------------------|----|--|--|
| コード              | 該当する資料名及び該当ページ    | 備考 |  |  |
| 特-1. 礼法の指導と実践    |                   |    |  |  |
| 【資料特-2-1】        | 環太平洋大学学生便覧        |    |  |  |
| 特−2. 保護者面談       |                   |    |  |  |
| 【資料特-2-2】        | 環太平洋大学 保護者面談実施報告書 |    |  |  |
| 特-3. 4年後に責任を持つ大学 |                   |    |  |  |
| 【資料特-2-3】        | 環太平洋大学 パンフレット     |    |  |  |

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

#### 環太平洋大学 令和5年度 自己点検評価書

編 集 環太平洋大学 令和6年度 自己点検・評価委員会

発 行 日 令和 6 年 (2024 年) 12 月

発 行 所 IPU·環太平洋大学

☞709-0863 岡山県岡山市東区瀬戸町観音寺 721

Tel. (086) 908-0200(代) Fax. (086) 908-0280

印刷製本 友野印刷株式会社

☞700-0035 岡山県岡山市北区高柳西町 1-23

Tel. (086) 255-1101(代) Fax. (086) 253-2965